

総務・警察常任委員会及び
予算特別委員会総務・警察分科会
議事次第

令和7年6月24日（火）
午後1時30分～
於：第6委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）

4 閉 会

令和7年6月府議会定例会 総務・警察常任委員会 報告事項

(知事直轄組織(知事室長)・総務部)

- 京都府国土強靱化地域計画の改定(中間案)について

(知事直轄組織(職員長))

- 包括外部監査結果に基づく措置状況について
- 地方職員共済組合本部からの「旧御所西京都平安ホテル」に係る土地・建物の取得意向照会について

(総務部)

- 府税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施について
- 公契約大綱等の見直しについて

(警察本部)

- 風俗関係事犯の現状について

京都府国土強靱化地域計画の改定（中間案）について

令和 7 年 6 月

（改定に関する主な内容について）

1 計画の概要（策定趣旨）

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に規定された国土強靱化地域計画として策定したものであり、本府の国土強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進するためのアンブレラ計画として、国計画との整合を図りつつ、各分野の個別計画において掲げた施策や指標等を総論的・理念的に示した指針。

現行計画の計画期間は令和 3 年～令和 7 年度。

2 改定の趣旨

国土強靱化基本法第 14 条の規定に基づき、令和 5 年 7 月に改定された国の計画（国土強靱化基本計画）との調和を図りつつ、能登半島地震など、前回改定以降に発生した大規模災害を踏まえた上で、「京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プラン」等の改定内容を反映し、新たな課題やそれらに対応する施策を盛り込むもの。

3 主な改定内容

第 1 章 基本的な考え方

「計画を推進する上での基本的な方針（17 事項）」を国計画の改定に合わせ、「国土強靱化政策の展開方向（35 事項）」に整理

国計画における 主な変更内容	・防災インフラの整備、ライフラインの強靱化、事業継続性確保を始めとした官民連携の強化などの項目に整理
-------------------	--

第 3 章 脆弱性評価

国土強靱化基本法において、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で脆弱性評価を行うこととされており、本府においては、国土強靱化基本計画で設定された最悪の事態を基本に、京都府独自の内容を含めた「起きてはならない最悪の事態」を設定。令和 5 年の国計画の改定を踏まえ、現行計画の 45 項目を再編・統合し 35 項目とした。

<p>国計画における 主な変更内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「事前に備えるべき目標」を8項目から、「直接死を最大限防ぐ」、「関連死を最大限防ぐ」等の6項目に再編 ・上記の再編に合わせて、関連する「起きてはならない最悪の事態」を組替
---------------------------	---

第4章 国土強靱化の推進方針

個別施策分野及び横断的分野毎に、国土強靱化の推進方針を掲げた項目であり、国計画との整合を図り、横断的分野に1分野を追加するとともに、避難所の環境整備、孤立集落の発生への対策、ドローン活用等のデジタル活用施策など、分野毎に京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの改定において新たに盛り込まれた施策等を追加

<p>国計画における 主な変更内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横断的分野（旧計画では5項目）に「デジタル活用」を追加し、6項目に変更
---------------------------	--

参考:強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 **【抜粋】**

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

京都府国土強靱化地域計画 改定案の概要①

(点線囲みは、今回の主な改定箇所)

はじめに

■ 趣旨、計画の位置づけ

国土強靱化基本法の趣旨等を踏まえ、府民、市町村、国、事業者等とともに、大規模自然災害等から速やかに復旧・復興ができる強い安心・安全な京都府づくりを進めるための指針となる計画を策定

■ 計画期間 概ね5年間(令和7年11月～令和13年3月)

第1章 基本的な考え方

■ 基本目標

- ①人命の保護が最大限に図られること
- ②京都府内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- ③府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④迅速な復旧復興に資すること

■ 国土強靱化政策の展開方向(17事項 ⇒ 35事項)

※改定前は「計画を推進する上での基本的な方針」

第2章 京都府の地域特性等

- 地勢・成り立ち ■ 気象 ■ 人口

第3章 脆弱性評価

■ 想定するリスク

- 地震(南海トラフ地震及び直下型地震)
- 日本海側における津波
- 豪雨等による土砂災害・風水害等及びこれらに起因する二次災害
- 複合災害(大規模災害と感染症のまん延の同時発生等)

■ 京都府における「起きてはならない最悪の事態」

国土強靱化基本計画における設定を基本に、本府独自の内容を含む**35項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、脆弱性を評価** ※改定前の45項目を再編・統合

第4章 国土強靱化の推進方針

■ 個別施策分野 ※ 斜体は新規・拡充施策を盛り込んだ項目

- (1)行政機能／警察・消防等
本部機能の強化、防災拠点施設等の耐震化・機能維持、原子力災害対策
- (2)住宅・都市／環境
ライフライン施設の応急復旧体制構築、被災者の生活対策、帰宅困難者対策
- (3)保健医療・福祉
医療・福祉施設の耐震化等、災害時の医療・救護体制の整備、要配慮者への支援
- (4)エネルギー
エネルギー供給の多様化
- (5)情報通信
府民への通信手段の確保、災害危険情報の収集・伝達体制の確立
- (6)産業構造／金融
BCP推進による京都全体の活力の維持、工業用水道施設の耐震化
- (7)農林水産
農地・農業用施設の防災対策、森林の整備・保全、漁港の機能保全等
- (8)交通・物流
交通・物流施設の耐震性の向上、交通基盤・輸送機関の災害対応力強化
- (9)国土保全／国土利用
総合的な治水・土砂災害対策、河川情報等の提供、インフラ分野におけるDXの推進
- (10)中央官庁機能バックアップ等【府独自】
外交・儀礼機能のバックアップの充実・強化
- (11)伝統・文化の保全【府独自】
文化財の保護・保全及び防火対策、文化財建造物等の耐震化

■ 横断的分野

- (A)リスクコミュニケーション
災害危険情報の提供、府民に対する防災教育・訓練、外国籍府民等への災害時支援等
- (B)人材育成
地域防災の担い手育成、消防団の活動支援
- (C)官民連携
自主防災組織の活動促進、NPO・ボランティアとの連携強化
- (D)老朽化対策
安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新

(E) デジタル活用

災害危険情報の収集・提供・伝達体制の確立、ドローン等の活用

第5章 計画の推進

- 計画の進捗管理 ■ 施策の重点化

京都府国土強靱化地域計画 改定案の概要②

背景

① 国基本計画の改定 (R5.7)

- ▶ **社会情勢の変化等**に関する事項
- ▶ **地域における防災力**の一層の強化（地域力の発揮）
- ▶ **デジタル等新技術の活用**による施策の高度化

② 地震防災対策など分野別計画の改定

- ▶ **令和6年能登半島地震等**、近年の自然災害からの教訓
- ▶ 主要な活断層の**被害想定見直し結果**を踏まえた対策
- ▶ 京都府**危機管理センター**の機能を最大限活用

新たに盛り込んだ施策等

デジタル等の活用

- **ヘリ・ドローン等**を活用した**孤立集落への物資輸送体制**の整備
- 被害認定調査の迅速化等を進めるとともに、**火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握**の強化
- **民間企業がICT・AI技術**を活用して**提供する情報**を入手し、災害対策に活用する仕組みの構築
- 令和6年4月から国において運用を開始した**新たな総合防災情報システム(SOBO-WEB)と京都府総合防災情報システムの連携**及びそれらを**効率的に活用した訓練**の実施
- 衛星通信システムの活用など、**避難所における防災DXの活用促進**
- **インフラ分野**においてデジタル技術を活用し、**生産性の向上や維持管理の効率化**

ハード対策

- 新たに策定した上下水道耐震化計画に基づく**急所施設及び避難所等の重要施設に係る管路等の耐震化にあわせ、災害時の代替性・多重性**の確保の推進
- 汚水処理機能の確保及び管路破損に起因する道路陥没等の未然防止のための**終末処理場や幹線管渠の老朽化対策**の実施

ソフト対策

- **避難所におけるプライバシーの確保**や健康維持に必要なパーティション・簡易ベッド等の資機材確保
- **多様なニーズに配慮**した避難所の自主的な運営への支援
- トイレトレーラーの広域的確保、民間入浴施設の活用など、**避難所における快適なトイレ環境や入浴施設**の確保
- 炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用など、避難所生活の長期化に伴う**避難所の食事環境の整備**
- 被災学校へ教職員などを派遣し、**「教育活動の早期再開」や「児童生徒の心のケア」**等を支援する体制の構築

京都府国土強靱化地域計画

(中間案)

令和7年6月

京 都 府

目 次

はじめに	1
1 趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 地域計画の基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化	
3 中長期的に取り組むべき課題	
4 国土強靱化政策の展開方向	
第2章 京都府の地域特性等	13
1 地勢・成り立ち	
2 気象	
3 人口	
第3章 脆弱性評価	15
1 想定するリスク	
2 京都府における「起きてはならない最悪の事態」	
(参考) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	22
第4章 国土強靱化の推進方針	64
1 国土強靱化に関する施策分野	
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
第5章 計画の推進	99
1 計画の進捗管理	
2 施策の重点化	
(別紙) 施策分野別事業一覧	100

はじめに

1 趣旨

(1) これまでの経過

平成 25 年 12 月に、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）（以下「強靱化基本法」という。）が公布・施行された。

国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を進め、平成 26 年 6 月には、強靱化基本法第 10 条に定める「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。

また、平成 30 年 12 月には、基本計画策定以降に頻発した災害を踏まえた脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果をもとに、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定されるとともに基本計画が改定され、令和 2 年 12 月には、取組の更なる加速化・深化を図るため「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が閣議決定された。

さらに、令和 5 年 6 月には強靱化基本法が改正され、推進が特に必要となる施策の内容・事業規模等を示す「国土強靱化実施中期計画」の策定が法律に位置づけられるとともに、同年 7 月には近年の社会経済情勢等を踏まえ基本計画が改定された。

京都府においては、平成 21 年度より「京都府戦略的地震防災対策指針」及び「京都府戦略的地震防災対策プラン」（以下「京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プラン」という。）を策定し、地震防災対策を推進するとともに、平成 28 年度には、平成 24 年から 3 年連続して発生した大規模な浸水被害を踏まえ「災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号）」を制定するなど、安心・安全な京都づくりを進めており、この取組に合わせ、平成 28 年 11 月に強靱化基本法第 13 条に基づく計画として「京都府国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定した。また、コロナ禍の教訓や社会経済情勢の変化、国の動向等も踏まえつつ、令和 3 年 3 月に地域計画を改定したところである。

(2) 改定の趣旨

令和 3 年 3 月の地域計画改定後も、京都府内に甚大な被害を与えた令和 5 年台風第 7 号の発生をはじめ、自然災害は激甚化・頻発化している。また、

令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震により、多数の孤立集落の発生や避難生活の長期化等の新たな課題が顕在化したほか、同年8月には日向灘を震源とする地震が発生し、初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められる。

また、気候変動に伴い激甚化・頻発化する土砂災害・風水害等により、大規模地震後の復旧時に他の自然災害が同時発生するリスク等、様々な自然災害発生時を想定した対策が必要となっている。

さらに、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤であるインフラの老朽化対策が極めて大きな課題となっていることから、これにより社会生活や経済が機能不全に陥ることのないよう、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることが急務である。

加えて、人口減少・少子高齢化が進行し、地方の過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となる中、災害対応の迅速化・適切化等にデジタル技術を活用し、防災・減災、国土強靱化の取組をより効率的に進める必要がある。

また、災害予測や災害発生時等、様々な段階においてデジタルの力で対応力を強化することが重要である。

こうした背景のもと、地域計画のこれまでの取組を点検するとともに、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化、国の動向、府内最大の被害が想定される花折断層帯をはじめとする主要な活断層の地震被害想定の見直し結果等を踏まえつつ、本計画の改定を行うこととする。

なお、本計画が今後の研究成果等を踏まえたものとなるよう、適宜見直しを行っていくものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、強靱化基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、京都府の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、府政運営の指針である京都府総合計画及び京都府地域防災計画、京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プラン等の国土強靱化に係る計画との調和を図ることとする。

3 計画期間

概ね5年間で推進期間とする。

第1章 地域計画の基本的な考え方

1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、府民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 府内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

2 地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化

近年、大規模地震の切迫性の高まりや地球規模の気候変動等、災害リスクの高まりに加え、エネルギー・食料の安定供給に関するリスクの高まりや、デジタル革命、SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）の社会浸透など、国土強靱化を取り巻く情勢が急速に変化している。

また、前回の地域計画の改定以降、我が国は令和6年能登半島地震等の自然災害を経験し、新たな教訓を得た。とりわけ、自助・共助・公助の各々の関係者が多様化する中、より総合的・横断的な対応が求められている。

今後、中長期の将来にわたる国土強靱化の取組は、次表に示す「地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化」を踏まえた上で、課題を整理し、政策の展開方向に沿って具体的な施策を推進することとする。

地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化

(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項	1) 「自律・分散・協調」型社会の促進
	2) 事前復興の発想の導入促進
	3) 地震後の洪水等の複合災害への対応
	4) 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応
(2) 分野横断的に対応すべき事項	1) 環境との共生
	2) インフラの強靱化・老朽化対策
	3) 横断的なリスクコミュニケーション（災害弱者等への対応）
(3) 社会情勢の変化に関する事項	1) 気候変動の影響
	2) グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現
	3) 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
	4) SDGsとの協調
	5) デジタル技術の活用
	6) パンデミック下における大規模自然災害
(4) 近年の災害で得られた新たな知見	1) 災害関連死に関する対策
	2) コロナ禍における自然災害対応

(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項

1) 「自律・分散・協調」型社会の促進

今後 30 年以内に高い確率で発生するとされている南海トラフ地震等を踏まえば、その影響を強く受ける地域に主要な機能が過度に集中する状況は避ける必要がある。人口が密集する地域が大規模災害に見舞われた際の被災者の受入れや政府機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備を推進することにより、自然災害に対する「しなやかさ」を高めることが重要である。

また、コロナ禍を背景に、リモートワークの普及等により暮らし方や働き方が多様化し、二拠点居住や田園回帰への意識が高まったことも踏まえ、若者世代や女性に開かれた魅力的な地域づくりを進めるとともに、新名神高速道路や山陰近畿自動車道等をはじめとする高速交通ネットワークを強化し、人流・物流の多重性・代替性を確保するなど、平時と有事の両面から「自律・分散・協調」型社会を形成する必要がある。

2) 事前復興の発想の導入促進

「より良い復興（Build Back Better）」という概念は定着してきているが、大規模災害が発生した後の混乱の中で、被災前よりも災害に強い地域に復興していく姿を描くことは容易ではない。

平時から、あらかじめ 30 年、50 年の大計を描き、どのような地域を目指すのか、長期的・広域的に考えておくことが重要である。

3) 地震後の洪水等の複合災害への対応

大規模地震後の復旧には相応の時間が必要なことを踏まえれば、その間に風水害等が発生する可能性があることは、令和6年能登半島地震及び令和6年9月能登半島豪雨からも明らかであり、原子力災害も含めた複合災害を想定し、あらゆる危機事象に有効な事前防災を推進することが重要である。

4) 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

未曾有の巨大・広域災害への対応に当たっては、最大クラスの地震が発生する場合のみならず、時間差で大規模な地震が発生する場合の時間的・空間的影響を考慮した対応の検討を通じて、事前の備えを強化するほか、あらかじめ過去の災害経験から得られた知見について情報発信・共有化を図り、初動対応に必要な専門スキルを有する人材や物資を確保可能な体制を構築するなど、ハード・ソフトの両面から取り組む必要がある。

なお、一たび災害が発生すれば、迅速かつ正確な被害状況の把握が必要となるため、情報収集手段の冗長性を確保することも重要である。

(2) 分野横断的に対応すべき事項

1) 環境との共生

気候変動対策に関しては、「パリ協定（平成27年国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）採択、平成28年発効）」で定められた世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて1.5℃に抑える努力をするという目標の実現に不可欠な「カーボンニュートラル」の実行が国際的な潮流となっている。

また、生物多様性の損失が深刻化する中、「昆明・モントリオール生物多様性枠組（令和4年生物多様性条約締約国会議（COP15）採択）」に即して、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるという「ネイチャーポジティブ」の考え方にに基づき、令和12年（2030年）までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」の実現等が求められている。

例えば、遊水地のような、防災機能に加え生物多様性保全機能も期待できる防災施設は、整備後の土地の利用形態等を含めた検討により、住民が子育てをし、老後も住み続けたいと思える故郷の風景を残すために活用されるべきである。

これらを踏まえれば、気候変動の影響が深刻化する中、「ネイチャーポジティブ」の考え方は、今後国際社会の中でも主流となるものであり、地域が有する豊かな自然の恵みを生かすグリーンインフラの活用を積極的に推進し、NbS（Nature-based Solutions：自然を活用した解決策）の考え方に基づく取組を拡大していくことが必要である。

なお、太陽光等の再生可能エネルギーの導入に当たっては地域との共生の観点が必要となっていることから、地域環境の悪化を招かないよう、関係法令等に基づき、適切に対応する必要がある。

2) インフラの強靱化・老朽化対策

自然災害の激甚化・頻発化やインフラ施設の老朽化が加速度的に進行している状況を踏まえ、インフラが求められる機能を発揮するためには、正しく設計・施工・維持管理を行う必要がある。

このため、防災関連施設はもとより、交通インフラ、エネルギー関連インフラ等、官民を問わず公共性の高いインフラについて、災害外力を見直し、適切な補強等を行うとともに、定期的な点検・診断の結果に基づく老朽化対策を講じていく必要がある。

その際、土木系を含む技術系職員をはじめ、メンテナンスに携わる担い手が不足している状況も踏まえ、新技術や点検・補修データの利活用などにより、インフラメンテナンスの効率化を図る必要がある。

3) 横断的なリスクコミュニケーション（災害弱者等への対応）

様々な主体がリスク情報の受信者とも発信者ともなる現代において、リスクコミュニケーションは、災害リスクを正確に認識し、生命を守るための確かな行動を促す上で重要な要素であり、災害弱者や情報弱者も含め、確実に実施される体制づくりが必要である。

(3) 社会情勢の変化に関する事項

1) 気候変動の影響

近年、これまで経験してこなかった気象現象が各地域で発生しており、国土交通省が行った試算によると、気温が産業革命以前と比べて2℃上昇した場合、降雨量が約1.1倍、洪水発生頻度が約2倍になると試算されている。また、IPCC報告書によると、平均海面水位は0.29～0.59m上昇し、台風が強大化することが予測されている。

世界各地でこれまで経験のない気象災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しており「気候危機」の時代とも言われている。今後、地球温暖化の進行に伴って、その強度と頻度が増加することが懸念されており、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が必要となっている。

災害外力の増大に伴い、防ぐことのできない災害も増加することを想定し、ハード・ソフトを組み合わせ、柔軟に対応することが重要である。

2) グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現

地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につなげるという考えの下、国は令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、令和7年2月には「GX2040ビジョン」を閣議決定し、エネルギーの安定供給の確保、経済成長、脱炭素を同時実現するため、政策の具現化等を進めることとしている。

これらの取組の一環として、地域の防災拠点に設置された非常用電源に再

生可能エネルギーを活用するほか、分散型電源等を整備するなど、地域のレジリエンスの向上を図ることが必要である。

3) 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給

エネルギー・食料等の安定供給を取り巻く世界情勢は激動の時代を迎えており、ウクライナ情勢など国際紛争下において一層厳しさを増している。

このため、国全体で太陽光・風力等の再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギー源を確保するとともに、有事でもエネルギー供給が途絶えにくいシステムを構築する必要がある。あわせて、コージェネレーションの活用や家庭単位での取組も含めた様々な省エネルギーの取組を進める必要がある。

食料については、気候変動による生産作物への影響や、大規模自然災害下における家畜伝染病の流行等の影響も考慮した取組が必要である。府内製造業のサプライチェーンに関し、海外からの供給に影響が生じ得ることに鑑み、供給ルートの複線化などを強化する必要がある。

4) SDGs との協調

気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫する中、府民の生命・財産を守り、災害の被害に遭う方を一人でも減らすため、防災・減災、国土強靱化に取り組み、官民が一体となって質の高いインフラ投資を行うことは、SDGs においても非常に重要である。

民間の力を活用し、社会課題解決に向けた取組を推進すると同時に、多様性に富んだ包摂的な社会や、一極集中から多極化した社会を形成し、地域を活性化するための施策を推進する必要がある。

特に、多様性に富んだ包摂的な社会を実現するためには、性別や世代、障害の有無等の垣根を越えて、多様な人々がお互いを認め、一体感を持って国土強靱化に向かって取り組む「DEI (Diversity: 多様性、Equity: 公平性、Inclusion: 包摂性)」の考え方が広く認識されるよう取り組むことが重要である。

具体的には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～(令和2年5月)」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るほか、障害者や高齢者、訪日外国人旅行者を災害情報弱者として取り残すことがないように配慮するなどの「誰ひとり取り残さない」ための取組が必要である。

これらの取組を通じ、社会福祉に精通した多様な職員・NPO 等による避難所運営への参画や、ジェンダーバランス等の多様性に配慮した避難所運営体制の確保を府域全体に展開する必要がある。

5) デジタル技術の活用

世界に類をみない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行し、地方の過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となる中、ICT の進化やネットワー

ク化により、地域や社会の在り方、産業構造が急速に変化する大変革期、新しい時代（Society5.0）が到来し、デジタル技術はその実証の段階から実装の段階へと着実に移行しつつある。

このため、避難計画の策定や災害対応の迅速化・適切化、防災情報の高度化等にデジタル技術を活用し、防災・減災、国土強靱化をより効率的に進める必要がある。

その際、インフラ・防災・減災分野において、人工知能（AI）、IoT、クラウドコンピューティング、ソーシャル・ネットワークサービス（SNS）、デジタルツイン等、その時点における最先端のデジタル技術や通信基盤の活用を進めることが重要である。

また、単なるデジタル技術の活用にとどまらず、業務そのものや組織、プロセスの変革を含む概念であるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組により、災害予測、事前復興、災害発生時等、様々な段階においてデジタルの力で対応力を強化することが重要である。

6) パンデミック下における大規模自然災害

長期に及ぶパンデミック下で医療従事者が対応に追われる中、自然災害が発生することも十分あり得ることから、コロナ禍において経験したことを踏まえた備えが重要である。

なお、リモートワークの普及による暮らし方・働き方の多様化は、東京一極集中のリスクを分散する上で有効であり、「自律・分散・協調」型社会を促進する観点からも考慮する必要がある。

（4）近年の災害で得られた新たな知見

1) 災害関連死に関する対策

令和6年能登半島地震など近年の災害では、避難所の衛生環境の悪化や避難生活の長期化による災害関連死も多く発生している。

このため、避難生活が長期化する場合、生活環境の改善を図るほか、避難者に対する心身のケアについて具体的な事案に学ぶ形で改善を図るなど、災害関連死を防ぐ取組を進めることが必要である。

2) コロナ禍における自然災害対応

令和2年には、コロナ禍において全国で大水害が相次いで発生し、避難所における感染症対策が課題となった。今後も、一たび感染症がまん延すれば、一定期間継続することを前提に、感染症と自然災害の同時発生を想定しておく必要がある。

その際、車中泊の活用も含め、感染の可能性がある避難者を他の避難者と隔離する手法や、トイレ等の共用設備の使用区分け等、具体的な避難所運営を見据えた事前の備えが必要である。

3) 孤立に関する対策

令和6年能登半島地震では、道路の寸断などにより、多数の孤立集落が発生した。

このため、船舶やヘリコプターを使った海路・空路による救助活動や物資輸送体制の充実のほか、備蓄物資の最適な配置等について、取り組みを進める必要がある。

3 中長期的に取り組むべき課題

前節の「地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化」を踏まえ、中長期的に取り組むべき課題は以下のとおりである。

中長期的に取り組むべき課題

(1) 大規模自然災害への備えをより盤石に
(2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる国土づくり
(3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現
(4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

(1) 大規模自然災害への備えをより盤石に

大規模地震の切迫性の高まりや、気候変動に伴う洪水発生頻度の増加及び平均海面水位の上昇が予測される中、事前防災対策を強化することが重要であり、京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランに基づく取組を推進するほか、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた「流域治水」の取組として、堤防の整備や排水機場の強化、河道掘削・浚渫を実施するなど、防災インフラの整備を更に推進する必要がある。

また、賢く使う観点から、ダムの事前放流など洪水調節機能を有する施設の操作等、既存の防災インフラの高度化・効率化を進めるとともに、老朽化したインフラ施設の予防保全に取り組むなど、適切な維持管理を推進する必要がある。

さらに、自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用し、自然災害に対する府域全体の強靱化を図ることが必要である。

一たび自然災害が発生すると、災害対応拠点となる避難者受入施設・医療機関等の環境を構築し、順次改善・充実させる必要がある。その拠点が相応の期間使用される場合には、災害関連死を可能な限り生じさせない取組も重要である。

(2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる国土づくり

大規模地震による直接死を最大限防ぐ観点から、構造物の耐震化・耐災害性強化を促進することが重要である。また、被害が長期化しても一定の水準

で日常生活や社会経済活動が継続されるよう、あらかじめ事前復興を考えておくことが重要である。

このため、被災地域が孤立する可能性も考慮し、救援救護が到着するまでの間、生命を守るために必要な通信・エネルギーを確保できるよう、地産地消の再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型の仕組みの導入を図るほか、ミッシングリンクの解消やリダンダンシーの確保、交通結節点の機能強化等、総合交通ネットワークの機能強化や浸水被害等の自然災害から命を守るための避難路の整備を進め、交通・物流手段を確保する必要がある。

このほか、GXの実現のための新たな取組を活用して、大規模自然災害発生後における迅速な経済活動の復旧を図ることが必要である。

(3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現

より豊かな社会活動・地域づくりを行う上で、デジタル等新技術の活用は今や欠かせないものであり、国土強靱化の分野においても、様々な気象観測データやスーパーコンピュータ等を活用した気象予測、ヘリやドローンによる情報集約の一層の迅速化・効率化、電子媒体を用いたプッシュ型の情報受発信システムの活用等が期待されている。少子高齢化が進む中、限られた人員でも効率的に災害対応等の活動を可能にする観点から、デジタル技術を最大限活用する必要がある。

一方、デジタル技術の活用に際しては、情報弱者に陥りやすい高齢者、障害者等に対して配慮・工夫が必要である。

これらの点も踏まえ、デジタル技術の活用を通じて、日常生活と災害時等有事の際の双方において、住民が安心して住み続けたいと思える地域づくりを進めることが重要である。

(4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

国土強靱化を実効性あるものにするためにも、国・地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切な連携及び役割分担の下、民の自助や共助の活性化、民の力を公助へ活用することを更に進めていく必要がある。

例えば、災害時における事業継続性の確保や、ライフライン・交通ネットワークの維持・早期復旧に当たっては、道路や港湾等の公共施設の強靱化のみならず、通信・エネルギーをはじめとする民間施設の強靱化を促進することが重要である。

また、発災後の迅速な復旧復興に当たっては、被災者の支援体制を充実させる必要がある、災害保険等の活用など相互扶助の分野も含めて総合的に取り組むべきである。民間企業の防災関連技術の活用や、民間主導による防災・減災に関する地域貢献活動等も進められており、民間主導の取組の更なる活性化を図ることが重要である。

このようなハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野において多様なニーズを生み出し、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす可能性を秘めており、持続的な経済成長を促す観点からも取組を強化する必要がある。

4 国土強靱化政策の展開方向

近年、気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化している一方で、これまでの国土強靱化の着実な取組により、大規模な被害を抑制する効果が一定程度発揮されている。

こうした点や前節で述べた「中長期的に取り組むべき課題」を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を一層強化していく必要がある。これまで進めてきた「府民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、「災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化」の取組に加え、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、「地域における防災力の一層の強化による『地域力の発揮』」の2点を新たな施策の柱とし、国土強靱化に、デジタルと地域力を最大限生かしていく。

具体的には、以下の「国土強靱化政策の展開方向（基本的な方針）」に沿って取組を進める。

国土強靱化政策の展開方向

(1) 府民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	1) 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
	2) 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策
	3) 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化
	4) 避難所としても活用される学校施設等の環境改善、防災機能の強化
	5) 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用
	6) 建設・医療をはじめ国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化
(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化	1) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
	2) 人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保、防災拠点の整備
	3) 予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策
	4) 災害発生時にも可能な限り安定的な通信サービスの確保
	5) 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給

(3) デジタル等 新技術の活用による 国土強靱化施策 の高度化	1) 事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有
	2) 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル（ロボット・ドローン・AI等）を最大限活用
	3) 災害時における個人確認の迅速化・高度化
	4) デジタルを活用した地方の安全・安心の確保
	5) 災害時にもデータを失うことがないよう分散管理
	6) デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保
	7) その他様々な地域の課題をデジタルで解決
(4) 災害時における 事業継続性確保をはじめ とした官民連携強化	1) サプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
	2) 民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援
	3) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
	4) 防災投資や民間資金活用、公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化
	5) 民間企業等における防災教育の充実
	6) 医療の事業継続性確保の支援
	7) 大規模災害時における効率的・広域的な遺体の埋火葬体制づくり
(5) 地域における 防災力の一層の 強化	1) 避難生活における災害関連死の最大限防止
	2) 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
	3) 地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
	4) DEI（多様性、公平性、包摂性）の観点を踏まえたSDGsとの協調
	5) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
	6) 高齢者、障害者、子ども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
	7) 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション
	8) 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
	9) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
	10) 地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携

第2章 京都府の地域特性等

1 地勢・成り立ち

京都府は、日本列島のほぼ中央に位置し、南北に細長い形状をしている。

日本海に面する府北部地域の海岸線は変化に富むリアス式海岸で、豊富な景勝地や天然の良港に恵まれている。大部分が中山間地域である府中部地域は、府内を流れる2つの水系の一級河川が流れており（丹波山地を境に大阪湾に注ぐ淀川水系、日本海に注ぐ由良川水系）、その流域には亀岡盆地、福知山盆地をはじめとする小盆地が点在している。府南部地域では、浸水想定区域内に大都市や市街地が発達しており、桂川・宇治川・木津川の三川合流地点を要に、山城盆地が扇状に広がっている。また、京都府には23本もの天井川があり、これは全国2位の数である。

府内の山はすべて1,000メートル以下であり、活火山はない。

また、京都府には平安京以来1,200年を超える長い歴史と伝統があり、これらを活かして、世界水準の大学・研究機関、企業の集積や豊かな自然環境等、魅力的な資源・資産が多数存在している。都市としての長い歴史を持つ中、豊かな文化が育まれるとともに、古くから交通の結節点・要衝としての特性を有してきた。関西圏の中央部に位置し、首都圏が被災した場合にも、中央官庁機能のバックアップを果たしうる条件を備えている。

2 気象

京都府の気候は、そのほぼ中央に位置する丹波山地を境にして北部と南部に大別される。北部は日本海気候、南部は太平洋（瀬戸内）気候の特性をそれぞれ示す。

平均年間降水量は、北部（舞鶴）では1,941mm、南部（京都）は1,523mmである。近年では、局地的豪雨が増加し、浸水被害が発生している。

3 人口

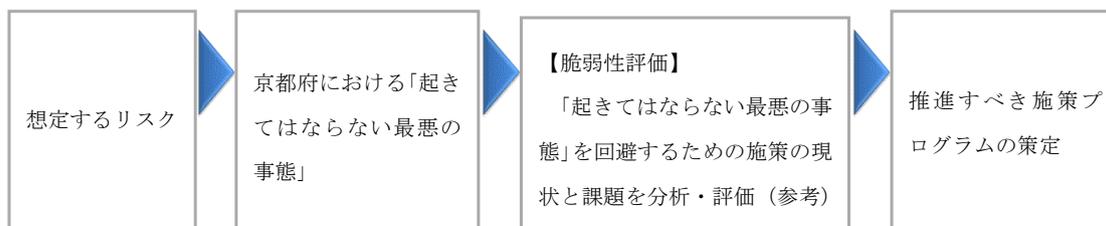
京都府の総人口は、令和7年1月1日現在 251.8 万人（推計人口）であり、平成16年の 264.8 万人をピークとして本格的な人口減少局面にある。

京都市の人口は約 143.6 万人（同上）であり、一部地域を除き減少傾向にあるものの、府の総人口の半数以上（約 57%）を占めている。また、大阪通勤圏である府南部地域では、人口が集中する地域が連たんしており、災害発生時の安全性の確保の観点から留意が必要である。

一方、府域の7割は中山間地域であり、また、府北部地域においては人口の減少とともに地域偏在化が加速しており、災害発生時の住民又は集落の孤立防止の観点から留意が必要である。

第3章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を次の枠組及び手順により行った。脆弱性評価の結果は(参考)のとおり。



1 想定するリスク

府民生活及び経済への影響を考慮して、発生すれば甚大な被害が生じる地震(南海トラフ地震、直下型地震)、日本海側における津波及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する有害物質の拡散・流出等の二次災害、また、地震と豪雨による複合大規模災害や、感染症まん延下における大規模な自然災害の発生等を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

(1) 地震・津波

① 南海トラフ地震

30年以内の発生確率が80%程度(令和7年1月時点)と高くなっている南海トラフ地震については、山城地域及び京都市を中心として、死者約860名、全壊・焼失建物約70,000棟の大きな被害が生じることが想定されている。

② 直下型地震

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、我が国で初めて都市を直撃した直下型地震であり、地震の規模は淡路島北部を震源としてマグニチュード7.3(兵庫県の一部では震度7、京都市中京区では震度5を観測)、死者6,400余名、負傷者43,700余名に上る甚大な人的被害をもたらした。

また、平成30年に発生した大阪北部地震では、大阪府で震度6弱、京都市で震度5強が観測され、死者6名、重傷者62名、61,000棟を超える家屋等の被害が発生した。

京都府には、府域への影響が懸念される活断層が数多く分布しており、府内で最大の被害発生が懸念される花折断層帯地震では、死者約

4,660名、全壊・焼失建物約134,210棟の甚大な被害が生じると想定されている（京都府地震被害想定調査（2024）による）。

また、個別の断層について、国は「奈良盆地東縁断層帯」、「上町断層帯」及び「琵琶湖西岸断層帯（北部）」における地震の発生確率が相対的に高いと公表している（「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（地震調査研究推進本部））。

近年発生した大規模な地震は次のとおり。

◇ 平成30年 大阪北部地震（6月18日）

大阪府北部を震源地とする地震が発生。大阪府で震度6弱、京都府で震度5強を観測。

震度（5弱以上）：

震度6弱：大阪府

震度5強：京都府（京都市の一部、亀岡市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町）、大阪府

震度5弱：京都府（宇治市、城陽市、向日市、京田辺市、南丹市、井手町、精華町）、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県

被害状況：死者6名（うち、京都府なし）、重傷62名（うち、京都府1名）、軽傷400名（うち、京都府24名）

全壊21棟（うち、京都府なし）、半壊483棟（うち京都府8棟）、一部損壊61,266棟（うち京都府3,424棟）

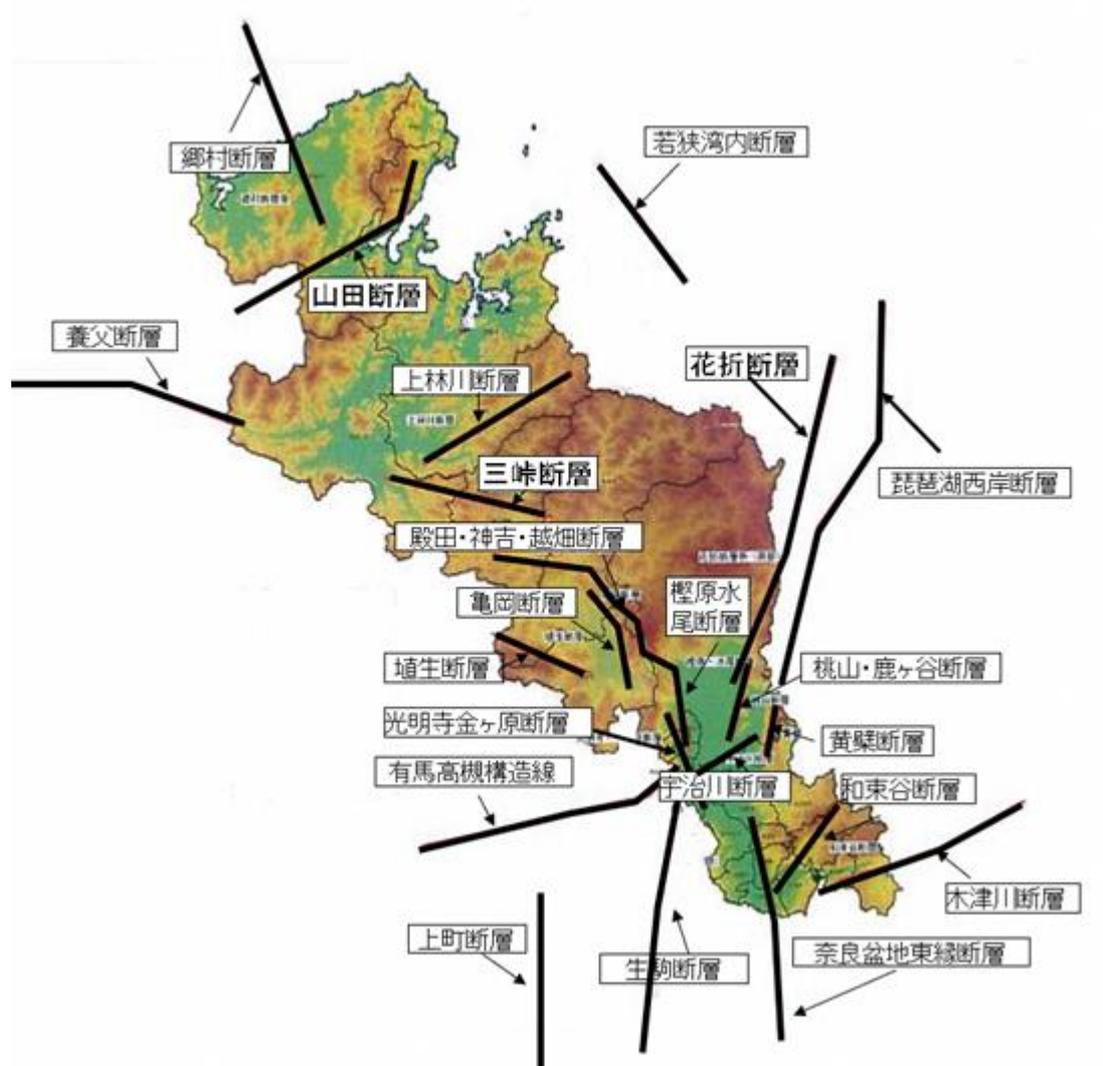
火災7件（うち、京都府なし）

被害額（京都府）：282,639千円

③ 津波

中丹・丹後地域では、平成26年8月に公表された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」による調査結果を基に、京都府が平成27年度に設定した津波浸水想定において、府内海岸部で最大10.9mの津波水位が想定されている。この津波浸水想定に基づき、平成28年度には津波災害警戒区域の指定を行った。

【府内・周辺の主要な活断層の位置】



(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

京都府では、昭和 26 年、山城及び口丹波地方を中心とした局地的な豪雨により、南桑田郡篠村字柏原（現亀岡市柏原）を流れる年谷川上流の平和池が決壊し、死者・行方不明者 114 名の人的被害をもたらした。

さらに、昭和 28 年には、木津川上流域を中心に雷を伴った激しい豪雨に見舞われた。和束町では総雨量 428mm の記録的な大雨に見舞われ、ため池の決壊や小河川の氾濫により、死者・行方不明者 336 名の犠牲者が出る大惨事となった。この大雨は非常に狭い範囲で降ったことから、報道機関によって「集中豪雨」という言葉が使われた最初の事例となった。

また、平成 24 年には京都府南部豪雨、平成 25 年には台風 18 号、平成 26 年には 8 月豪雨と、3 年連続で大規模な風水害が発生。平成 30 年には、府域すべての観測地点で総雨量が月平均降水量を超過し、2,300 棟を超える浸水被害のあった 7 月豪雨や、府域の一部地域で観測史上最大の最大瞬間風速を記録した台風第 21 号といった大規模な風水害が立て続けに発生し、甚大な被害が発生した。

近年発生した大規模な風水害は次のとおり。

◇ 平成 30 年 7 月豪雨（7 月 6 日～7 月 8 日）

府域すべての観測地点で総雨量が月平均降水量を超過

雨量等：総雨量 620mm（南丹市）、565mm（京都市左京区）

時間最大 61mm（綾部市、舞鶴市）

被害状況：死者 5 名、重傷 1 名、軽傷 6 名

全壊 18 棟、半壊 50 棟、一部損壊 83 棟

床上浸水 544 棟、床下浸水 1,760 棟

被害額（京都府）：27,038,661 千円

◇ 平成 30 年 台風第 21 号（9 月 4 日）

京田辺市及び南丹市で観測史上最大の最大瞬間風速を記録

雨量等：総雨量 113mm（南丹市） 時間最大 56mm（南丹市）

最大瞬間風速（観測史上最大）：京田辺市（京田辺）34.4m/s、

南丹市（美山）28.1 m/s、南丹市（園部）27.1 m/s

被害状況：重傷者 3 名、軽傷者 56 名

全壊 4 棟、半壊 45 棟、一部損壊 11,532 棟

床上浸水 4 棟、床下浸水 15 棟

被害額（京都府）：6,509,558 千円

【近年発生した大規模災害における被害の様子】



平成 30 年 大阪北部地震
平成 30 年 6 月 18 日
(窓ガラスが破損した京都向日町競輪場 (向日市))



平成 30 年 7 月豪雨
平成 30 年 7 月 6 日～7 月 8 日
(舞鶴宮津線 (宮津市皆原) の路肩欠壊)



平成 30 年 7 月豪雨
平成 30 年 7 月 6 日～7 月 8 日
(綾部市上杉町の土砂崩れ現場)



平成 30 年 台風第 21 号
平成 30 年 9 月 4 日
(平野神社拝殿倒壊 (京都市北区、府指定建造物))

2 京都府における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靱化基本法第17条第3項）。京都府においては、国土強靱化基本計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、6つの「事前に備えるべき目標」と京都府独自の内容を含めた35の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態			
I. 人命の保護が最大限に図られること	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生		
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生		
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）		
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生		
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		
II. 府内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生		
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱		
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
		2-7	大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止		
		2-8	自然災害と原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散の同時発生		
		III. 府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
				3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
IV. 迅速な復旧復興に資すること	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱		
		3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全		

	3-3	府・市町村の職員・施設等の被災・感染症のまん延による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
	4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3	海上輸送の機能の停止による物流への甚大な影響
	4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による府民生活・商取引等への甚大な影響
	4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、府民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5	幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4	住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による京都府経済への甚大な影響

(参考) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

<p>1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生</p>
<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none">・防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率 95.1%（令和6年度） [危機管理部]・大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震化率 91.9%（令和6年度） [危機管理部]・京都府公共施設等管理方針の策定（平成28年度策定（令和3年度改定済）） [総務部]・隣保館の耐震化率 94.4%（令和6年度） [文化生活部]・私立学校（幼・小・中・高）の耐震化率 91.3%（令和6年度） [文化生活部]・災害拠点病院の耐震化率 100%（令和6年度） [健康福祉部]・社会福祉施設の耐震化率 92.1%（令和2年度） [健康福祉部]・住宅の耐震化率 約90%（令和5年度） [建設交通部]・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約84%（令和6年度） [建設交通部]・主要鉄道駅の耐震化率 100.0%（令和6年） [建設交通部]・大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画の作成数 1,278箇所（令和6年度） [建設交通部]・公立学校（幼・小・中）の耐震化率 99.8%（令和6年度） [教育委員会] <p>※公立高等学校の耐震化率 100.0%（平成28年度）</p>
<p>(住宅・建築物等の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 住宅の耐震化率は、約90%（令和5年推計値）であり、一定の進捗がみられるが、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を含めた幅広い減災対策を施した住宅（減災化住宅）への改修等を一層促進する必要がある。 (危機管理部、建設交通部)○ 学校、公民館、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。 (危機管理部、文化生活部、健康福祉部、建設交通部、教育委員会)○ ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。 (全部局)○ 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）の耐震化率は、84.3%（令和6年度）であり、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれ

があることから、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に耐震化を促進する必要がある。

(建設交通部)

- 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、市町村と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。

(建設交通部)

- 府営住宅等については、建替え等により、耐震化・不燃化を進めるとともに、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、安全性を確保していく必要がある。

(建設交通部)

- 市町村における次期建築物耐震改修促進計画の策定を促進するとともに、令和4年3月に改定した府の公共施設等総合管理計画（京都府公共施設等管理方針）に基づいた取組を進める必要がある。

(総務部、建設交通部、教育委員会)

- 防災拠点施設等の耐震化を計画的に進め、耐震状況を公表するとともに、天井崩壊防止対策、スプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、安全性を確保していく必要がある。

(危機管理部、総務部、文化生活部、健康福祉部、教育委員会)

(文化財建造物等の耐震化等)

- 文化財建造物等は観光客等不特定多数の者が訪れることが多いことから、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震化及び保存修理を促進する必要がある。

(文化生活部、教育委員会)

(地震に強いまちづくり等の推進)

- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。

(建設交通部)

(建築物の応急危険度判定及び宅地の危険度判定)

- 地震発生後の二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を速やかに実施できるよう、京都府においては協議会を設け、近畿府県や判定の実施主体となる市町村等と連携を図っているところであるが、甚大な地震被害を想定し、体制の充実・強化を図る必要がある。

(建設交通部)

(国、府、市町村連携による防災対策)

- 府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。

(危機管理部)

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・ 消防水利の設置数 60,851 基（令和 5 年度） [危機管理部]
 - ・ 府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0%（令和 6 年度） [建設交通部]
 - ・ 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 196 箇所の内 175 箇所（令和 6 年度）
[建設交通部]
 - ・ 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策） 91.4%（令和 6 年度）
[建設交通部]
 - ・ （再掲）防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率 95.1%（令和 6 年度） [危機管理部]
 - ・ （再掲）大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震化率 91.9%（令和 6 年度） [危機管理部]
 - ・ （再掲）私立学校（幼・小・中・高）の耐震化率 91.3%（令和 6 年度） [文化生活部]
 - ・ （再掲）災害拠点病院の耐震化率 100%（令和 6 年度） [健康福祉部]
 - ・ （再掲）社会福祉施設の耐震化率 92.1%（令和 2 年度） [健康福祉部]
 - ・ （再掲）住宅の耐震化率 約 90%（令和 5 年度） [建設交通部]
 - ・ （再掲）要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約 84%（令和 6 年度） [建設交通部]
 - ・ （再掲）公立学校（幼・小・中）の耐震化率 99.8%（令和 6 年度） [教育委員会]
- ※公立高等学校の耐震化率 100.0%（平成 28 年度）

（火災発生の防止対策）

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、感震ブレーカーの設置、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動等について府民に啓発する必要がある。

（危機管理部）

（住宅密集地における延焼防止対策）

- 大規模地震による市街地火災のリスクが高い危険な密集市街地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う土地区画整理事業及び公園緑地整備事業を市町村と連携しながら推進する必要がある。

（建設交通部）

- 密集市街地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。

（建設交通部）

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、約 90% (令和 5 年推計値) であり、一定の進捗がみられるが、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を含めた幅広い減災対策を施した住宅 (減災化住宅) への改修等を一層促進する必要がある。(再掲)
(危機管理部、建設交通部)
- 防災拠点施設等の耐震化を計画的に進め、耐震状況を公表するとともに、天井崩壊防止対策、スプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、安全性を確保していく必要がある。(再掲)
(危機管理部、総務部、文化生活部、健康福祉部、教育委員会)
- 学校、公民館、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。(再掲)
(危機管理部、文化生活部、健康福祉部、建設交通部、教育委員会)
- ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。(再掲)
(全部局)
- 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの (要緊急安全確認大規模建築物) の耐震化率は、84.3% (令和 6 年度) であり、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれがあることから、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に耐震化を促進する必要がある。(再掲)
(建設交通部)

(救助体制の強化のための耐震化)

- 消火活動、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する必要がある。
(建設交通部)

(文化財の防火対策)

- 文化財所有者等による防災設備の整備や日常点検、防火訓練等の実施を支援する必要がある。
(文化生活部、教育委員会)
- 市町村と連携し、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援を行う必要がある。
(文化生活部、教育委員会)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の5市町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）の割合 0%（令和6年度） [危機管理部]

(河川、海岸等の整備・耐震化及び機能保全の推進)

- 日本海側で想定される津波に備えて、国、府、市町や関係機関が連携し、設計津波に対応できる海岸保全施設等や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を進める必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

- 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化等の対策を関係機関が連携して進める必要がある。

(建設交通部)

(河川管理施設、海岸保全施設及び港湾施設等の整備、維持管理等)

- 大規模津波による災害が想定される河川、海岸、港湾等の施設や府民が避難する際の誘導に活用される道路情報板等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適正な管理に努め、津波襲来時にもこれらの施設等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事等を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(津波避難体制の整備)

- 津波防災に関する広報・啓発活動を実施するとともに、津波避難計画やハザードマップの作成・改訂の促進や実践的な避難訓練の実施を促進することなどにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(危機管理部)

- 日本海沿岸市町における津波浸水想定を平成28年3月に設定し、津波災害警戒区域を平成29年3月に指定したことから、今後は市町における避難計画の整備・充実を支援する必要がある。

(危機管理部)

(避難誘導體制の強化)

- 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、市町村、警察、消防と地元消防団、自治会等の連携を強化する必要がある。

(危機管理部、警察本部)

(国、府、市町村連携による防災対策)

- 府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。(再掲)

(危機管理部)

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

<指標：現状値>

- ・調査を要する防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価の実施 88箇所(令和6年度) [農林水産部]
- ・対策に必要な防災重点農業用ため池の廃止・整備工事の着手数 17箇所(令和6年度) [農林水産部]
- ・防災重点農業用ため池に係るハザードマップ作成率 96.7%(令和6年度) [農林水産部]
- ・府が管理する河川のうち、河川改修事業実施中の河川における浸水想定区域の面積 約3,224ha(令和6年度) [建設交通部]
- ・府管理河川の河川整備率(時間雨量50mm(概ね1/10規模)に対応できる整備が完成した区間の整備率) 37.6%(令和5年度) [建設交通部]
- ・市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図の作成・公表 府が管理する全377河川(令和4年) [建設交通部]
- ・地籍調査進捗率 約8%(令和5年度) [建設交通部]
- ・(再掲)津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の5市町(舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)の割合 0%(令和6年度) [危機管理部]

(総合的な治水対策の推進)

- 京都府域では、近年の気候変動等の影響により、水災害の更なる頻発化、激甚化が懸念されることから、河川については河道の掘削や築堤、下水道については雨水貯留施設の整備等のハード対策を一体となって着実に進める必要がある。また、公園や公共施設等を利用した貯留浸透施設の整備、田んぼダム・農業用ため池の活用等、土地利用と一体となった減災対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水・高潮ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソフト対策を行うことにより、計画規模を超える豪雨等にも対処できる総合的な治水対策を国、市町村と連携しながら一層推進する必要がある。

さらに、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備え

る水防災意識社会の再構築を一步進め、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換を推進する必要がある。

(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

(河川、下水道施設等の整備推進)

- 淀川水系の宇治川・木津川・桂川、由良川水系及び日本海側の二級河川について、国や市町村と連携し、必要に応じて河川整備計画の変更や新規策定を進めるとともに、整備計画に基づいた施設整備を着実に進めていく必要がある。

(建設交通部)

- 河川整備については、洪水を安全に流下させるための河道の掘削・築堤・護岸の工事、放水路、排水機場やダム等の治水対策を進めてきたが、未だ整備途上であり、近年浸水被害を受けた河川及び国等と連携して整備を行う河川の改修、河川堤防の質的強化及び天井川の切下げ等の対策を重点的に実施し、一層の治水対策の強化を図る必要がある。さらに河川堤防や排水機場の耐震化、京都府南部地域に多い天井川の地震対策を進める必要がある。

(建設交通部)

- 下水道施設の雨水対策については、公共下水道の雨水幹線や雨水貯留施設の整備を促進するとともに、桂川右岸流域下水道の「いろは呑龍トンネル」の残る3箇所接続施設を早期に供用開始することにより浸水被害の軽減を図る必要がある。また、住宅等に雨水貯留タンク（通称：マイクロ呑龍）を設置して府民総ぐるみで雨水を「貯める」取組を市町村と連携しながら進めることにより、浸水被害の軽減と防災意識の向上を図る必要がある。

(建設交通部)

(河川、下水道施設等の適切な維持管理等)

- 河川堤防、樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設、海岸保全施設及び雨水幹線等の下水道施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、集中豪雨時等でも施設の機能が確実に発揮されるよう、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を着実に進める必要がある。

(建設交通部)

(高潮対策としての海岸保全施設等の整備・補強)

- 台風等異常気象時において高潮による市街地等の浸水を防ぐため、海岸保全施設等の整備・補強を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(農業用水利施設の防災対策)

- 人的被害を及ぼすおそれのある農業用ため池（防災重点農業用ため池）を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の整備や適切な維持管理を行うとともに、農業用ため池の事前放流による雨水貯留等の治水対策に取り組む必要がある。また、防

災重点農業用ため池に係るハザードマップを活用して、府民の防災意識の向上を図る必要がある。

(農林水産部)

(ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)

- マルチハザード情報提供システムの周知を行うとともにその情報更新を随時行い、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を維持することにより、府民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

- 市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図は、令和4年10月に府管理の全377河川について作成・公表が完了したことから、今後は、河川整備状況や土地利用に大きな変化が生じた場合に浸水想定区域図を更新する必要がある。

(建設交通部)

- 近年の台風大型化、線状降水帯の発生等に起因する豪雨により、中小河川の氾濫による浸水被害が発生するリスクが高まっており、防災上、重要な河川に水位計を設置するとともに、避難判断の目安となる水位の設定を推進する必要がある。

(建設交通部)

- 中小河川では、降雨による水位上昇が急激に発生し、リアルタイムの雨量・水位情報の提供だけでは、住民の早期避難に繋がらず逃げ遅れが生じるため、防災上、重要な河川において、水位の予測情報を市町村に提供するなど、災害時の対応力を強化する必要がある。

(建設交通部)

(国、府、市町村連携による防災対策)

- 府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。(再掲)

(危機管理部)

(河川、海岸等の整備・耐震化及び機能保全の推進)

- 日本海側で想定される津波に備えて、国、府、市町や関係機関が連携し、設計津波に対応できる海岸保全施設等や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を進める必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部)

- 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化等の対策を関係機関が連携して進める必要がある。

(再掲)

(建設交通部)

(河川管理施設、海岸保全施設及び港湾施設等の整備、維持管理等)

- 大規模津波による災害が想定される河川、海岸、港湾等の施設や府民が避難する際の誘導に活用される道路情報板等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適正な管理に努め、津波襲来時にもこれらの施設等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事等を進めていく必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(津波避難体制の整備)

- 日本海沿岸市町における津波浸水想定を平成 28 年 3 月に設定し、津波災害警戒区域を平成 29 年 3 月に指定したことから、今後は市町における避難計画の整備・充実に支援する必要がある。(再掲)

(危機管理部)

(災害に強い情報通信基盤の整備)

- 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワーク完全二重化や光ファイバネットワーク経路の複線化、防災行政無線のデジタル化整備等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部)

(災害情報の迅速・的確な把握)

- ドローンやヘリテレ映像等により火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握を強化する必要がある。

(危機管理部)

(防災拠点施設等における電源の確保)

- 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。

(総務部、施設所管部局)

(関係機関等による情報連絡体制の整備)

- 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。

(危機管理部、警察本部)

(地籍調査の推進)

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、地籍調査を進める必要がある。

(建設交通部)

(関係機関の連携強化と避難体制の強化)

- 平成 25 年台風第 18 号においては、府内の天ヶ瀬ダム等でただし書き操作（異常洪水時防災操作）による緊急放流を行い、日吉ダム、大野ダムではサーチャージ水位（洪水時設計水位）を超えるなど切迫した状況となった。今後、この教訓を踏まえ、サーチャージ水位を超える出水も想定して国、府、市町村等、関係機関との一層の連携強化と府民への情報提供、避難体制の強化を図る必要がある。

(建設交通部)

(低地地域の河川施設の耐震化等)

- 堤防、水路橋、排水機場の耐震化を促進する必要がある。
- 市町村が管理する河川施設の改良整備を促進する必要がある。

(建設交通部)

(建設交通部)

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・ 山地災害危険地区の整備数 1,768 箇所(令和 5 年度) [農林水産部]
- ・ 間伐実施面積 1,714ha(令和 5 年度) [農林水産部]
- ・ 土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）による土砂災害警戒区域等の指定
17,360 箇所（令和 6 年度） [建設交通部]
- ・ 土砂災害から保全される人家戸数 2.08 万戸（令和 6 年度） [建設交通部]
- ・ 土砂災害から保全される要配慮者利用施設及び避難所の施設数 [建設交通部]
要配慮者利用施設 73 施設（令和 6 年度）
避難所 179 施設（令和 6 年度）
- ・ 土石流対策施設等による対策済みの土砂災害警戒区域数 533 箇所（令和 6 年度） [建設交通部]
- ・ 地すべり防止施設の整備済数 23 箇所（令和 5 年度） [建設交通部]
- ・ 急傾斜地崩壊防止施設による対策済みの土砂災害警戒区域数 451 箇所（令和 6 年度）
[建設交通部]

(総合的な土砂災害対策の推進)

- 府内には、令和 6 年度末時点において 17,360 箇所の土砂災害警戒区域が存在するが、社会経済上重要な施設等の保全に係る土砂災害対策として砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策だけでは多くの時間と費用がかかり、速やかに府民の生命や財産を守ることができない状況にある。このため、ハード整備の着実な推進に併

せて、市町村とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、府民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(土砂災害対策のハード整備)

- 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の一層の整備の推進が必要である。しかし、未整備箇所が数多く残されていることから、国の施策等を効果的に活用しながら、要配慮者利用施設や避難所等を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(土砂災害警戒区域の指定等)

- 令和6年度末時点で17,360箇所を土砂災害警戒区域等に指定済であるが、近年、全国的に土砂災害警戒区域外でも人的被害が発生しており、高精度な地形情報を活用した調査などにより土砂災害警戒区域等の追加指定を推進する必要がある。また、概ね5年ごとに、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については土砂災害警戒区域等の見直しを行う必要がある。

(建設交通部)

(砂防施設等の維持管理等)

- 砂防えん堤等の砂防関係施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、異常豪雨時等にも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(災害に強い森林づくり)

- 山地災害を未然に防ぐため、被害発生リスクの高い箇所において治山・森林整備事業等を実施し、万が一災害が発生してもその被害規模が最小限に抑えられるよう、危険木の処理や再造林などによる森林管理を迅速かつ適切に実施する必要がある。

(農林水産部)

(危険情報の収集・提供体制の確立)

- 土砂災害、地すべり、重要施設の耐震化・液状化・排水等に係るハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進するとともに、河川堤防、道路・橋梁の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び府民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(建設交通部)

(国、府、市町村連携による防災対策)

- 府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。(再掲)

(危機管理部)

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・ 府有除雪機械の保有台数 63 台 (令和6年度) [建設交通部]

(雪害への対策)

- 豪雪による孤立地域の発生や、家屋倒壊を防ぐため、市町村と協力し効率的な除雪のための仕組みを維持する必要がある。

(建設交通部)

- 府管理道路の除雪作業に使用する除雪機械については、耐用年数に応じた機械更新を適切に行うなど、体制の維持確保に努める必要がある。

(建設交通部)

- 大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、府、市町村、鉄道事業者等が連携して帰宅困難者の安全を確保することが必要である。

(危機管理部・建設交通部)

- 倒木による道路の通行不能や、電柱倒壊、断線が同時多発的に発生することから、感電等の二次災害を防止しながら倒木撤去作業を行う必要があるため、道路管理者、電力事業者及び電気通信事業者間における連携体制を平時から構築しておく必要がある。また、事前に電気施設に関わる倒木危険箇所を把握し、道路等のインフラ重要度に応じて、電柱の移設、事前伐採等による予防保全を進める必要がある。

(危機管理部・建設交通部)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

<p>2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>
<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具固定率 45.2% (令和6年度) [危機管理部] ・自主防災組織の組織率 90.9% (令和6年度) [危機管理部] ・自主防災リーダーの養成数 3,100人 (令和6年度) [危機管理部] ・消防団員の充足率 83.7% (令和6年度) [危機管理部] ・地域の消防等の行政機関との間で共同訓練等を実施している府立学校の割合 64.8% (令和5年度) [教育委員会] ・(再掲) 防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化率 95.1% (令和6年度) [危機管理部]
<p>(救助体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等と連携した広域受援計画の策定を進め、大規模災害時の災害対応の実効性を高めるとともに、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。 (危機管理部、建設交通部、警察本部) ○ 発災時、直ちに対応する警察署員のレスキュー技能向上のため、機動隊等におけるレスキュー技能指導員の育成・強化を図るとともに、訓練施設を活用して実践的な教養・訓練を反復実施し、災害対応能力を維持する必要がある。 (警察本部) ○ 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊(広域警察航空隊)、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、ヘリポート機能など広域防災活動拠点の機能強化を進めるとともに、府災害対策航空運用調整マニュアルに基づく運用体制を維持・強化する必要がある。 (危機管理部、警察本部) <p>(警察機能の維持対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察機能の不全に備えて確保している警察署の代替施設への移転訓練等を行うなど、平時から管内情勢を踏まえた機能維持対策を推進する必要がある。 (警察本部) <p>(防災拠点の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災拠点施設となる庁舎、警察署等の耐震化を計画的に推進する必要がある。 (危機管理部、総務部、警察本部、施設所管部局)

(家庭・学校・地域等における防災対策)

- 府民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。

(危機管理部)
- 地域毎に意見交換しながら地区防災計画や水害等避難行動タイムラインを作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。

(危機管理部、教育委員会)
- 指導者向けに、防災教育を含む学校安全研修等を継続して実施するなど、教職員の危機対処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する必要がある。

(教育委員会)
- 府及び市町村の災害ボランティアセンター機能を強化・充実するとともに、自主防災リーダーや災害ボランティアを育成し、地域防災力を高める必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)
- 消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や府立消防学校による消防団員の教育訓練等により、消防団員の養成を行う必要がある。

(危機管理部)
- 消防団員や自主防災組織・自治会等と連携した避難訓練等を実施し、災害時に適切な避難ができるような人材の養成を行う必要がある。

(危機管理部)

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

<指標：現状値>

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の養成数 60 チーム(令和6年度) [健康福祉部]
- ・福祉避難サポートリーダーの養成数 延べ2,237人養成(令和6年度) [健康福祉部]
- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）の養成数 延べ213人(令和6年度) [健康福祉部]
- ・災害用医薬品流通備蓄量 27,000人分(17薬効) (令和6年度) [健康福祉部]
- ・広域医療搬送拠点（SCU）の運用資機材の整備数 1箇所(令和6年度) [健康福祉部]
- ・信号機電源付加装置の整備数 762機(令和6年度) [警察本部]
- ・府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合
11.2%(令和4年度) [総合政策環境部]
- ・府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合
18.3%(令和4年度) [総合政策環境部]
- ・(再掲) 災害拠点病院の耐震化率 100%(令和6年度) [健康福祉部]

- ・（再掲）社会福祉施設の耐震化率 92.1%（令和2年度） [健康福祉部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0%（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 196箇所の内 175箇所（令和6年度）
[建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策） 91.4%（令和6年度）
[建設交通部]
- ・（再掲）府有除雪機械の保有台数 63台（令和6年度） [建設交通部]

（災害時におけるエネルギーの確保）

- 災害拠点病院については自家発電装置や燃料タンク等を設置しており、3日程度のエネルギー供給は可能であるが、長期途絶の場合には、関係機関との連携により緊急的な燃料供給が可能となるよう、エネルギー確保に努める必要がある。
(危機管理部、健康福祉部)

（緊急輸送道路等の確保、整備等）

- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携等により、災害時の緊急輸送道路等、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。
(建設交通部、警察本部)
- 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める必要がある。また、緊急輸送道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等対策を着実に推進する必要がある。
(建設交通部)

（緊急輸送道路等の適切な維持管理等）

- 緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。
(建設交通部)

（府内医療機関等の耐震化）

- 府内全ての医療機関、社会福祉施設の耐震診断及び耐震改修を促進する必要がある。
(健康福祉部)

(特別な配慮が必要な人への支援)

- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定や計画に基づいた訓練の実施、京都DWATによる福祉支援や福祉避難サポートリーダーの育成、保健師による健康調査等により、被災者への福祉支援提供体制の確保を進める必要がある。

(健康福祉部)

(災害時の医療・救護体制の整備)

- 京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する必要がある。

(健康福祉部)

- DMA Tの養成を進めるとともに、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施する必要がある。

(健康福祉部)

- 災害拠点病院の設備の整備のほか、医療機関の被害状況の把握体制や救護所への応援体制、医薬品・医療用品の確保体制を強化する必要がある。

(健康福祉部)

- 災害支援ナースの災害対応能力を向上させる必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

- ドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制を構築するため、災害拠点病院のヘリポートの整備やS C Uの整備、運用計画の策定、訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

(健康福祉部)

- 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制の強化や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、交通監視カメラや信号機電源付加装置等交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進するなど、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。

(危機管理部、健康福祉部、建設交通部、警察本部)

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

<指標：現状値>

- ・ 市町村が管理する下水管渠(公共下水道)における地震対策実施率 38.9% (令和5年度) [建設交通部]
- ・ 府が管理する下水管渠(流域下水道)における地震対策実施率 67.2% (令和6年度) [建設交通部]
- ・ 多様な視点での防災対策意見交換会の開催 1回 (令和6年度) [危機管理部]
- ・ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の養成数 延べ44名 (令和6年度) [健康福祉部]
- ・ (再掲) 福祉避難サポートリーダーの養成数 延べ2,237人養成 (令和6年度) [健康福祉部]
- ・ (再掲) DWATの養成数 延べ213人(令和6年度) [健康福祉部]

(被災地・避難所の衛生管理)

- 避難所等における感染症のまん延を防止するため、衛生環境を適切に確保するとともに、換気や避難者スペースの確保を促進する必要がある。
(危機管理部、健康福祉部)
- 感染症のまん延防止のため、市町村と連携し、有症者の隔離、被災者の衣食住等、生活全般について衛生環境を整備する体制の構築を図る必要がある。
(健康福祉部)
- 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する必要がある。
(危機管理部、総合政策環境部、文化生活部)
- マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」の整備について、市町村を支援する必要がある。
(建設交通部)
- 避難所のユニバーサルデザイン化を推進し、全ての方が安心して過ごすことのできる避難所づくりを推進する必要がある。
(健康福祉部)
- 被災者等の健康・食事管理やメンタルヘルスケアの充実を図る必要がある。
(健康福祉部)
- 生活不活発病への予防等リハビリテーション支援の充実を図る必要がある。
(健康福祉部)
- 水循環型シャワーや手洗いスタンド等新たな資機材を活用し、避難所の環境整備を進める必要がある。
(危機管理部)
- 洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの広域的確保、民間入浴施設の活用等、避難所における快適なトイレ環境や入浴施設の確保を推進する必要がある。
(危機管理部)
- 炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用等、避難生活の長期化に伴う避難所の食事環境の整備を推進する必要がある。
(危機管理部)
- 避難所におけるプライバシーの確保や健康維持に必要な、パーティションや簡易ベッド等の資機材の確保を推進する必要がある。
(危機管理部)
- 多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営を支援する必要がある。
(危機管理部、文化生活部)

(特別な配慮が必要な人への支援)

- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難

サポーターリーダーや福祉専門職からなるDWA Tの養成を進める必要がある。(再掲)

(健康福祉部)

(下水道施設の耐震化)

- 災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を着実に進める必要がある。

(建設交通部)

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

<指標：現状値>

- ・重点備蓄品目充足率(府+市町村)
飲料水 165.3%、毛布 138.8%、その他品目 100%以上(令和6年度) [危機管理部]
- ・水産物流通拠点の舞鶴漁港(府管理)の耐震・耐津波対策の整備率
0.0%(令和6年度) [農林水産部]
- ・府管理の漁港(舞鶴漁港、中浜漁港)で策定した長寿命化計画(機能保全計画含む)に基づくハード対策の実施率
58.0%(令和6年度) [農林水産部]
- ・府内の耐震強化岸壁の延長 260m(令和6年度) [建設交通部]
- ・(再掲)府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0%(令和6年度) [建設交通部]
- ・(再掲)府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 196箇所の内 175箇所(令和6年度)
[建設交通部]
- ・(再掲)府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率(路面段差防止対策) 91.4%(令和6年度)
[建設交通部]
- ・(再掲)府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合
11.2%(令和4年度) [総合政策環境部]
- ・(再掲)府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合
18.3%(令和4年度) [総合政策環境部]

(緊急物資の備蓄促進)

- 必要量を確保できる備蓄倉庫を整備し計画的な備蓄を進めるとともに、府民や企業に対しては、3日分(可能であれば1週間分)の備蓄推奨に係る啓発を実施する必要がある。

(危機管理部)

- 給水車の整備等、応急給水の確保体制を整備する必要がある。

(建設交通部)

(避難所への支援物資の適切な輸配送)

- 物資の確保・調達及び輸配送について関西広域連合と連携して構築した0次物資拠点の体制を維持・強化する必要がある。

(危機管理部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送道路、緊急交通路を確保する必要がある。

(建設交通部、警察本部)

- 救急救援活動等に必要な重要物流道路、代替・補完路及び緊急輸送道路等（以下「緊急輸送道路等」という。）や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する必要がある。

(建設交通部)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路や直轄国道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。

(建設交通部)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(農林水産部、建設交通部)

- 災害時に海の物資輸送ルートの確保により人流・物流インフラ機能を維持するため、津波、高潮及び海岸侵食等に備えて、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を着実に進める必要がある。

(建設交通部)

- がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や応急復旧等のために必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があることから、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。

(建設交通部)

(海岸・港湾施設の整備等)

- 海岸施設の点検を実施し、避難施設、避難路の整備等を進める必要がある。

(建設交通部)

- 被災地支援を考慮した港湾施設の整備及び整備計画の策定を進める必要がある。

(建設交通部)

(関係団体との協力体制の強化)

- 関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し、連携訓練を実施するなど、物資供給に係る協力体制を強化する必要がある。

(危機管理部)

(避難所の体制確保)

- 避難所の運営体制を整備するとともに、市町村、学校、地元自治会等と連携して避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する必要がある。

(危機管理部、教育委員会)

- 避難所に太陽光発電等をさらに整備するとともに、飲料水、電気、ガス、通信等が断絶した場合に早期に復旧できる体制を整備する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部)

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

<指標：現状値>

- ・ 帰宅困難者対策訓練等の実施回数 1回 (令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 防災拠点施設 (庁舎、警察署、避難所等) の耐震化率 95.1% (令和6年度)

[危機管理部]

(一時避難所の確保)

- 避難所やホテル・旅館の耐震化を進めるとともに、一時避難所として中規模ホテル・旅館をはじめとする民間の施設が活用できるよう、避難所としての指定を促進する必要がある。さらに、コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者や観光関連事業者等と連携した帰宅支援ステーションの充実を図る必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部、建設交通部)

(帰宅困難者対策)

- 市町村、警察、消防等と連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進するとともに、企業等に対しては従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す必要がある。

(危機管理部、警察本部)

- 関西広域連合と連携し、災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結事業者をさらに拡大していく必要がある。

(危機管理部)

(観光客対策)

- 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報提供体制を構築するなど、各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を促進する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

- 外国人観光客に対しては、わかりやすい日本語や多言語による情報へのアクセス方法について周知する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(鉄道不通時の代替輸送手段の確保等)

- 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、被害の状況に応じて、公共交通機関と連携し、代替輸送手段や一時滞在施設等の確保に努める。

(危機管理部、建設交通部)

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 重点備蓄品目充足率 (府+市町村)
飲料水 165.3%、毛布 138.8%、その他品目 100%以上 (令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 府有除雪機械の保有台数 63台 (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0% (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 196箇所の内 175箇所 (令和6年度)
[建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) 91.4% (令和6年度)
[建設交通部]

(孤立可能性地域の災害対応体制の整備)

- 孤立集落の発生に備え、孤立可能性のある地域を把握して整備した最新のデータベースを活用して、市町村及び自衛隊・警察・消防等の実動機関と共有することで、通信手段の確保、救出・救助資機材、車両の整備、救出・救助訓練の実施等、対応能力の向上を図る必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(孤立集落防止に向けた道路ネットワークの整備等)

- 災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人員や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等の対策を着実に推進する必要がある。

(建設交通部)

- 台風や集中豪雨等の大規模な災害の発生による孤立集落の発生や長期化等の可能性に備えて、異常気象時通行規制区間の代替等複数のルートを確認するため、多様な主体が管理する道路を把握し、活用を図るとともに、市町村等とも連携してこれらの道路の整備を推進する必要がある。

(建設交通部)

- 府管理道路の除雪作業に使用する除雪機械については、耐用年数に応じた機械更新を適切に行うなど、体制の維持確保に努める必要がある。(再掲)

(建設交通部)

- 孤立した集落への救援ルートの早期確保、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する必要がある。

(建設交通部)

(孤立集落支援ルートの整備、維持管理等)

- 孤立した集落への救援ルート上にある橋梁、トンネル、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等と連携した広域受援計画の策定を進め、大規模災害時の災害対応の実効性を高めるとともに、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部、警察本部)

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊(広域警察航空隊)、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、ヘリポート機能など広域防災活動拠点の機能強化を進めるとともに、府災害対策航空運用調整マニュアルに基づく運用体制を維持・強化する必要がある。

(危機管理部、警察本部)

- 中山間地域や沿岸部などにおいて救援部隊が到着するまでの住民相互の初期救助能力を培う必要がある。

(危機管理部)

- 孤立可能性の高い地域における空路・海路による救助能力の向上を図る必要がある。

(危機管理部)

(孤立集落における物資の確保・輸送)

- 孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保するとともに、ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送体制を整備する必要がある。

(危機管理部)

2-7 大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止

(市町村との連携)

- 市町村等と連携し、新たな感染症に迅速に対応できる体制を構築する必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

(防疫対策)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、市町村等と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。

(健康福祉部)

- マスク、ガウン、医療用手袋等のPPE（個人防護具）の多くは海外で生産されており、各国の輸出規制などにより感染症のまん延時には供給が不安定となるため、消毒用アルコールを含め医療資材の備蓄をする必要がある。

(健康福祉部)

(まん延防止のための情報発信)

- 感染状況や経済情勢等を踏まえた適切な対策に時期を逸することなく取り組むとともに、府民や事業者に対して必要な情報発信を行う必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

<p>2-8 自然災害と原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散の同時発生</p>
<p><指標：現状値></p> <p>・原子力総合防災訓練等の開催数 1回（京丹波町）（令和6年度） [危機管理部]</p>
<p>（緊急事態における避難時の避難道路の整備、避難車両・運転員の確保等）</p> <p>○ 「緊急事態の防護措置」にあたっては、緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施できる体制を整える必要がある。また、屋内退避中の住民に対する的確な情報提供、避難道路の確保、他県からの流入車両による渋滞対策、避難行動要支援者用を含めた避難車両・運転員の確保、安定ヨウ素剤の配布方法等について、訓練等を通じて、避難計画を継続的に見直し、実効性を高める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（危機管理部、総合政策環境部、健康福祉部、建設交通部）</p>

3 必要不可欠な行政機能を確保する

<p>3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱</p>
<p><指標：現状値></p> <p>・警察本部、警察署の耐震化率 82.8%（令和6年度） [警察本部]</p>
<p>（警察部隊の応援・受援体制の充実）</p> <p>○ 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、耐震化の推進等、警察施設の機能向上や通信機能等の向上を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（警察本部）</p> <p>○ 警察機能の不全に備えて確保している警察署の代替施設への移転訓練等を行うなど、平時から管内情勢を踏まえた機能維持対策を推進する必要がある。（再掲）</p> <p style="text-align: right;">（警察本部）</p> <p>○ 警察災害派遣隊の受援体制を強化するとともに、広域的な活動拠点の確保・充実が必要である。</p> <p style="text-align: right;">（警察本部）</p>

3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

(中央官庁機能バックアップ)

- 東日本大震災の教訓から、首都圏に一極集中した中央官庁機能の分散と被災時のバックアップの必要性が認識されたところであり、国全体の安心・安全確保の観点から、中央官庁機能のバックアップについて、京都が果たすべき機能・役割を検討することが必要である。

(総合政策環境部)

(高速鉄道網の整備)

- 首都圏と関西を繋ぐ移動手段等の多様性及び冗長性を確立するため、北陸新幹線やリニア中央新幹線等の高速鉄道網を整備する必要がある。

(建設交通部)

3-3 府・市町村の職員・施設等の被災・感染症のまん延による機能の大幅な低下

<指標：現状値>

- ・ 市町村のBCPの策定率 100.0%(令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化率 95.1%(令和6年度)

[危機管理部]

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)や市町村の防災拠点施設の耐震化及び災害時の電源確保を計画的に推進する必要がある。

(危機管理部、総務部、教育委員会、警察本部、施設所管部局)

(災害対策活動の初動体制の整備)

- 災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、市町村と連携した実践的な災害対応訓練や研修の実施、各防災機関等における緊急参集体制の整備・強化、マニュアルの見直しや改善を促す必要がある。

(危機管理部)

- 危機管理センターを活用し、国等と連携して自然災害等のあらゆる危機事象に迅速・的確に対応できるよう訓練等を実施する必要がある。

(危機管理部)

(業務継続体制の整備)

- 京都府非常時専任職員制度や緊急連絡体制を充実させるとともに、実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高めていく必要がある。

(全部局)

- B C Pの見直しと検証を随時行い、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制を確立する必要がある。併せて、府内の全市町村における B C Pの見直し・検証を促進する必要がある。

(全部局)

(災害情報の収集体制の強化)

- 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、I o T・A I 技術等を活用した情報収集等、体制を強化する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部)

(市町村との連携)

- 市町村等と連携し、新たな感染症に迅速に対応できる体制を構築する必要がある。
(危機管理部、健康福祉部)
- 感染拡大時の避難所の運営について、市町村等と連携し、有症者の隔離等を適切に対応できる体制を構築する必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

<指標：現状値>

- ・ 中堅企業の B C P 策定率 45.5% (令和 5 年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 水産物流通拠点の舞鶴漁港 (府管理) の耐震・耐津波対策の整備率
0.0% (令和 6 年度) [農林水産部]
- ・ (再掲) 府管理の漁港 (舞鶴漁港、中浜漁港) で策定した長寿命化計画 (機能保全計画含む) に基づくハード対策の実施率
58.0% (令和 6 年度) [農林水産部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0% (令和 6 年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 196 箇所の内 175 箇所 (令和 6 年度)
[建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策) 91.4% (令和 6 年度)
[建設交通部]

(企業等における業務継続体制の確立)

- 府内の行政機関や関係団体、ライフライン機関、専門家等が参画する京都 B C P 推進会議を活用し、地域や業界における連携型 B C P を確立するなど、京都全体に B C P の考え方を適用し、大規模広域災害等の危機事象時において京都の活力を維持・向上させるため、地域全体で連携する「京都 B C P」の推進を図る必要がある。

(危機管理部)

- 企業における防災計画の策定や防災訓練への参加の推進等、防災体制の強化を促進する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(農林水産部、建設交通部)

- 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する必要がある。

(建設交通部)

- 府内主要幹線道路の冗長性確保の観点から、幹線道路やこれを補完する道路を整備する必要がある。

(建設交通部)

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、TEC-FORCE等と連携した広域受援計画の策定を進め、大規模災害時の災害対応の実効性を高めるとともに、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部、警察本部)

(企業の防災対策)

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業における適正管理、必要な資機材の整備、訓練の実施や事故発生を想定したマニュアル整備を促進する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(特別管理廃棄物の処理)

- アスベストやPCB等の特別管理廃棄物の適正処理を進める必要がある。

(総合政策環境部)

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- ガス供給施設等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び府民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部)

4-3 海上輸送の機能停止による物流への甚大な影響

(津波に強い施設整備)

- 港湾施設の長寿命化対策や海岸保全施設の点検、津波浸水想定に基づいた避難施設、避難路の整備等、津波に強い施設整備を推進する必要がある。

(建設交通部)

(港湾施設等の整備、維持管理等)

- 海上輸送の拠点となる港湾施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて連携した計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設交通部)

- 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(物流施設の耐災害性向上)

- 物流インフラが被災した場合には事業者だけで解決できない問題があることから、関係機関が協力・連携し、あらかじめハード・ソフト両面からの対策をとる必要がある。

(建設交通部)

- 陸上輸送の寸断に備えて、海上輸送拠点の耐震化を進める必要がある。

(建設交通部)

4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による府民生活・商取引等への甚大な影響

(連携型BCPの確立)

- 地元金融機関による連携型BCPを確立させ、金融サービスが機能停止しないよう地元金融機関の連携体制を強化する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(信書配達事業者のBCP)

- 日本郵便（株）をはじめ、信書配達事業者の事業継続計画については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

(危機管理部)

4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、府民生活・社会経済活動への甚大な影響

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 水産物流通拠点の舞鶴漁港（府管理）の耐震・耐津波対策の整備率
0.0%（令和6年度） [農林水産部]
- ・ (再掲) 府管理の漁港（舞鶴漁港、中浜漁港）で策定した長寿命化計画（機能保全計画含む）に基づくハード対策の実施率
58.0%（令和6年度） [農林水産部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0%（令和6年度） [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 196箇所の内 175箇所（令和6年度）
[建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策） 91.4%（令和6年度）
[建設交通部]
- ・ (再掲) 信号機電源付加装置の整備数 762機（令和6年度） [警察本部]

(流通関係事業者等による連携・協力体制の拡大)

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る流通関係事業者、行政機関等による連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。

(農林水産部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携等により、災害時の緊急輸送道路等、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。（再掲）

(建設交通部、警察本部)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。（再掲）

(農林水産部、建設交通部)

(資材の供給体制の整備)

- 農林水産業者の早期経営再建に向け、資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送道路等及び林道等の確保・整備を推進する必要がある。

(農林水産部、建設交通部)

4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

<指標：現状値>

- ・府営水道の送水管路耐震化率 47.3% (令和6年度) [建設交通部]
- ・長田野工業用水道の管路耐震化率 8.3% (令和6年度) [建設交通部]

(府営水道施設の耐震化)

- 府営水道の機能確保を図るため、急所施設である送水管路の耐震化を推進するとともに、工業団地へ送水する長田野工業用水道管路の耐震化を進める必要がある。

(建設交通部)

4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

<指標：現状値>

- ・農と環境を守る地域協働活動（日本型直接支払のうち多面的機能支払）の取組面積
16,276ha (令和5年度) [農林水産部]
- ・中山間地域等直接支払交付金（日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払）の取組面積
5,206ha (令和5年度) [農林水産部]
- ・(再掲) 山地災害危険地区の整備数 1,768 箇所 (令和5年度) [農林水産部]
- ・(再掲) 間伐実施面積 1,714ha (令和5年度) [農林水産部]
- ・(再掲) 地籍調査進捗率 約8% (令和5年度) [建設交通部]
- ・(再掲) 土砂災害防止法（平成12年法律第57号）による土砂災害警戒区域等の指定
17,360 箇所 (令和6年度) [建設交通部]
- ・(再掲) 土砂災害から保全される人家戸数 2.08 万戸 (令和6年度) [建設交通部]
- ・(再掲) 土砂災害から保全される要配慮者利用施設及び避難所の施設数 [建設交通部]
要配慮者利用施設 73 施設 (令和6年度)
避難所 179 施設 (令和6年度)
- ・(再掲) 土石流対策施設による対策済みの土砂災害警戒区域数 533 箇所 (令和6年度)
[建設交通部]
- ・(再掲) 急傾斜地崩壊防止施設による対策済みの土砂災害警戒区域数 451 箇所 (令和6年度)
[建設交通部]

(災害危険箇所の整備)

- 山地災害危険地区のうち被害発生リスクの高い箇所を早急に特定し、優先度の高い地区への治山ダムの設置や森林整備等の治山事業を実施する必要がある。

(農林水産部)

(森林の整備・保全)

- 山地災害を未然に防ぐため、被害発生リスクの高い箇所において治山・森林整備事業等を実施し、万が一災害が発生してもその被害規模が最小限に抑えられるよう、危険木の処理や再造林などによる森林管理を迅速かつ適切に実施する必要がある。

(再掲)

(農林水産部)

(農地・農業用施設の保全管理)

- 農地や農業用施設を保全するための協働活動を推進するとともに、都市農地の防災協力農地への活用拡大など、生産緑地地区を中心とした農地の多面的な活用を推進する必要がある。

(農林水産部)

- 所有者不明農地については、関係法令に基づく「不明所有者の見なし同意」制度の活用により、適正な農地の管理を促すとともに、地すべりにより農地等が流亡・埋没するおそれのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する必要がある。

(農林水産部)

(地籍調査の推進)

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、地籍調査を進める必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(自然公園等施設の整備)

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、自然公園等の設備の整備・長寿命化対策を実施する必要がある。

(総合政策環境部)

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

<指標：現状値>

・京都府マルチハザード情報提供システム閲覧者数 約 17 万人(令和 6 年度) [危機管理部]

(災害に強い情報通信基盤の整備)

- 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワーク完全二重化や光ファイバネットワーク経路の複線化、防災行政無線のデジタル化整備等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進する必要がある。(再掲)

(危機管理部、総合政策環境部)

- 迅速かつ的確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(災害情報の迅速・的確な把握)

- ドローンやヘリテレ映像等により火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握を強化する必要がある。(再掲)

(危機管理部)

(防災拠点施設等における電源の確保)

- 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。(再掲)

(総務部、施設所管部局)

(災害時の通信サービスの確保等)

- 自家発電機や予備蓄電池の設置、移動電源車の配備等、電源確保を促進するとともに、可搬型衛星通信基地局の配備や災害用伝言板サービスの提供により府民等への情報伝達の強化を促進する必要がある。

(危機管理部)

- 災害の発生の防御や被害拡大の防止等を図るため、コミュニティ・エフエム等の災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく協定締結報道機関に放送(報道)要請を行う必要がある。

(知事直轄組織)

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- ガス供給施設、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び府民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部、建設交通部)

(関係機関等による情報連絡体制の整備)

- 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。(再掲)

(危機管理部、警察本部)

(外国籍府民等への災害時支援等)

- 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、市町村等が実施する防災訓練等の取組を支援することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、外国籍府民や市町村等と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍府民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する必要がある。

(知事直轄組織、危機管理部)

(府民への情報伝達)

- 京都府防災・防犯情報メールの登録者数を拡大するとともに、地上デジタル放送や携帯情報端末を活用した情報伝達体制を確立し、各機関の連携体制を確保して、実効性を高めるため訓練を実施する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部、建設交通部)

- 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)や広報・防災無線の活用等による警報伝達体制を拡充する必要がある。

(危機管理部)

- 府民が自らの確な避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップの利活用を促進する必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(情報伝達手段の維持・高度化)

- J-A L E R Tによる緊急情報等を確実に伝達できる状態を維持するため、情報伝達訓練等を行うとともに、J-A L E R T関連機器の適切な保守を行う必要がある。

(危機管理部)

- 多様化する情報収集・提供手段を適切に活用するため、防災情報システムの随時更新を行う必要がある。

(危機管理部)

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

<指標：現状値>

- ・（再掲）府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合
11.2%（令和4年度） [総合政策環境部]
- ・（再掲）府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合
18.3%（令和4年度） [総合政策環境部]

（ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立）

- 各ライフライン機関の施設の耐震化と併せて、可搬式設備等の多重性・代替性の確保を含めた広域地震防災対策を促進するとともに、BCPの策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。

（危機管理部）

（緊急輸送道路等の整備、維持管理等）

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。（再掲）

（農林水産部、建設交通部）

（電力の確保）

- 電力供給の耐災害性を高めるため、電力施設や供給設備の耐震性の確保と電力保安用通信ルートの2ルート化を促進する必要がある。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーや蓄電池等の導入を促進する必要がある。

（総合政策環境部）

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

（ガスの確保）

- ガス供給施設やガス充填施設の耐震性能が維持される必要がある。
- 都市ガス、LPガスの施設・供給設備の耐震化と家庭用の感震機能付マイコンメーターの普及を促進する必要がある。

（危機管理部）

（危機管理部）

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 各ライフライン機関の施設の耐震化と併せて、可搬式設備等の多重性・代替性の確保を含めた広域地震防災対策を促進するとともに、BCPの策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部)

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から府と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。

(危機管理部)

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 市町村が管理する下水管渠(公共下水道)における地震対策実施率 38.9% (令和5年度)
[建設交通部]
- ・ (再掲) 府が管理する下水管渠(流域下水道)における地震対策実施率 67.2% (令和6年度)
[建設交通部]
- ・ (再掲) 府営水道の送水管路耐震化率 47.3% (令和6年度) [建設交通部]

(水道施設の耐震化、応急給水体制の確立)

- 水道施設の機能確保を図るため、急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化を推進するとともに、非常時の応急給水体制の確立を促進していく必要がある。
(建設交通部)

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 各ライフライン機関の施設の耐震化と併せて、可搬式設備等の多重性・代替性の確保を含めた広域地震防災対策を促進するとともに、BCPの策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部)

(下水道施設の耐震化、維持管理)

- 汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を進めるとともに、老朽化施設の改築・更新や非常時の電源確保等を推進していく必要がある。

(建設交通部)

5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

<指標：現状値>

- ・（再掲）水産物流通拠点の舞鶴漁港（府管理）の耐震・耐津波対策の整備率
0.0%（令和6年度） [農林水産部]
- ・（再掲）府管理の漁港（舞鶴漁港、中浜漁港）で策定した長寿命化計画（機能保全計画含む）に基づくハード対策の実施率
58.0%（令和6年度） [農林水産部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0%（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策 196箇所の内 175箇所（令和6年度）
[建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策） 91.4%（令和6年度）
[建設交通部]
- ・（再掲）住宅の耐震化率 約90%（令和5年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府の耐震強化岸壁の延長 260m（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）信号機電源付加装置の整備数 762機（令和6年度） [警察本部]
- ・（再掲）府有除雪機械の保有台数 63台（令和6年度） [建設交通部]

（緊急輸送道路等の整備、維持管理等）

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路や直轄国道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。（再掲）
(建設交通部)
- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携等により、災害時の緊急輸送道路等、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。（再掲）
(建設交通部、警察本部)
- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。（再掲）
(農林水産部、建設交通部)

- 救助や物資供給を行うための「命の道」となる山陰近畿自動車道をはじめ、緊急輸送道路や主要な幹線道路等の整備を推進するとともに、冗長性確保の観点から、これらの重要な道路を補完する道路についても整備する必要がある。

(建設交通部)

- 交通ネットワークの多重化（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークの着実な整備促進や新幹線をはじめとした鉄道ネットワークの整備等を進めていく必要がある。

(建設交通部)

- 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する必要がある。（再掲）

(建設交通部)

(輸送ルート確保の強化)

- 災害発生時において、救援救助・緊急物資輸送等のための陸と海のルートを実確かつ早期に確保し、交通ネットワークが分断される事態とならないよう、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図るなどの整備を進める必要がある。さらに、緊急輸送道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等対策を着実に推進する必要がある。

(建設交通部)

- がれき等を撤去し、緊急車両等の救護ルートの早期確保や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との連携体制を維持する必要がある。

(建設交通部)

(緊急交通路候補路線等の整備)

- 緊急交通路候補路線等について、災害時の交通体制を確保するため、信号機電源付加装置等、交通安全施設の整備を進める必要がある。

(警察本部)

(高規格道路のミッシングリンク解消)

- 復旧復興は災害に強い高規格道路を起点として行われることから、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。併せて、高速道路ネットワークの4車線化やスマートICの設置等による機能強化を図る必要がある。

(建設交通部)

(緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化等)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路等や避難路について、沿道の建築物の耐震化や法面防災対策等を着実に実施する必要がある。

(建設交通部)

- 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対応が必要な重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進していく必要がある。

(建設交通部)

- 道路の陥没による交通麻痺を防ぐため、前兆現象である路面の沈下やひび割れ等の異常について、日常の道路パトロール等において、早期発見に努める必要がある。

(建設交通部)

(鉄道施設の耐震化)

- 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、市町村と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(災害情報の収集体制の強化)

- 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、I o T ・ A I 技術等を活用した情報収集等、体制を強化する必要がある。(再掲)

(危機管理部、総合政策環境部)

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(大規模な災害からの復興)

- 地域の社会経済活動への影響を踏まえつつ、国や市町村との適切な役割分担の下、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建や経済の復興等を図る必要がある。

(全部局)

(生活と住居の再建支援)

- 被災に備え、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を強化する必要がある。

(全部局)

<p>6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態</p>
<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時学校支援チームの養成数 延べ22人（令和6年度） [教育委員会]
<p>（建設業等の担い手の確保・育成等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波、浸水、土砂災害、雪害等の災害時において、がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。 <p style="text-align: right;">（建設交通部）</p> <p>（学校の危機管理体制の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害が発生した際に、被災学校へ教職員などを派遣し、「教育活動の早期再開」や、「児童生徒の心のケア」などを支援する体制を構築する必要がある。 <p style="text-align: right;">（教育委員会）</p>

<p>6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>（災害廃棄物の処理の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を促進する必要がある。 <p style="text-align: right;">（総合政策環境部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、一時期に大量に発生することが予想される災害廃棄物や海岸漂着物等を速やかに処理できる体制を構築し、維持する必要がある。 <p style="text-align: right;">（総合政策環境部）</p>

<p>6-4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>
<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・（再掲）地籍調査進捗率 約8%（令和5年度） [建設交通部]

(生活と住居の再建支援)

- 大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進することが必要である。

(危機管理部)

(地籍調査の推進)

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、地籍調査を進める必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(建設業等の担い手の確保・育成等)

- 地震・津波、浸水、土砂災害、雪害等の災害時において、がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(ライフラインの早期復旧)

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から府と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。(再掲)

(危機管理部)

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化率 95.1%(令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震化率 91.9%(令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 自主防災リーダーの養成数 3,100人(令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 消防団員の充足率 83.7%(令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 私立学校(幼・小・中・高)の耐震化率 91.3%(令和6年度) [文化生活部]
- ・ (再掲) 社会福祉施設の耐震化率 92.1%(令和2年度) [健康福祉部]
- ・ (再掲) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約84%(令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 地域の消防等の行政機関との間で共同訓練等を実施している府立学校の割合 64.8%(令和5年度) [教育委員会]

(不特定多数の者が利用する施設の耐震化等)

- 学校、公民館、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(危機管理部、文化生活部、健康福祉部、建設交通部、教育委員会)

- 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの(要緊急安全確認大規模建築物)の耐震化率は、84.3%(令和6年度)であり、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれがあることから、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(文化財建造物等の耐震化等)

- 文化財建造物等は観光客等不特定多数の者が訪れることが多いことから、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震化及び保存修理を促進する必要がある。(再掲)

(文化生活部、教育委員会)

(文化財の防火対策)

- 文化財所有者等による防災設備の整備や日常点検、防火訓練等の実施を支援する必要がある。(再掲)

(文化生活部、教育委員会)

- 市町村と連携し、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援を行う必要がある。(再掲)

(文化生活部、教育委員会)

(地域防災力の強化)

- 地域毎に意見交換しながら地区防災計画や水害等避難行動タイムラインを作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。(再掲)

(危機管理部、教育委員会)

(防災教育の実施)

- 毎年、全校で学校安全計画及び危機等発生時対処要領の確認・改善を促進するとともに、市町村や地域、専門家等と連携し、避難訓練への参画や防災ワークショップの実施、防災マップづくりなど、防災教育を推進する必要がある。

(危機管理部、教育委員会)

(消防団員の確保・育成)

- 消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や府立消防学校による消防団員の教育訓練等により、消防団員の養成を行う必要がある。(再掲)

(危機管理部)

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による京都府経済への甚大な影響

<指標：現状値>

- ・食の安心・安全について講演会等による情報提供回数 年8回(令和5年度) [農林水産部]

(観光業や農林水産業の風評被害対策)

- 正しい情報の迅速・的確な提供による災害発生後の風評被害を防止する体制づくりや、観光客等の誘客キャンペーンの実施、府内産農林水産物の販売促進等による早期復興を目指した支援の仕組みづくりを平時から進める必要がある。

(商工労働観光部、農林水産部)

第4章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の11の個別の施策分野と4つの横断的分野とする。

[個別施策分野]

- (1) 行政機能／警察・消防等
- (2) 住宅・都市／環境
- (3) 保健医療・福祉
- (4) エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業構造／金融
- (7) 農林水産
- (8) 交通・物流
- (9) 国土保全／国土利用
- (10) 中央官庁機能バックアップ等
- (11) 伝統・文化の保全

[横断的分野]

- (A) リスクコミュニケーション
- (B) 人材育成
- (C) 官民連携
- (D) 老朽化対策
- (E) デジタル活用

2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針

1で設定した16の施策分野毎の国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。

これら16の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した6つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。

これらの間には相互依存関係があることから、それぞれの分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する府省庁・地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。

また、本章で定める推進方針と関連した事業について別紙に記載する。

※【 】はそれぞれの施策項目に対応する第3章に記載の「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
[個別施策分野]

(1) 行政機能／警察・消防等

(防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策)

【1-1、1-2、1-4、2-1、2-5、3-3、5-1、6-3、6-5】

- 防災拠点施設における災害時の安心安全を確保するため、非構造部材を含めた耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策、代替施設の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保等防災拠点機能の維持を着実に図る。

(危機管理部、総務部、教育委員会、施設所管部局)

- 防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源を確保する。

(総務部、施設所管部局)

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、耐震化の推進等、警察施設の機能向上や通信機能等の向上を図る。

(警察本部)

- 災害時の廃棄物処理機能を確保するため、市町村の廃棄物処理施設の耐震化の推進を支援する。

(総合政策環境部)

- 隣保館の多くが避難所に指定されていることから、耐災害性強化（耐震化、エレベーターの設置等）の取組を進める。

(文化生活部)

(災害対策本部の運営強化等)

【3-3】

- 防災の総合的な計画である地域防災計画及び災害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にした京都府庁地震業務継続マニュアルを社会環境等の変化に応じて見直す。

(危機管理部)

- 危機管理センターを活用し、国等と連携して自然災害等のあらゆる危機事象に迅速・的確に対応できるよう訓練等を実施する。

(危機管理部)

- 初動体制を充実・強化するとともに、十分な耐震性のない庁舎について耐震化を進めるとともに、代替拠点を確保する。

(危機管理部、総務部、庁舎所管部局)

(応援・受援体制の強化)

【1-1、1-3、1-4、1-5、2-1、2-4、2-6、3-3、4-2、5-1】

- 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、オール京都の連携・応援体制を構築する。

(危機管理部)

- 警察、自衛隊、消防、TEC-FORCE等の広域受援体制を強化し、災害対策要員や資機材、物資等を確保する。また、平時から、国や関西広域連合、他の地方公共団体との連携強化、広域災害を想定した遠隔都道県との連携強化、京阪神都市圏・近畿圏広域防災拠点の整備促進を図るとともに、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「関西防災・減災プラン」、「関西広域応援・受援実施要項」、「南海トラフ地震応急対策マニュアル」等に基づく広域的な応援・受援体制を整備し、訓練を実施すること等により、その実効性を常に向上させる。さらに、海外からの救援部隊等の支援の受入れ体制の整備を検討する。

(危機管理部、警察本部、全部局(災害毎に所管が異なる))

- 避難所の運営体制を整備するとともに、市町村、学校、地元自治会等と連携して避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する。

(危機管理部、教育委員会)

(市町村及び部局間の連携強化)

【1-1、1-3、1-4、1-5、2-4、2-7、3-3、5-1、5-5】

- 総合防災情報システムを効率的に活用した訓練や災害対策本部会議訓練、市町村に情報連絡員を派遣する体制の確立・維持や訓練、救助・救出活動や物資搬送等の市町村との共同防災訓練、市町村と協働した被災者の生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に市町村や部局間で円滑に情報を共有し、連携して大規模災害や複合災害に対する応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を強化する。

(危機管理部)

(救助・救出活動の能力向上)

【1-3、2-1、2-6、3-1、3-3】

- 発災時、直ちに対応する警察署員のレスキュー技能向上のため、機動隊等におけるレスキュー技能指導員の育成・強化を図るとともに、訓練施設を活用して実践的な訓練を反復実施し、災害対応力を維持する。

(警察本部)

- 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、自治体、警察、消防と地元消防団、自治会等との連携を強化するとともに、地元消防団を中心とする中山間地域のふるさとレスキューに取り組む。

(危機管理部、警察本部)

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊（広域警察航空隊）、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の機能強化を図る。

(危機管理部、警察本部)

- 研修・教育等を積極的に実施し、府職員等の災害対応能力を向上させる。また、孤立する可能性がある地域を事前に把握し、関係機関と共有する。

(危機管理部、健康福祉部)

(物資等の備蓄、供給対策)

【2-4、4-5】

- 「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき計画的な備蓄を進めるとともに、関西広域連合との連携や民間物流事業者との協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を確保する。

(危機管理部)

(行政における業務継続体制の確立)

【3-3】

- B C Pの検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映することなどにより、業務継続体制の充実を図る。併せて、府内の全市町村におけるB C Pの充実・見直しを促進する。

(全部局)

(大規模な災害からの復興)

【6-2】

- 地域の社会経済活動への影響を踏まえつつ、国や市町村との適切な役割分担の下、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建や経済の復興等を図る。

(全部局)

(警察機能の維持対策の推進)

【2-1、3-1】

- 警察機能の不全に備えて確保している警察署の代替施設への移転訓練を行うなど、平時から管内情勢を踏まえた機能維持対策を推進する。

(警察本部)

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、警察による警備体制の充実・強化を行う。

(警察本部)

(原子力災害対策の推進)

【2-8】

- 原子力発電所における安全対策に関し、国や電力事業者から、ハード面やソフト面での安全対策の実施状況等を聴取するとともに、地域協議会や専門家の意見等を踏まえ、必要な対策の実施を求めることで、更なる安全性の向上を図る。

(危機管理部)

- 福井県内の原子力発電所における過酷事故に伴う放射性物質の放出・拡散から避難行動要支援者を含む府民の安全を確保するため、訓練等を通じて、広域避難計画を継続的に検証し、実効性向上を図る。

(危機管理部)

- 住民の被ばくを低減するため、モニタリング体制の充実を図る。

(総合政策環境部)

<重要業績指標>

- ・ 防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率（全 5,180 棟中）
95.1%（令和 6 年度）→ 100.0%（令和 12 年度）（危機管理部、施設所管部局）
- ・ 重点備蓄品目充足率（府＋市町村）（全（飲料水・毛布）315,485 リットル・枚中）
飲料水 165.3%、毛布 138.8%、その他品目 100%以上（令和 6 年度）
→ 全て 100%以上を維持（危機管理部）
- ・ 原子力総合防災訓練等の開催数 1 回（各年度）（危機管理部）

(2) 住宅・都市／環境

(住宅の耐震化)

【1-1、1-2】

- 十分な耐震性を有していないものが多い昭和 56 年以前に建築された木造住宅等については、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を含めた幅広い減災対策を施した住宅（減災化住宅）への改修等を一層促進する。

(危機管理部、建設交通部)

- 耐震診断の必要性やその助成措置等を周知することにより耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、市町村と連携して、耐震改修に関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を促進する。

(危機管理部、建設交通部)

(多数の者が利用する建築物等の耐震化)

【1-1、1-2、2-5、5-2、5-3、5-5、6-5】

- ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震性が不足していると診断された大規模な建築物及び防災拠点施設について、耐震化や天井板の改修等を計画的に促進する。

(全部局)

- 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）で耐震性が不足していると診断された建築物について、京都府建築物耐震改修促進計画に基づいて、耐震化を計画的に促進する。

(建設交通部)

- 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、市町村と連携しながら、耐震対策を促進する。

(建設交通部)

(学校施設の耐震化等施設整備)

【1-1、1-2、6-5】

- 学校施設は、児童・生徒等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割が求められていることから、学校設置者は、耐震化の完了した校舎等の構造体のほか、つり天井等の非構造部材の耐震化もできるだけ早期に実施し、学校施設全体の耐震化及び老朽化対策を計画的・効率的に推進する。

(文化生活部、教育委員会)

(建築物の応急危険度判定及び宅地の危険度判定)

【1-1】

- 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成講習会を開催するとともに、近畿府県及び市町村等と連携を図って実地・連絡訓練、研修会を開催することにより、危険度判定をすみやかに実施するための体制を充実・強化する。

(建設交通部)

(室内の安全対策、火災発生防止対策の推進) **【1-2、2-1】**

- ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するほか、市町村や自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進する。

(危機管理部、建設交通部)

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を市町村と協力して進めるとともに、感震ブレーカーの設置、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）の設置義務の啓発や感震機能付きマイコンメーターの普及を図り、火災発生の防止対策を進める。

(危機管理部)

(地震や火災に強いまちづくり等の推進) **【1-1、1-2、5-5】**

- 大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替えなどを促進することにより、密集市街地対策を含めた災害に強いまちづくりを進める。

(危機管理部、建設交通部)

- 災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う、土地区画整理事業及び公園緑地整備事業等を市町村と連携しながら推進する。

(危機管理部、建設交通部)

- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

(建設交通部)

- 大規模盛土造成地について、地震時に滑動崩落が生じるおそれのある箇所を調査し、滑動崩落の予防のための対策を検討し、実施することにより、甚大な宅地被害を防止する。

(建設交通部)

(ライフライン施設の応急復旧体制の構築等)

【2-3、2-4、4-2、5-1、5-2、5-3、5-4、6-2、6-3、6-4】

- がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保を行う道路啓開計画について、計画の改定を進めるとともに訓練を実施することなどにより実効性を高める。また、道路網の寸断時には適切な交通規制を実施できるように、関係機関相互の協力体制を継続的に確保する。

(危機管理部、建設交通部、警察本部)

- 鉄道及びライフライン事業者は、必要となる人材の確保や資機材の配備、事業継続計画の見直し等を行い、業界を越えた応急復旧体制の構築を図る。
(危機管理部)
- 電気、ガス、上・下水道、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化及び代替性・多重性の確保を進め、平時から適切な維持管理を行う。
(危機管理部、総合政策環境部、建設交通部)
- 災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等の広域連携に係る取組を促進することにより、府と各ライフライン事業者間の連携を強化する。
(危機管理部、建設交通部)

(上下水道施設の耐震化等) 【2-3、4-5、4-6、5-4】

- 汚水処理機能の確保及び管路の破損に起因する道路陥没等を未然に防ぐため、終末処理場や幹線管渠の耐震化及び老朽化対策を着実に進める。
(建設交通部)
- 新たに策定した上下水道耐震化計画に基づき急所施設及び避難所等の重要施設に係る管路等の耐震化を進める。
(建設交通部)
- 水道施設の機能確保を図るため、急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化を進める。
(建設交通部)
- 地域における防災井戸や指定避難所の耐震性貯水槽の整備など分散的な取水手段を確保する。
(建設交通部)
- 上下水道事業における災害時の代替性・多重性の確保に向けた取組を進める。(市町村における応急給水計画等の策定を支援、防災井戸・給水車の確保等を含めた広域地震防災対策を推進)
(建設交通部)

(緊急輸送道路等の確保・整備)

【1-2、1-3、1-4、2-2、2-4、2-6、4-1、4-5、5-2、5-5】

- 日常の道路パトロール等、適切な維持管理に努めるとともに、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策等を着実に実施する。
(建設交通部)

- 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対応が必要な重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進する。

(建設交通部)

- 府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府及び市町村が連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。

(建設交通部)

(被災者の生活対策)

【1-1、1-2、2-3、2-4、6-5】

- 避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて被災者の健康管理や避難所の衛生管理、正確な情報発信等を適切に行う体制を確保するとともに、被災者に対する偏見や差別等の状況に留意し、必要な措置を講じる。

(危機管理部、文化生活部、健康福祉部)

- 水循環型シャワー、手洗いスタンド等の新たな資機材を活用した避難所の環境整備を進める。

(危機管理部)

- 洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの広域的確保、民間入浴施設の活用等、避難所における快適なトイレ環境や入浴施設の確保を推進する。

(危機管理部)

- 炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用等、避難生活の長期化に伴う避難所の食事環境の整備を推進する。

(危機管理部)

- 避難所におけるプライバシーの確保や健康維持に必要な、パーティションや簡易ベッド等の資機材の確保を推進する。

(危機管理部)

- 多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営を支援する。

(危機管理部、文化生活部)

- 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する。

(危機管理部、総合政策環境部、文化生活部)

- 避難所等において、マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」の整備について、市町村を支援する。

(建設交通部)

(迅速な被害認定調査、罹災証明の発行のための体制整備)

【1-1】

- 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性があるため、市町村と協働して構築した被災者の生活再建支援システムを活用し、円滑な支援体制を強化する。

(危機管理部)

(生活と住居の再建支援)

【2-1、6-1、6-2、6-4、6-5】

- 被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備等、「共助」の推進に寄与する取組を支援する。

(危機管理部)

- 被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を強化する。

(危機管理部)

- 多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な応急仮設住宅を確保する仕組の実効性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退去の基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居ができる体制を整備する。

(知事直轄組織、危機管理部、建設交通部)

- 大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助により隙間を埋める「互助」の仕組として全国規模の「住宅再建共済制度」の創設について国に働きかける。

(危機管理部)

(帰宅困難者の安全確保)

【1-1、1-2、2-5、6-5】

- 観光客を含む帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保、帰宅支援ステーションの充実等、支援体制を整備し、その安全を確保する。

(危機管理部、商工労働観光部)

- 避難所やホテル・旅館の耐震化を進めるとともに、一時避難所として中規模ホテル・旅館をはじめとする民間の施設が活用できるよう、避難所としての指定を促進する。

(危機管理部、商工労働観光部、建設交通部)

- 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、被害の状況に応じて公共交通事業者と連携し、代替輸送手段の確保等に努める。

(危機管理部、建設交通部)

- 帰宅困難者が発生した時に、市町村、関係事業者、警察等と連携して、地域に応じた対策を円滑に推進できるよう、支援策を充実させる。併せて、企業等に対しては従業員の帰宅困難対策の重要性を啓発し、対策を促す。

(危機管理部、警察本部)

- 関西広域連合と連携し、災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結事業者をさらに拡大していくとともに、鉄道事業者等とも連携し、駅周辺等における帰宅困難者対策を推進する。

(危機管理部)

(観光客の安全確保)

【2-5、5-1】

- 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報の提供体制を構築するなど、各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を促進する。

(危機管理部、商工労働観光部)

- 総合防災情報システム等を活用し、避難情報や避難所の状況をリアルタイムで提供するとともに、外国人観光客等に対して、わかりやすい日本語(やさしい日本語)、多言語や二次元コード等による情報提供を行う。また、災害時に大使館、領事館と迅速な情報共有ができるよう、平時から連携体制を構築する。

(知事直轄組織、危機管理部、商工労働観光部)

(災害廃棄物処理)

【4-2、6-3】

- 災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、産業廃棄物処理業者等と連携し、体制を維持・強化する。また、国や市町村と連携して、海岸漂着物等の回収・処理や特別管理廃棄物の適正処理を推進する。

(総合政策環境部)

(自然公園等の施設の復旧・長寿命化対策)

【4-7】

- 自然公園等の施設の整備・長寿命化対策をはじめ、激甚化する災害への対応を推進する。

(総合政策環境部)

<重要業績指標>

- ・大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震化率（全 197 棟中）
91.9%（令和 6 年度）→ 100.0%（令和 12 年度）（危機管理部）
- ・家具固定率 45.2%（令和 6 年度）→ 65.0%（令和 12 年度）（危機管理部）
- ・府営水道の送水管路耐震化率（全 74.1km 中）
47.0%（令和 6 年度）→ 54.8%（令和 12 年度）（建設交通部）
- ・私立学校（幼・小・中・高）の耐震化率（全 450 棟中）
91.3%（令和 6 年度）→ 概ね 100.0%（令和 12 年度）（文化生活部）
- ・府が管理する下水管渠（流域下水道）における地震対策実施率（全 103km 中）
67.2%（令和 6 年度）→ 80.0%（令和 12 年度）（建設交通部）
- ・府管理の緊急輸送道路の整備率（全 657km 中）
90.0%（令和 6 年度）→ 90.9%（令和 12 年度）（建設交通部）
- ・府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策（全 196 箇所中）
175 箇所（令和 6 年度）→ 196 箇所（令和 12 年度）（建設交通部）
- ・府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）（全 325 橋中）
91.4%（令和 6 年度）→ 93.8%（令和 12 年度）（建設交通部）
- ・住宅の耐震化率 約 90%（令和 5 年度）→ 95%（令和 7 年度）（建設交通部）
- ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約 84%（令和 6 年度）→ 90%（令和 7 年度）
（建設交通部）
- ・帰宅困難者対策訓練等の実施回数 1 回（令和 6 年度）→ 年 1 回以上（各年度）（危機管理部）
- ・（再掲）防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率（全 5,180 棟中）
95.1%（令和 6 年度）→ 100.0%（令和 12 年度）（危機管理部、施設所管部局）

(3) 保健医療・福祉

(医療・福祉施設の耐震化等)

【1-1、1-2、2-2、6-5】

- 医療施設・社会福祉施設等は、24 時間稼働が求められる施設であることも考慮しながら、建築物・設備の耐震化・老朽化対策を進め、設備のバックアップの確保を早急に図る。
(危機管理部、健康福祉部)
- 隣保館の多くが避難所に指定されていることから、耐災害性強化（耐震化、エレベーターの設置等）の取組を進める。（再掲）
(文化生活部)
- 天井崩壊防止対策、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）の平成 19 年 6 月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、医療・福祉施設の安全性を確保していく。
(健康福祉部)

(災害時の医療・救護体制の整備) 【2-1、2-2、2-6、2-8】

- 災害拠点病院の機能の充実を図るとともに、DMATの養成を進め、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施する。

(危機管理部、健康福祉部)

- ドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制を構築するため、災害拠点病院のヘリポートやSCUを整備し、運用する。

(健康福祉部)

- 災害時の適切な医薬品供給体制等を確保するため、災害薬事コーディネーターを対象とした研修会等を実施する。

(健康福祉部)

- 原子力災害医療体制の強化を図るとともに、安定ヨウ素剤の緊急配布や飲食物の検査により内部被ばくの危険から府民を守る体制を整備する。

(危機管理部、健康福祉部、農林水産部)

(災害支援ナースの災害対応能力の向上) 【2-2】

- 災害支援ナースの災害対応能力を向上させる。

(危機管理部、健康福祉部)

(感染症のまん延防止) 【2-3、2-7、3-3】

- 災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、市町村と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、分散避難の促進や、感染拡大時の避難所の運営における有症者の隔離等について適切に対応できる体制を構築するなど、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。

(危機管理部、健康福祉部)

- マスク、ガウン、医療用手袋等のPPE（個人防護具）や消毒用アルコール等の医療資材を安定的に備蓄する。

(危機管理部、健康福祉部)

(特別な配慮が必要な人への支援) 【2-2、2-3】

- 自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。

(危機管理部、健康福祉部)

- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定や計画に基づいた訓練の実施、京都DWA Tによる福祉支援や福祉避難サポートリーダーの育成、保健師による健康調査等により、被災者への福祉支援提供体制の確保を進める。
(危機管理部、健康福祉部)
- 被災者等の健康・食事管理やメンタルヘルスケアの充実を図る。
(健康福祉部)

<重要業績指標>	
・ 社会福祉施設の耐震化率 (全 2,009 施設中)	92.1%(令和2年度) → 95.2%(令和6年度) (健康福祉部)
・ SCUの運用資機材の整備数 1箇所(令和6年度) → 2箇所(令和12年度)	(健康福祉部)
・ 災害用医薬品流通備蓄量	27,000人分(17薬効) (令和6年度) → 維持(各年度) (健康福祉部)
・ 福祉避難サポートリーダーの養成数	延べ2,237人(令和6年度) → 3,000人(令和12年度) (健康福祉部)
・ DMA Tの養成数 60チーム(令和6年度) → 64チーム(令和12年度)	(健康福祉部)
・ DWA Tの養成数 延べ213人(令和6年度) → 400人(令和12年度)	(健康福祉部)
・ DPATの養成数 延べ44人(令和6年度) → 74人(令和12年度)	(健康福祉部)

(4) エネルギー

(エネルギー供給の多様化)

【2-2、2-4、5-2、5-3】

- 温室効果ガスの排出抑制のみならず、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保のため、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。また、発電が不安定な再生可能エネルギーを補完するため、蓄電池や天然ガスコージェネレーション、燃料電池と組み合わせた普及を図る。

(総合政策環境部)

- 大規模災害等の気候変動による影響が深刻化する中、災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム(再生可能エネルギー設備とEMSや蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等)の導入促進を図る。

(総合政策環境部)

- 我が国のガスパイプラインは、太平洋側の大需要地域を中心に整備されている。しかしながら、南海トラフ巨大地震等を想定した国土強靱化の視点から、京都舞鶴港でのLNG基地や京阪神地域のバックアップ機能を担う舞鶴～三田（兵庫県）の幹線パイプライン及び日本海側の空白地帯（富山県～山口県）をカバーする幹線パイプラインの整備に取り組む。

（総合政策環境部）

- エネルギー供給の多様化・安全保障上の観点から、将来の純国産天然ガス資源として日本海沿岸の多数の地点で埋蔵が確認されている表層型メタンハイドレートの商業化や、再生可能エネルギー等多様なエネルギー源から製造が可能で、環境負荷の低減・省エネルギーにも寄与する水素を日常の生活や産業活動で利活用する「水素社会」の実現に向けた取組を促進する。

（総合政策環境部）

<重要業績指標>

- ・ 府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合
11.2%（令和4年度）→ 25.0%以上（令和12年度）（総合政策環境部）
- ・ 府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合
18.3%（令和4年度）→ 36.0%～38.0%（令和12年度）（総合政策環境部）

(5) 情報通信

（府民への通信手段の確保）

【1-4、3-3、5-1】

- 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワーク完全二重化や光ファイバネットワーク経路の複線化、防災行政無線のデジタル化整備等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進する。

（危機管理部、総合政策環境部）

- 災害発生の防止や被害拡大の防止等を図るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づきコミュニティFM等の中に締結している災害協定について、協定締結報道機関に対する放送（報道）要請の実効性を確保するため、協定締結報道機関と災害発生時を想定した訓練を実施する。

（知事直轄組織、危機管理部）

(災害危険情報の収集・伝達体制の確立)

【1-4、2-7、2-8、3-3、4-2、5-1、5-5】

- 令和6年4月から国において運用を開始した新たな総合防災情報システム（SOBO-WEB）と京都府総合防災情報システムを連携させるとともに、これらを効率的に活用した訓練を実施する。

(危機管理部)

- 市町村による警戒避難体制づくりを支援し、住民自らの迅速かつ的確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する。

(建設交通部)

- 緊急情報を伝達するJ-ALERTをはじめ、地上デジタル放送、携帯情報端末等、多様な情報伝達手段を活用し、災害危険情報の迅速・的確な把握や府民への情報共有を推進する。

(危機管理部、総合政策環境部)

- 原子力災害時における緊急時モニタリング体制を国と調整して強化するとともに、関係市町との情報伝達体制を強化することにより、府民への迅速な情報提供を行う。

(危機管理部、総合政策環境部)

<重要業績指標>

- ・ 京都府マルチハザード情報提供システム閲覧者数

約17万人(令和6年度) → 20万人(令和12年度) (危機管理部)

(6) 産業構造／金融

(BCPの推進による京都全体の活力の維持)

【4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、5-2、5-3、5-4、6-4】

- BCPの考え方を「京都」全体に適用し、地域社会全体の活力を維持・向上するため、専門家、府内の行政、関係団体、ライフライン機関等による京都BCP推進会議を活用し、地域・業界が連携したオール京都での「京都BCP」の推進を図る。

(危機管理部)

- 地元金融機関による連携型BCPを推進するため、平成27年度に締結した「大規模災害発生時における相互支援協定」に基づく取組を充実させ、金融サービス機能が停止しないよう地元金融機関の連携体制を強化する。

(危機管理部、商工労働観光部)

- 災害時においても食品流通に係る事業を維持又は早期再開させるため、

流通関係事業者のBCPや市場間相互応援協定策定を促進するとともに、行政等との連携・協力体制の強化・拡大を推進する。

(農林水産部)

- 企業の防災体制を強化し、事業継続体制を確保するため、企業のBCPの策定を促進することとし、講演会の開催や関西広域連合との連携によりその普及を図る。

(危機管理部、商工労働観光部)

- 企業の防災計画の策定や防災訓練への参加の促進、帰宅困難となった従業員への対策の検討等、企業における防災体制の強化を促進する。

(危機管理部、商工労働観光部)

(地域産業の活力維持)

【2-1、4-1】

- 復興に係る対策本部の設置手順の構築やマニュアルの作成等、ボランティア、NPO等の地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう準備を進める。

(危機管理部、総合政策環境部)

(観光業や農林水産業の風評被害対策)

【6-6】

- 正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、府内産農林水産物の販売促進等により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。

(危機管理部、商工労働観光部、農林水産部)

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

【1-2、1-3、1-4、2-4、4-1、4-3、4-5、5-5】

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策を着実に実施するとともに、国や市町村等と連携を図りながら、市街地等の幹線道路等必要な重点路線を選定し、計画的に無電柱化等を推進していく。

(建設交通部)

- 海の物資輸送ルート確保により、災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、津波に強い海岸保全施設や港湾施設の整備及び長寿命化対策、漁港（舞鶴、中浜）の耐震・耐津波対策及び機能保全等を進める。

(農林水産部、建設交通部)

(ライフライン施設の整備)

【2-3、5-2、5-3、5-4】

- 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、ライフラインに係る施設の老朽化対策・耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行うとともに、行政・事業者間で連携して取りまとめた復旧方策の実効と必要に応じた見直しを行う。

(危機管理部、建設交通部)

(工業用水道施設の耐震化)

- 設置年度が古く耐震性の低い長田野工業団地内配水管路の耐震化を進める。

(建設交通部)

<重要業績指標>

- ・ 中堅企業のBCP策定率 45.5%(令和5年度) → 50.0%(令和12年度) (危機管理部)
- ・ 長田野工業用水道の管路耐震化率(全29.2km中)
8.3%(令和5年度) → 16.3%(令和12年度) (建設交通部)
- ・ 食の安心・安全についての講演会等による情報提供回数
年8回(令和5年度) → 維持(各年度) (農林水産部)
- ・ 水産物流通拠点の舞鶴漁港(府管理)の耐震・耐津波対策の整備率
0.0%(令和6年度) → 50.0%(令和12年度) (農林水産部)
- ・ 府管理の漁港(舞鶴漁港、中浜漁港)で策定した長寿命化計画(機能保全計画含む)に基づくハード対策の実施率 58.0%(令和6年度) → 70.0%(令和12年度) (農林水産部)
- ・ (再掲)府が管理する下水管渠(流域下水道)における地震対策実施率(全103km中)
67.2%(令和6年度) → 80.0%(令和12年度) (建設交通部)

(7) 農林水産

(農地・農業用施設の防災対策)

【1-4、1-5、4-7】

- 人的被害を及ぼすおそれのある農業用ため池(防災重点農業用ため池)を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の整備や適切な維持管理を行うとともに、農業用ため池の事前放流による雨水貯留等の治水対策に取り組む。また、防災重点農業用ため池に係るハザードマップを活用して、府民の防災意識の向上を図る。

(農林水産部)

- 農地や農業用施設を保全するための協働活動を推進するとともに、都市農地の防災協力農地への活用拡大など、生産緑地地区を中心とした農地の多面的な活用を推進する。

(農林水産部)

- 所有者不明農地については、関係法令に基づく「不明所有者の見なし同意」制度の活用により、適正な農地の管理を促すとともに、地すべりにより農地等が流亡・埋没するおそれのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する。

(農林水産部)

(資材の供給体制の整備)

【4-5】

- 農林水産業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送道路等及び林道等の確保・整備を推進する。

(農林水産部、建設交通部)

(森林の整備・保全)

【1-5、4-7】

- 山地災害を未然に防ぐため、被害発生リスクの高い箇所において治山・森林整備事業等を実施し、万が一災害が発生してもその被害規模が最小限に抑えられるよう、危険木の処理や再造林などによる森林管理を迅速かつ適切に実施する。

(農林水産部)

(漁港の耐震・耐津波対策)

【2-4、4-1、4-5、5-5】

- 漁港（舞鶴、中浜）の耐震・対津波対策及び機能保全等を進める。

(農林水産部)

(府内産農林水産物の風評被害防止)

【6-6】

- 正しい情報の迅速・的確な提供等により、原子力災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。

(危機管理部、農林水産部)

<重要業績指標>

- ・調査を要する防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価の実施
88箇所（令和6年度）→ 280箇所（令和12年度）（農林水産部）
- ・対策の必要な防災重点農業用ため池の廃止・整備工事の着手数
17箇所（令和6年度）→ 60箇所（令和12年度）（農林水産部）
- ・農と環境を守る地域協働活動（日本型直接支払のうち多面的機能支払）の取組面積
16,276ha（令和5年度）→ 維持（令和12年度）（農林水産部）
- ・中山間地域等直接支払交付金（日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払）の取組面積
5,206ha（令和5年度）→ 維持（令和12年度）（農林水産部）
- ・間伐実施面積 年1,714ha（令和5年度）→ 年3,000ha（各年度）（農林水産部）
- ・山地災害危険地区の整備数
1,768箇所（令和5年度）→ 2,230箇所（令和12年度）（農林水産部）
- ・（再掲）水産物流通拠点の舞鶴漁港（府管理）の耐震・耐津波対策の整備率
0.0%（令和6年度）→ 50.0%（令和12年度）（農林水産部）
- ・（再掲）府管理の漁港（舞鶴漁港、中浜漁港）で策定した長寿命化計画（機能保全計画含む）に基づくハード対策の実施率
58.0%（令和6年度）→ 70.0%（令和12年度）（農林水産部）
- ・（再掲）食の安心・安全についての講演会等による情報提供回数
年8回（令和5年度）→ 維持（各年度）（農林水産部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率（全657km中）
90.0%（令和6年度）→ 90.9%（令和12年度）（建設交通部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策（全196箇所中）
175箇所（令和6年度）→ 196箇所（令和12年度）（建設交通部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）（全325橋中）
91.4%（令和6年度）→ 93.8%（令和12年度）（建設交通部）

(8) 交通・物流

(大規模津波等に対する海岸保全施設等の機能保全の推進)

【1-3、1-4、2-4、4-1、4-3、4-5、5-5】

- 津波発生時に緊急避難路及び緊急輸送航路を確保するため、海岸保全施設等の津波防護施設の改良と補強を推進する。

(建設交通部)

(道路等の整備・耐震化)

【1-1、2-4、5-5】

- 基幹道路の拡幅・耐震補強、物資輸送拠点となる港湾の整備、鉄道の駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を推進し、道路、港湾、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備する。

(建設交通部)

(災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保)

【1-4、2-2、2-4、4-1、4-5、5-2、5-5】

- 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める。また、緊急輸送道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等対策を着実に推進する。

(建設交通部)

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

【1-2、1-6、2-2、2-4、2-6、2-8、4-1、4-3、4-5、5-2、5-5】

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策を着実に実施するとともに、国や市町村等と連携を図りながら、市街地等の幹線道路等必要な重点路線を選定し、計画的に無電柱化等を推進していく。(再掲)

(建設交通部)

- 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する。

(危機管理部、健康福祉部、建設交通部、警察本部)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送に係る交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路等や直轄国道の整備促進を図る。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワークの形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める。

(建設交通部)

- 海の物資輸送ルートの確保により、災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、津波に強い海岸保全施設や港湾施設の整備及び長寿命化対策、漁港（舞鶴、中浜）の耐震・耐津波対策及び機能保全等を進める。（再掲）

（農林水産部、建設交通部）

- 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する。

（建設交通部）

- 災害発生時における孤立集落の発生や長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等の対策を推進する。

（建設交通部）

- 孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保するとともに、ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送体制を整備する。

（危機管理部）

- 豪雪による孤立地域の発生や、家屋倒壊を防ぐため、市町村と協力し効率的な除雪のための仕組みを維持する。

（建設交通部）

- 福井県内の原子力発電所の過酷事故における避難経路を確保するため、国、関係府県、関係市町等と連携し、必要な重点路線を計画的に整備推進する。

（危機管理部、建設交通部）

（交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化）

【2-8、5-5】

- 交通ネットワークの構築の多重化（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークや新幹線をはじめとした鉄道ネットワークの整備等を着実に進める。

（建設交通部）

- 孤立可能性の高い地域における空路・海路による救助能力の向上を図る。

（危機管理部）

- 福井県内の原子力発電所の過酷事故からの広域避難のため、バス等避難車両及び運転員を国と調整し確保する。

（危機管理部）

＜重要業績指標＞

- ・府有除雪機械の保有台数 63 台（令和 6 年度）→ 維持（各年度）（建設交通部）
- ・信号機電源付加装置の整備数 762 機（令和 6 年度）→ 772 機（令和 12 年度）（警察本部）
- ・（再掲）水産物流通拠点の舞鶴漁港（府管理）の耐震・耐津波対策の整備率
実施 0.0%（令和 6 年度）→ 50.0%（令和 12 年度）（農林水産部）
- ・（再掲）府管理の漁港（舞鶴漁港、中浜漁港）で策定した長寿命化計画（機能保全計画含む）に基づくハード対策の実施率 58.0%（令和 6 年度）→ 70.0%（令和 12 年度）（農林水産部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率（全 657km 中）
90.0%（令和 6 年度）→ 90.9%（令和 12 年度）（建設交通部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策（全 196 箇所中）
175 箇所（令和 6 年度）→ 196 箇所（令和 12 年度）（建設交通部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）（全 325 橋中）
91.4%（令和 6 年度）→ 93.8%（令和 12 年度）（建設交通部）

(9) 国土保全／国土利用

(安心・安全を実現する国土利用)

【1-2】

- 災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限するとともに、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。
(危機管理部、健康福祉部、農林水産部、建設交通部)

(総合的な治水対策)

【1-4、4-7、5-1】

- 近年、全国的に気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生しており、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換が必要とされていることから、国、市町村と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号）に基づき、①河川下水道対策（流す対策）、②雨水貯留浸透対策（貯める対策）、③浸水被害軽減対策（備える対策）による総合的な治水対策を一層推進する。
(危機管理部、農林水産部、建設交通部)
- 河川については河道の掘削や築堤、下水道については雨水貯留施設の整備等のハード対策を着実に推進する。
(建設交通部)

- 公園や校庭等を利用した貯留浸透施設の整備、開発行為に伴う調整池の設置、また、農地や森林が有する雨水の貯留や水源のかん養等の多面的機能を十分に発揮するため、農地や農業用施設を保全するための協働活動を推進する。

(農林水産部、建設交通部)

- 公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水機場の適切な操作、農業用ため池における事前放流や農業用水利施設の適切な維持管理を行う。また、洪水・内水・高潮ハザードマップの作成支援や防災重点農業用ため池に係るハザードマップの活用、防災情報の高度化といったソフト対策を行い、府民の防災意識の向上を図る。

(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

(河川、海岸、下水道施設等の整備・耐震化)

【1-4、1-5】

- 淀川水系の宇治川・木津川・桂川、由良川水系及び日本海側の二級河川について、国や市町村と連携し、必要に応じて河川整備計画の変更や新規策定を進めるとともに、整備計画に基づいた施設整備を着実に進めていく。

(建設交通部)

- 河川整備については、洪水を安全に流下させるための河道の掘削・築堤・護岸の工事、放水路、排水機場やダム等の治水対策を進めてきたが、未だ整備途上であるため、近年浸水被害を受けた河川及び国等と連携して整備を進める河川の改修、河川堤防の質的強化及び天井川の切下げ等の対策を重点的に実施し、一層の治水対策の強化を図る。さらに河川堤防や排水機場の耐震化、京都府南部地域に多い天井川の地震対策、高潮の遡上に起因する市街地の浸水を防ぐための治水対策を進める。

(建設交通部)

- 海岸の侵食対策については、冬季風浪等による越波や侵食災害を防止するため、海岸保全施設の整備を計画的に進める。

(建設交通部)

- 下水道施設の雨水対策については、公共下水道の雨水幹線や雨水貯留施設の整備を促進するとともに、桂川右岸流域下水道の「いろは呑龍トンネル」の残る3箇所接続施設を早期に供用開始することにより浸水被害の軽減を図る。また、住宅等に雨水貯留タンク（通称：マイクロ呑龍）を設置して、府民総ぐるみで雨水を「貯める」取組を市町村と連携しながら進めることにより、浸水被害の軽減と防災意識の向上を図る。

(建設交通部)

(海岸、河川の整備等の津波防災対策) **【1-3、1-4、4-3】**

- 日本海側で想定されている津波に備えて、国、府、市町や関係機関が連携して、設計津波に対応できる海岸保全施設や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と津波ハザードマップを活用した警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を推進する。

(危機管理部、建設交通部)

(洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策) **【1-4、5-1】**

- 各種ハザードマップの作成(情報の随時追加を含む)や更新をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、府民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

- 市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図は、令和4年10月に府管理の全377について作成・公表が完了したことから、今後は、河川整備状況や土地利用に大きな変化が生じた場合に浸水想定区域図の更新を行う。

(建設交通部)

- 府管理河川のうち、防災上、重要な河川に水位計を設置するとともに、避難判断の目安となる水位の設定を推進する。さらに、これらの河川において、気象台の雨量予測をもとに6時間先までの水位・氾濫区域を予測するシステムを構築しており、イントラネットを通して市町村へ予測情報を提供する。市町村は、水位・氾濫区域の予測情報を活かして、早期に避難情報を発令するとともに、自主防災組織におけるタイムラインへの反映など、住民の早期避難を促す取組を推進する。

(建設交通部)

(総合的な土砂災害対策) **【1-5、4-7、5-1】**

- 土石流対策施設等の土砂災害防止施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに府民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、ハード対策の着実な推進に併せて、市町村とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、府民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。

(危機管理部、建設交通部)

(土砂災害に備えたハード整備)

【1-5、4-7】

- 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を一層推進する。しかし、未整備箇所が数多く残されていることから、国の施策等を効果的に活用しながら、要配慮者利用施設や避難所等を保全する箇所を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を進めていく。

(建設交通部)

(土砂災害警戒区域の指定等)

【1-5、4-7】

- 全国的に通りの基礎調査が完了し、京都府でも一通りの基礎調査と指定が完了しているが、近年、全国的に土砂災害警戒区域外でも人的被害が発生しており、高精度な地形情報を活用した調査などにより土砂災害警戒区域等の追加指定を推進する。また、概ね5年ごとに、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、土砂災害警戒区域等の見直しを行う。

(建設交通部)

- 山地災害危険地区のうち被害発生リスクの高い箇所を早急に特定し、優先度の高い地区への治山ダムの設置や森林整備等の治山事業を実施する。

(農林水産部)

(緊急避難場所・避難所の整備等)

【2-8】

- 原子力災害時の避難先（府内・府外）において円滑な受け入れが可能となるよう、避難所の運営体制等を避難先関係団体と調整・整備する。

(危機管理部)

(地籍調査の推進)

【1-4、4-7、6-4】

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、地籍調査を進める。

(建設交通部)

(インフラ分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進)

【1-4、5-1】

- インフラ分野において3次元データや進化したデジタル技術を活用し、生産性の向上や維持管理の効率化、さらには災害関連情報の予測、収集・集積、伝達の高度化を着実に進める。

(建設交通部)

＜重要業績指標＞

- ・津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の5市町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）の割合 0%（令和6年度）→ 100.0%（令和12年度）（危機管理部）
- ・府管理河川の河川整備率（時間雨量 50mm（概ね 1/10 規模）に対応できる整備が完成した区間の整備率）（全 1,370 km） 37.6%（令和5年度）→ 38.5%（令和12年度）（建設交通部）
- ・土砂災害防止法（平成12年法律第57号）による土砂災害警戒区域等の指定箇所数
17,360箇所（令和6年度）→ 約 19,000箇所（令和12年度）（建設交通部）
- ・土砂災害から保全される人家戸数
2.08万戸（令和6年度）→ 約 2.1万戸（令和12年度）（建設交通部）
- ・土砂災害から保全される要配慮者利用施設及び避難所の施設数（建設交通部）
要配慮者利用施設 73施設（令和6年度）→ 80施設（令和12年度）
避難所 179施設（令和6年度）→ 189施設（令和12年度）
- ・土石流対策施設整備済みの土砂災害警戒区域数
533箇所（令和6年度）→ 549箇所（令和12年度）（建設交通部）
- ・急傾斜地崩壊防止施設整備済みの土砂災害警戒区域数
451箇所（令和6年度）→ 462箇所（令和12年度）（建設交通部）
- ・（再掲）山地災害危険地区の整備数
1,768箇所（令和5年度）→ 2,230箇所（令和12年度）（農林水産部）

(10) 中央官庁機能バックアップ等

(防災庁の創設等)

【3-2】

- 大規模広域災害における防災体制の強靱化を図るため、防災に係る首都機能をバックアップするとともに、双眼構造を確立するため、防災庁の拠点を東京のほか関西に設置することを、関西広域連合として国に要望するとともに防災庁と連携した対策強化を検討する。

(危機管理部、総合政策環境部)

(皇室の安心・安全)

【3-2】

- 皇室の安心・安全と永続を実現するため、京都御所や京都迎賓館を擁する京都の地に皇室の方々にお住まいいただき、御活動いただくことを検討する。

(総合政策環境部)

(国立京都国際会館、国立国会図書館関西館等の機能強化) **【3-2】**

- MICEの開催誘致を強力に推進するため、国立京都国際会館を世界トップレベルの国際会議場施設として整備するとともに、災害発生時には、国会機能や首相官邸機能等国の中核機能を代替するために活用するよう調整を進める。

(知事直轄組織、総合政策環境部、商工労働観光部)

(北陸新幹線・リニア中央新幹線の整備) **【3-2】**

- 大阪までのフル規格による北陸新幹線の早期全線整備を実現し、日本海国土軸の形成を図る。

(建設交通部)

- 首都圏と京都間の多様な交通網を確保するため、リニア中央新幹線の整備を促進する。

(建設交通部)

(外交・儀礼機能のバックアップの充実・強化) **【3-2】**

- 外国の大使・公使の接受、国公賓の接遇等の儀礼に京都御所、京都迎賓館等を活用するとともに、災害発生時に首都圏から避難する外国の大使館員等を京都のほか大阪、兵庫が連携して支援する体制の構築を進める。

(知事直轄組織、総合政策環境部)

(11) 伝統・文化の保全

(文化財の保護・保全) **【1-2、6-5】**

- 文化財所有者等による文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対策の実施を支援するとともに、市町村と連携し、府内にある国、府及び市町村が指定等した文化財の情報が掲載されている「京都府文化財データベース(京都府文化財総合目録)」を活用した実践的な消防訓練等防災対策を推進する。

(文化生活部、教育委員会)

- 市町村及び文化財所有者等と連携し、復興に当たって、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京都の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平時から体制の構築に努める。

(文化生活部、教育委員会)

(文化財建造物等の耐震化等)

【1-1、1-2、6-5】

- 文化財建造物や伝統的建造物群等は社寺や町並みを構成する建物が多く、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震化及び保存修理を促進する。

(文化生活部、教育委員会)

(文化財の防火対策)

【1-2、6-5】

- 文化財所有者等による自動火災報知設備、消火設備等の防災設備の整備を支援するとともに、市町村と連携し、消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう防火講習会等を実施し、文化財レスキュー体制等の構築を推進する。

(文化生活部、教育委員会)

[横断的分野]

(A) リスクコミュニケーション

(災害危険情報の提供) 【1-4、1-5、5-1】

- 府民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとれるよう、マルチハザード情報提供システムの周知及び活用の促進を図る。

(危機管理部)

(府民に対する教育・訓練) 【1-3、1-4、2-1、2-8】

- 実践的な総合防災訓練を実施し、府民等の参加を更に促進することで地域の災害対応体制を強化する。

(危機管理部)

- 福井県内の原子力発電所における過酷事故からの迅速な避難に必要な研修会や避難訓練を継続的に行い、住民避難や検査・除染等の対応能力向上を図るとともに原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

(危機管理部)

(地域の「つながり」の強化) 【2-4】

- 救出・救助活動により多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の参加や隣接地域及び自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。

(危機管理部)

(外国籍府民等への災害時支援等) 【2-5、5-1】

- 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、市町村等が実施する防災訓練等の取組を支援することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、外国籍府民や市町村等と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍府民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する。

(知事直轄組織、危機管理部)

<重要業績指標>

- ・（再掲）津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の5市町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）の割合
0%（令和6年度）→ 100.0%（令和12年度）（危機管理部）
- ・（再掲）原子力総合防災訓練等の開催数 1回（各年度）（危機管理部）

(B) 人材育成

(地域防災の担い手育成)

【2-1、2-2、2-3、6-5】

- 京都府全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して府民に正しい防災知識の普及を図る。
(危機管理部)
- 将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。
(教育委員会)
- 災害時に各地から集まるNPOやボランティアの受入れ、適材適所への配置や、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるスタッフを専門分野ごとに重層的に養成する。
(危機管理部)
- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダーや福祉専門職からなるDWA Tの養成を進める。（再掲）
(健康福祉部)
- 災害拠点病院の機能の充実を図るとともに、DMA Tの養成を進め、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施する。
(危機管理部、健康福祉部)
- 大規模災害が発生した際に、被災学校へ教職員などを派遣し、「教育活動の早期再開」や、「児童生徒の心のケア」などを支援する体制を構築する。
(教育委員会)

(消防団の活動支援)

【2-1、6-5】

- 消防学校による消防団員の教育訓練や大学生の取組支援、消防団員OB

の活用等、消防団が活発に活動する地域づくりを市町村と連携して進めるとともに、実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど、消防団の機能強化を図る。

(危機管理部)

<重要業績指標>

- ・ 自主防災リーダーの養成数 3,100 人(令和 6 年度) → 3,500 人(令和 12 年度) (危機管理部)
- ・ 消防団員の充足率(全 18,716 人中) 83.7%(令和 6 年度) → 維持(各年度) (危機管理部)
- ・ 地域の消防等の行政機関との間で共同訓練等を実施している府立学校の割合
64.8%(令和 5 年度) → 100.0%(令和 7 年度) (教育委員会)
- ・ 災害時学校支援チームの養成数 延べ 22 人(令和 6 年度) → 200 人程度(令和 9 年度)
(教育委員会)
- ・ (再掲) 福祉避難サポートリーダーの養成数
延べ 2,237 人(令和 6 年度) → 3,000 人(令和 12 年度) (健康福祉部)
- ・ (再掲) DMA T の養成数 60 チーム(令和 6 年度) → 64 チーム(令和 12 年度) (健康福祉部)
- ・ (再掲) DWA T の養成数 延べ 213 人(令和 6 年度) → 400 人(令和 12 年度) (健康福祉部)

(C) 官民連携

(自主防災組織の活動促進) 【2-1、6-5】

- 自主防災組織及び地域防災活動に取り組む自治会等が行う、消防団等と連携した危険箇所の把握、有用情報の調査、地域の防災マップ、水害等避難行動タイムライン、地区防災計画の素案の策定や防災訓練等を促進するとともに、市町村と連携して自主防災リーダーの養成を進める。

(危機管理部)

(NPO・ボランティアとの連携強化) 【2-1】

- 災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、京都府災害ボランティアセンターと連携して人材育成研修を実施することにより円滑なボランティア活動を支援する。

(危機管理部、健康福祉部)

(迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等)

【2-4、2-6、5-5、6-2、6-4】

- がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や河川の応急復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。

(建設交通部)

(D) 老朽化対策

(安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新)

【1-1、1-3、1-4、1-5、2-2、2-4、2-6、4-1、4-3、4-5、5-2、5-5】

- 府民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、府が保有する公共建築物及びインフラについて、日常の適切な維持管理や老朽化対策に併せて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮できるよう、耐震性の維持・向上等にも配慮した公共施設等総合管理計画（京都府公共施設等管理方針）及び個別施設計画に基づき、計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。

(総務部、農林水産部、建設交通部)

- 一般財団法人京都技術サポートセンターを活用し、市町村管理施設を含めたアセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理を推進するとともに、今後急増するインフラ補修に対応するため、大学等教育機関とも連携し、府内企業の技術力強化を図る。

(建設交通部)

- 府民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について修繕等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるようメンテナンスサイクルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確保する。

(総務部、施設所管部局)

<重要業績指標>

- ・ 京都府公共施設等管理方針の改定（令和8年度）（総務部）

(E) デジタル活用

(災害危険情報の収集・提供・伝達体制の確立) 【1-4、1-5、3-3、5-1】

- 民間企業が ICT・AI 技術を活用して提供する情報を入手し、災害対策に活用する仕組みを構築する。

(危機管理部)

- 令和6年4月から国において運用を開始した新たな総合防災情報システム (SOBO-WEB) と京都府総合防災情報システムを連携させるとともに、これらを効率的に活用した訓練を実施する。(再掲)

(危機管理部)

- 市町村による警戒避難体制づくりを支援し、住民自らの迅速かつ的確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する。(再掲)

(建設交通部)

- 緊急情報を伝達する J - A L E R Tをはじめ、地上デジタル放送、携帯情報端末等、多様な情報伝達手段を活用し、災害危険情報の迅速・的確な把握や府民への情報共有を推進する。(再掲)

(危機管理部、総合政策環境部)

- 府民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとれるよう、マルチハザード情報提供システムの周知及び活用の促進を図る。(再掲)

(危機管理部)

- 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワーク完全二重化や光ファイバネットワーク経路の複線化、防災行政無線のデジタル化整備等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進する。(再掲)

(危機管理部、総合政策環境部)

(洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策) 【1-4、5-1】

- 府管理河川のうち、防災上、重要な河川に水位計を設置するとともに、避難判断の目安となる水位の設定を推進する。さらに、これらの河川において、気象台の雨量予測をもとに6時間先までの水位・氾濫区域を予測するシステムを構築しており、イントラネットを通して市町村へ予測情報を提供する。市町村は、水位・氾濫区域の予測情報を活かして、早期に避難情報を発令するとともに、自主防災組織におけるタイムラインへの反映など、住民の早期避難を促す取組を推進する。(再掲)

(建設交通部)

(観光客の安全確保) **【2-5、5-1】**

- 総合防災情報システム等を活用し、避難情報や避難所の状況をリアルタイムで提供するとともに、外国人観光客等に対して、わかりやすい日本語（やさしい日本語）、多言語や二次元コード等による情報提供を行う。また、災害時に大使館、領事館と迅速な情報共有ができるよう、平時から連携体制を構築する。（再掲）

（知事直轄組織、危機管理部、商工労働観光部）

(インフラ分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進)

【1-4、5-1】

- インフラ分野において3次元データや進化したデジタル技術を活用し、生産性の向上や維持管理の効率化、さらには災害関連情報の予測、収集・集積、伝達の高度化を着実に進める。（再掲）

（建設交通部）

(避難所施設の整備)

【2-3、5-1】

- 衛星通信システムの活用等、避難所における防災DXの活用を促進する。

（危機管理部・建設交通部）

(ドローン等の活用)

【1-2、2-4、5-1】

- ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送の実施や被害認定調査の迅速化等を進めるとともに、火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握を強化する。

（危機管理部・建設交通部）

<重要業績指標>

- ・ 防災ヘリ、ドローン、船舶・船艇等活用機関と連携した映像伝送訓練の実施回数

4回（令和6年度）→ 1回以上（各年度）（危機管理部）

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施する。

また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を部局横断的に構築してPDCAサイクルを実践し、毎年度、重要業績指標の進捗状況を公表した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進にあたっては、過去の災害や他府県の事例、地域の産業構造や人口動態等、様々な情報を踏まえ、国、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働していく。

2 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

令和5年6月に成立した「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律（令和5年法律第59号）」に基づき、令和7年●月に閣議決定された国土強靱化実施中期計画においては、国土強靱化基本計画の「国土強靱化政策の展開方向」等を踏まえ、令和12年までの計画期間内に重点的に取組を推進する施策やその目標を示しており、そのための財源として20兆円程度を確保することとされていることから、まずはこれらの施策に重点をおきつつ国土強靱化の取組を進めることとする。【P（国の実施中期計画の内容を踏まえて修正）】

なお、今後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要であり、PDCAサイクルを通じて施策を重点化しながら、国土強靱化の取組を進める必要がある。

国土強靱化実施中期計画についても、概ね20年から30年程度の期間を一つの目安として、国土強靱化のレベルを一段上の水準まで引き上げることを念頭に策定されており、計画期間後も見据えた現段階の長期目標についても明示されていることから、これらの点を踏まえた国土強靱化の中長期的な視点での着実な推進に向け、必要な検討を行うこととする。【P（国の実施中期計画の内容を踏まえて修正）】

(別紙) 施策分野別事業一覧

【個別施策分野】

(1) 行政機能／警察・消防等

防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
京都府舞鶴警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府南丹警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府左京警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府伏見警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	

警察機能の維持対策の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
信号機電源付加装置 I	警察庁	警察本部	警察庁	自起動式発動発電機
待機宿舎整備事業	警察本部	警察本部	国土交通省	

原子力災害対策の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
放射線モニタリング強化事業	京都府	総合政策環境部	原子力規制庁	
原子力防災対策事業	京都府	危機管理部	内閣府 (原子力)	

※ その他、災害対策本部の運営強化をはじめとする初動体制の強化、関係機関との連携強化、救助・救出活動の能力向上、効率的な物資の調達・提供等に資する事業

(2) 住宅・都市／環境

住宅の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	

多数の者が利用する建築物等の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	

学校施設の耐震化等施設整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
京都府立向日が丘支援学校校舎等改築事業	京都府	教育庁	文部科学省	
京都府立学校等空調設備整備事業	京都府	教育庁	文部科学省	
京都府立学校等大規模改造事業	京都府	教育庁	文部科学省	
公立小中学校校舎等大規模改造等事業	市町村	教育庁	文部科学省	

地震や火災に強いまちづくり等の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
京都府宅地耐震化推進事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
土地区画整理事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
市街地再開発事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

下水道施設の耐震化等

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
桂川右岸流域下水道（洛西浄化センター）	京都府	建設交通部	国土交通省	
木津川流域下水道（洛南浄化センター）	京都府	建設交通部	国土交通省	
木津川上流流域下水道（木津川上流浄化センター）	京都府	建設交通部	国土交通省	
宮津湾流域下水道（宮津湾浄化センター）	京都府	建設交通部	国土交通省	

府営水道施設の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
府営水道送水管路更新・耐震化事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

緊急輸送道路等の確保・整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
新名神高速道路（宇治田原町～八幡市）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
舞鶴若狭自動車道 4車線化（舞鶴市～福井県）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
京奈和自動車道（木津川市～奈良県）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
京都縦貫自動車道 4車線化（南丹市～宮津市）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
山陰近畿自動車道 大宮峰山道路・大宮峰山IC以西（京丹後市～兵庫県）	国土交通省・府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国道9号 園部本町地区・付加車線整備・福知山道路・夜久野改良等（京都市～福知山市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道24号 寺田拡幅・城陽井手木津川バイパス（城陽市～木津川市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道27号 平林戸奈瀬地区・西舞鶴道路等（綾部市～舞鶴市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道163号 精華拡幅（精華町～木津川市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道163号 銭司～木屋工区・有市工区（木津川市～笠置町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道175号等 由良川改修関連道路整備（綾部市～福知山市～舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道178号 日置～養老工区・カマヤ工区・上野平バイパス（宮津市～京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道307号 甘南備台・山城大橋・都市計画道路宇治田原山手線等（京田辺市～宇治田原町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道312号 大宮峰山ICアクセス道路（京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道423号 法貴バイパス（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道429号 榎峠バイパス・新庄（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
上杉和知線・田井中田線等 原発避難路整備（綾部市、舞鶴市等）	京都府	危機管理部 建設交通部	経済産業省	
宮津養父線 岩屋工区（与謝野町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
綾部宮島線 肱谷バイパス（南丹市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
宇治淀線（宇治市～京都市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
八幡木津線・都市計画道路山手幹線（八幡市～木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路八幡田辺線 下奈良工区（八幡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
京丹波三和線 下山～質美工区（京丹波町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
小倉西舞鶴線 白鳥トンネル・倉谷工区（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
天理加茂木津線 大野バイパス（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
網野岩滝線 外村バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	防衛省	
市島和知線 台頭（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
西京高槻線・都市計画道路御陵山崎線（向日市～大山崎町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
枚方山城線（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
山城総合運動公園城陽線 城陽橋・富野（城陽市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
八幡京田辺インター線・都市計画道路内里高野道線（八幡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
上狛城陽線（木津川市～城陽市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
和束井手線（井手町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路並河亀岡停車場線 大井町工区（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路河原町内林線（南丹市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路福知山綾部線（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
広野綾部線（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
掛津峰山線 丹波バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
小坂青垣線 井田（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
西神崎上東線 油江～蒲江（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
小浜綾部線 睦寄町狸岩（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
京都のみち2040・京都府無電柱化推進計画等に記載の道路整備事業、緊急輸送道路の道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
広域道路ネットワークを形成する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
広域道路ネットワークにアクセスし、ネットワークを強化する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
中山間地域の避難・救援を支援する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	再掲

帰宅困難者の安全確保

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道駅舎バリアフリー化整備事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	

災害廃棄物処理

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
災害等廃棄物処理事業・廃棄物処理施設の災害復旧	市町村	総合政策環境部	環境省	
海岸漂着物等地域対策推進事業	府・市町村	総合政策環境部	環境省	

自然公園等の施設の復旧・長寿命化対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
自然環境整備交付金	府・市町村	総合政策環境部	環境省	
環境保全施設整備交付金	府・市町村	総合政策環境部	環境省	

※ その他、危険度判定の早期実施、室内の安全確保、火災発生防止、ライフライン施設の応急復旧体制の構築、被災者の生活及び住居の確保・再建、観光客の安全確保等に資する事業

(3) 保健医療・福祉

医療・福祉施設の耐震化等

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
地方改善施設整備費補助金	府・市町村	文化生活部	厚生労働省	
社会福祉施設等施設整備補助金	京都府	健康福祉部	厚生労働省	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	府・市町村	健康福祉部	厚生労働省	
次世代育成支援対策施設整備補助金	京都府	健康福祉部	厚生労働省	
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲

※ その他、災害時の医療・救護体制の整備、災害支援ナースの災害対応能力向上、感染症のまん延防止、要配慮者支援等に資する事業

(4) エネルギー

再生可能エネルギー等を活用したエネルギーの安定確保、ガスパイプラインの整備等に資する事業

(5) 情報通信

災害危険情報の収集・伝達体制の確立

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
放射線モニタリング強化事業	京都府	総合政策環境部	原子力規制庁	再掲

※ その他、迅速・的確な災害情報の把握と府民への情報提供等に資する事業

(6) 産業構造／金融

地域産業の活力維持

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
発災後も持続可能な産業の発展を支援する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

交通・物流施設の耐災害性の向上

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	再掲
京都舞鶴港（国際ふ頭）	国土交通省・府	建設交通部	国土交通省	
京都舞鶴港（前島ふ頭）	国土交通省・府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
臨港道路和田下福井線（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
臨港道路上安久線（舞鶴市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
水産基盤整備事業	京都府	農林水産部	水産庁	

ライフライン施設の整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
長田野工業用水道施設更新・耐震化事業	京都府	建設交通部	経済産業省	

※ その他、BCPの推進、地域産業の活力維持、観光業等への風評被害防止、工業用水道施設の耐震化等に資する事業

(7) 農林水産

農地・農業用施設の防災対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
農業水路等長寿命化・防災減災事業	長寿命化、防災減災計画の策定者	農林水産部	農林水産省	
農村地域防災減災事業	府・市町村・土地改良区	農林水産部	農林水産省	
農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業）	府・市町村・土地改良区	農林水産部	農林水産省	
水利施設管理強化事業	府・市町村	農林水産部	農林水産省	

森林の整備・保全

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
森林環境保全整備事業	森林経営計画の作成者等	農林水産部	農林水産省 林野庁	府内一円
成長産業化促進対策事業	選定経営体等	農林水産部	農林水産省 林野庁	府内一円
治山事業	京都府	農林水産部	林野庁	
農山漁村地域整備交付金	京都府	農林水産部	農林水産省	
地方創生整備推進交付金	府・市町村	農林水産部	内閣府	

漁港の耐震・耐津波対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
水産基盤整備事業	京都府	農林水産部	水産庁	再掲

※ その他、資材の安定供給、府内産農林水産物への風評被害防止等に資する事業

(8) 交通・物流

大規模津波等に対する海岸保全施設等の機能保全の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

道路等の整備・耐震化

災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保

交通・物流施設の耐災害性の向上

交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
新名神高速道路（宇治田原町～八幡市）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
舞鶴若狭自動車道 4車線化（舞鶴市～福井県）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
京奈和自動車道（木津川市～奈良県）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
京都縦貫自動車道 4車線化（南丹市～宮津市）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
山陰近畿自動車道 大宮峰山道路・大宮峰山IC以西（京丹後市～兵庫県）	国土交通省・府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道9号 園部本町地区・付加車線整備・福知山道路・夜久野改良等（京都市～福知山市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道24号 寺田拡幅・城陽井手木津川バイパス（城陽市～木津川市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道27号 平林戸奈瀬地区・西舞鶴道路等（綾部市～舞鶴市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道163号 精華拡幅（精華町～木津川市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道163号 銭司～木屋工区・有市工区（木津川市～笠置町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道175号等 由良川改修関連道路整備（綾部市～福知山市～舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道178号 日置～養老工区・カマヤ工区・上野平バイパス（宮津市～京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道307号 甘南備台・山城大橋・都市計画道路宇治田原山手線等（京田辺市～宇治田原町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道312号 大宮峰山ICアクセス道路（京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道423号 法貴バイパス（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道429号 榎峠バイパス・新庄（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
上杉和知線・田井中田線等 原発避難路整備（綾部市、舞鶴市等）	京都府	危機管理部 建設交通部	経済産業省	再掲
宮津養父線 岩屋工区（与謝野町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
綾部宮島線 肱谷バイパス（南丹市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
宇治淀線（宇治市～京都市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
八幡木津線・都市計画道路山手幹線（八幡市～木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路八幡田辺線 下奈良工区（八幡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京丹波三和線 下山～質美工区（京丹波町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
小倉西舞鶴線 白鳥トンネル・倉谷工区（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
天理加茂木津線 大野バイパス（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
網野岩滝線 外村バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	防衛省	再掲
市島和知線 台頭（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
西京高槻線・都市計画道路御陵山崎線（向日市～大山崎町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
枚方山城線（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
山城総合運動公園城陽線 城陽橋・富野（城陽市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
八幡京田辺インター線・都市計画道路内里高野道線（八幡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
上狛城陽線（木津川市～城陽市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
和東井手線（井手町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路並河亀岡停車場線 大井町工区（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路河原町内林線（南丹市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路福知山綾部線（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
広野綾部線（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
掛津峰山線 丹波バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
小坂青垣線 井田（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
西神崎上東線 油江～蒲江（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
小浜綾部線 睦寄町狸岩（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京都のみち2040・京都府無電柱化推進計画等に記載の道路整備事業、緊急輸送道路の道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
広域道路ネットワークを形成する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
広域道路ネットワークにアクセスし、ネットワークを強化する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
中山間地域の避難・救援を支援する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京都舞鶴港（国際ふ頭）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京都舞鶴港（前島ふ頭）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
臨港道路和田下福井線（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
臨港道路上安久線（舞鶴市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	再掲
信号機電源付加装置 I	警察庁	警察本部	警察庁	自起動式発動発電機、再掲
水産基盤整備事業	京都府	農林水産部	水産庁	再掲

※ その他、緊急輸送体制の確保、広域避難のための避難車両及び運転員の確保等に資する事業

(9) 国土保全／国土利用

総合的な治水対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
由良川	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
桂川	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
淀川（宇治川）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
木津川	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
鴨川	京都府	建設交通部	国土交通省	
安祥寺川	京都府	建設交通部	国土交通省	
桂川（上）	京都府	建設交通部	国土交通省	
四宮川	京都府	建設交通部	国土交通省	
古川（井川、名木川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
弥陀次郎川	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
戦川（新田川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
大谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
防賀川	京都府	建設交通部	国土交通省	
煤谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
赤田川	京都府	建設交通部	国土交通省	
桂川（亀岡、八木）	京都府	建設交通部	国土交通省	
雑水川	京都府	建設交通部	国土交通省	
千々川	京都府	建設交通部	国土交通省	
東所川	京都府	建設交通部	国土交通省	
七谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
園部川	京都府	建設交通部	国土交通省	
法貴谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
高屋川	京都府	建設交通部	国土交通省	
伊佐津川	京都府	建設交通部	国土交通省	
犀川	京都府	建設交通部	国土交通省	
高野川	京都府	建設交通部	国土交通省	
宮川	京都府	建設交通部	国土交通省	
大谷川（由良）	京都府	建設交通部	国土交通省	
牧川	京都府	建設交通部	国土交通省	
弘法川	京都府	建設交通部	国土交通省	
法川	京都府	建設交通部	国土交通省	
福田川（新庄川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
野田川（加悦奥川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
竹野川（鳥取川、小西川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
川上谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
佐濃谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
新樋越川	京都府	建設交通部	国土交通省	
西羽束師川	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
情報基盤総合整備事業（河川防災情報システム）	京都府	建設交通部	国土交通省	
情報基盤総合整備事業（水位計設置等）	京都府	建設交通部	国土交通省	
桂川右岸流域下水道（いろは呑龍トンネル）	京都府	建設交通部	国土交通省	
農村地域防災減災事業	府・市町村・土地改良区	農林水産部	農林水産省	再掲
農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業）	府・市町村・土地改良区	農林水産部	農林水産省	再掲

河川、海岸、下水道施設等の整備・耐震化

宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
桂川右岸流域下水道（いろは呑龍トンネル）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

海岸、河川の整備等の津波防災対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
神崎海岸高潮対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
農業水路等長寿命化・防災減災事業	市町村	農林水産部	農林水産省	再掲
水利施設管理強化事業	府・市町村	農林水産部	農林水産省	再掲
情報基盤総合整備事業（水位氾濫予測システム）	京都府	建設交通部	国土交通省	
効果促進事業（浸水想定区域図作成等）	京都府	建設交通部	国土交通省	
効果促進事業（ハザードマップ作成等）	市町村	建設交通部	国土交通省	

総合的な土砂災害対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
事業間連携砂防等事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
通常砂防事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
地すべり対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
急傾斜地崩壊対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	市町村	農林水産部	農林水産省	再掲
情報基盤総合整備事業（土砂災害警戒情報システム）	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
効果促進事業（砂防情報システム）	京都府	建設交通部	国土交通省	
効果促進事業（ハザードマップ作成等）	市町村	建設交通部	国土交通省	再掲

土砂災害に備えたハード整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
事業間連携砂防等事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
通常砂防事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
地すべり対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
急傾斜地崩壊対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

土砂災害警戒区域の指定等

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
総合流域防災事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
治山事業	京都府	農林水産部	林野庁	再掲
農山漁村地域整備交付金	京都府	農林水産部	農林水産省	再掲
地方創生整備推進交付金	府・市町村	農林水産部	内閣府	再掲

自然公園等の施設の復旧・長寿命化対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
自然環境整備交付金	府・市町村	総合政策環境部	環境省	再掲
環境保全施設整備交付金	府・市町村	総合政策環境部	環境省	再掲

地籍調査の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
地籍調査事業	市町村	建設交通部	国土交通省	

※ その他、安心・安全を実現する国土利用、緊急避難場所・避難所の整備等に資する事業

(10) 首都機能バックアップ等

防災庁の創設、皇室の安心・安全の確保、国立京都国際会館等の機能強化、北陸新幹線・リニア中央新幹線の整備、外交・儀礼機能のバックアップの充実・強化に資する事業

(11) 伝統・文化の保全

文化財建造物等の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国宝重要文化財等保存・活用事業	所有者等	教育庁	文部科学省	

文化財の防火対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国宝重要文化財等防災施設整備事業	所有者等	教育庁	文部科学省	

※ その他、文化財の保護・保全に資する事業

【横断的分野】

(A) リスクコミュニケーション

府民に対する情報提供、教育及び訓練の実施、自主防災組織の育成、外国籍府民への災害時支援等に資する事業

(B) 人材育成

消防団の活動支援

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
わがまちの消防団強化・応援事業	京都府	危機管理部	総務省消防庁	

※ その他、地域防災の担い手育成等に資する事業

(C) 官民連携

自主防災組織の活動促進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
わがまちの消防団強化・応援事業	京都府	危機管理部	総務省消防庁	

NPO・ボランティアとの連携強化、迅速な応急復旧に向けた応援協力体制の確保等に資する事業

(D) 老朽化対策

安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国道173号 新綾部大橋（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
綾部大江宮津線 大雲橋（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
枚方山城線 開橋（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
綾部インター線 白瀬橋（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
その他各種個別施設計画に基づく点検、補修、更新等事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

※ その他、アセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理、府内企業の技術力強化等に資する事業

(E) デジタル活用

災害危険情報の収集・提供・伝達体制の確立、洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策、観光客の安全確保、インフラ分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進、避難所施設の整備、ドローン等の活用等に資する事業

包括外部監査結果に基づく措置状況について

令和 7 年 6 月 24 日

知事直轄組織（職員長）
 危機管理部
 総務部
 総合政策環境部
 文化生活部
 商工労働観光部
 農林水産部
 議会事務局
 教育庁（指導部）

包括外部監査結果に基づき、既に講じた措置の概要について、下記のとおり御報告いたします。（詳細については、別紙のとおり）

なお、本件につきましては、地方自治法の規定により、監査委員から公表されることとなります。

記

■ 包括外部監査結果に基づく措置状況（主なものを抜粋）

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R5	<p>【府民サービスの向上・職員の働き方改革に向けた事務事業のデジタル化推進の現状と課題について】</p> <p>○在宅勤務（テレワーク）のための ICT 機器等の利用促進</p> <p>京都府では、テレワークを円滑に実施するため、モバイル端末を多くの職員に配付しており、各端末には、コミュニケーションやスケジュール管理などに活用できるツール（Teams、Outlook、Zoom、Webex 等）が、備わっている。職員同士の連絡について、Teams の利用を促進しているが、「原則 Teams 利用」等のルール化には至っておらず、また、職員間での ICT 機器に係る保有知識にも差があることから、Teams については、全庁的に利用されている状況ではなく、利用頻度にも差が生じている。そのため、制度や設備環境は概ね備えられている一方で、ICT 機器を活用した働き方改革は道半ばといった状況である。所属長をはじめとした全職員に対する、ICT 機器等の知識向上や利用を促進する機運醸成の取組が必要と考えられる。</p>	<p>（人事課、情報政策課）</p> <p>令和 6 年度には、これまでの研修カリキュラムを見直し、デジタル技術の活用を主眼に置く DX リテラシー研修を全職員を対象として実施するなど、機運醸成の取組を強化したところであり、Microsoft365 のライセンスを付与している職員の約 8 割が Teams 等を利用していることが確認できた。</p> <p>令和 7 年 4 月に見直した「京都府人材確保・育成指針」においても、DX 人材の確保・育成の項目を新たに加え、主な取組として、DX リテラシーやデジタルツール等への理解を高める研修の実施を明記したところであり、今後もより一層、職員の ICT 機器等の知識向上や利用が促進されるよう、機運醸成の取組を進めてまいりたい。</p>

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R4	<p>【府税事務所等のあり方について】</p> <p>○定期的な内容が含まれる事項への対応 平成24年度包括外部監査の指摘事項であった、情報セキュリティ訓練の実施、定期的なリストアテストの実施、委託事業者による京都府規程の確認及び外部委託事業者に対する監査については、定期的の実施すべき項目であるにもかかわらず、措置済となって以降の再実施が確認できなかった。 当該指摘事項については、措置を一度実施したのみで終了とするのではなく、定期的の実施する項目は再実施する際に効率的に行えるよう、過去実施時の資料を少なくとも再実施までは保管するべきである。</p>	<p>(税務課)</p> <p>情報セキュリティ訓練については、情報政策部門による研修・訓練に加え、税部門でもセキュリティ研修を実施し、今後も毎年度実施することとしたほか、リストアテストについては、令和6年度に実施したところであり、今後も機器更新時等の機会を捉え、システムの安定稼働を最優先としつつ定期的の実施していく。 また、委託事業者による京都府規程の確認や外部委託事業者に対する監査については、令和5年度に続き、令和6年度も継続して実施しており、今後も引継ぎを徹底して定期的な実施が図られるよう取り組んでいく。 加えて、これらを実施した際の資料についても必要な期間保管していく。</p>
R2	<p>【勤労者福祉会館の現状と課題について】</p> <p>○施設の統廃合等の検討 勤労者福祉会館における利用実態は、当初の設置目的である勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、勤労者福祉の増進に寄与するという役割から相当程度低下しているが、京都府内のスポーツの拠点としての利用や地域のサークル等に利用されている実態を肯定的に捉え、実態に即した目的の変更を考えていく必要がある。 しかしながら、建物の老朽化が認められることから、勤労者福祉会館が保有する公共体育館及び公共会議室の果たすべき役割を再検討し、建物法定点検の結果も踏まえて会館を長寿化すべきか、近隣類似施設との統廃合を行うべきか等、施設の存続是非について早期に検討を開始し、数年内に決断を下さなければならない。 (あり方を再検討する観点) ① 建物・設備の老朽化による維持管理コスト ② 利用状況(利用率、利用収入)、職業訓練を含めた利用ニーズ ③ 地元(所在地)市町の利用への偏在度(広域利用となっているか) ④ 代替施設の有無</p>	<p>(労働政策室)</p> <p>令和3年度に設置した府立勤労者福祉会館あり方検討委員会において、外部有識者による議論が重ねられ、令和6年8月に取りまとめられた「京都府立勤労者福祉会館のあり方について(最終報告書)」において、城南、中丹及び丹後の勤労者福祉会館については、勤労者福祉会館としての当初の目的である勤労者の福祉向上は達成したと結論付けられた。 また、山城及び口丹波勤労者福祉会館については、体育振興により勤労を支える勤労者福祉のための体育館施設という側面が依然として認められることから、引き続き、府立勤労者福祉会館として位置付けることが適当と結論付けられた。 これらを踏まえ、府として対応を検討し、城南、中丹及び丹後勤労者福祉会館は、指定管理期間が終了する令和7年3月31日をもって廃止することを決定し、令和7年2月府議会定例会において所要の条例の改正について議決いただき、廃止した。</p>
H24	<p>【情報システムに係る財務事務の執行について】</p> <p>○サーバ機器等の設置場所の見直し 「京都府情報セキュリティ対策基準」によれば、情報システムの設置場所は、外部からの侵入が容易にできないように管理区域は可能な限り無窓の外壁等に囲まれた区画とすることとされる。しかし、実際には侵入が容易でない場所に設置されているが窓ガラスのある部屋であり、「京都府情報セキュリティ対策基準」を十分には満たしていない。</p>	<p>(災害対策課)</p> <p>令和6年7月から全面運用開始した危機管理センターにおいて、サーバ機器を無窓の防災機器室に整備した。</p>

令和5年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

府民サービスの向上・職員の働き方改革に向けた事務事業のデジタル化推進の現状と課題について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

(1) 指摘事項

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>1 在宅勤務（テレワーク）の普及促進</p> <p>京都府では、全職員を対象とする在宅勤務制度を設けており、一定の利用が認められるところ、各部署の利用状況の差は、業務内容や職員数の多寡、職場環境の様々な要因が想定されるが、より積極的な利用を促すためには、原因分析と職員の満足度調査等による詳細な分析が必要と考える。また、会計年度任用職員の利用が、ほとんどないことについても原因分析すべきである。アンケートでは、制度について利用したい・制度は必要と回答されていることに比べると、実際の利用には慎重な姿勢が窺われる。今後の利用状況の推移と原因分析によるPDCAサイクルを継続して、柔軟な働き方の実現に向けた効果的な取組を推進する必要がある。</p> <p>(報告書 212 ページ)</p>	<p>(人事課)</p> <p>令和5年冬に実施し、令和6年4月にとりまとめた柔軟な働き方に係る職員アンケートの結果では、在宅勤務を利用したいと思ったが利用できなかった職員の割合は17.4%であり、そのうち、会計年度任用職員における割合は7.9%であった。</p> <p>同アンケートの結果も踏まえ、試行的に実施していた在宅勤務を令和6年6月から本格導入したところ。</p> <p>今後も、利用状況の定期的な確認やアンケート調査等を実施するとともに、職員が利用したいときに利用できる制度、環境となるような取組を検討してまいりたい。</p>	改善中
<p>2 在宅勤務（テレワーク）のための ICT 機器等の利用促進</p> <p>京都府では、テレワークを円滑に実施するため、モバイル端末を多くの職員に配付しており、各端末には、コミュニケーションやスケジュール管理などに活用できるツール（Teams、Outlook、Zoom、Webex等）が、備わっている。</p> <p>職員同士の連絡について、Teamsの利用を促進しているが、「原則 Teams 利用」等のルール化には至っておらず、また、職員間での ICT 機器に係る保有知識にも差があることから、Teamsについては、全庁的に利用されている状況ではなく、利用頻度にも差が生じている。そのため、制度や設備環境は概ね備えられている一方で、ICT機器を活用した働き方改革は道半ばといった状況である。所属長をはじめとした全職員に対する、ICT機器等の知識向上や利用を促進する機運醸成の取組が必要と考えられる。</p> <p>(報告書 224 ページ)</p>	<p>(人事課、情報政策課)</p> <p>令和6年度には、これまでの研修カリキュラムを見直し、デジタル技術の活用を主眼に置くDXリテラシー研修を全職員を対象として実施するなど、機運醸成の取組を強化したところであり、Microsoft365のライセンスを付与している職員の約8割がTeams等を利用していることが確認できた。</p> <p>令和7年4月に見直した「京都府人材確保・育成指針」においても、DX人材の確保・育成の項目を新たに加え、主な取組として、DXリテラシーやデジタルツール等への理解を高める研修の実施を明記したところであり、今後もより一層、職員のICT機器等の知識向上や利用が促進されるよう、機運醸成の取組を進めてまいりたい。</p>	措置済み
<p>3 ペーパーレス化普及促進のための環境整備</p> <p>京都府は、モバイル端末の配付やOffice365の導入等によりテレワーク環境が整備されている。</p> <p>一方で、Web開催が可能な状況にもかかわらず集合形式で開催する会議や、資料のデータ共有で対応可能な状況で紙資料を配付する会議が全庁的に散見され、電子決裁ではなく、紙決裁が中心となっている部署も認められる。ペーパーレス化の取組が浸透していない状況であると考えられることから、テレワークの推進を図るため</p>	<p>(人事課、情報政策課)</p> <p>モバイル端末については、令和6年度に知事部局及び各行政委員会の職員への配付が完了し、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量についても、令和7年度に大幅に拡大する予定であり、ICT環境の整備を進めているところ。</p> <p>テレワークの適切な推進等を図るためにも、ペーパーレス化普及促進に向けて、ペーパーレス会議、電子決裁の徹底を促す取組の実施等について検討してまいりたい。</p>	改善中

<p>にも、打合せスペースへのモニター配備、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量拡大（上限撤廃）といった ICT 環境の更なる整備を図るとともに、各職員が日々の業務の事務処理フローの見直しを行い、ペーパーレス会議や電子決裁を徹底するよう促す取組が必要である。 (報告書 225 ページ)</p>		
<p>4 勤務時間の割振変更を行う際のシステムとの連携 京都府では、時差出勤を行う場合、総務事務システムに勤務区分を入力することで、変更された勤務区分を踏まえた時間外勤務の入力や時間集計を行うことが可能となる。しかし、在宅勤務時に、勤務時間を通常の勤務区分とは異なる勤務時間へ割り振る場合は、総務事務システムとの連携がなく、システム外での管理が必要となる。 在宅勤務をより身近な働き方の手法の一つとして職員に浸透させるためには、勤務時間の割振変更を行う場合においても、総務事務システムと連携される環境を整える必要があると考える。新しい制度の設計に際しては、関連するシステムとの連携を常に意識しながら、積極的にデジタル技術を活用することで、効率化を進める視点を持ち続けることが必要である。 (報告書 234 ページ)</p>	<p>(人事課) 総務事務システムを在宅勤務における勤務時間の割振り変更に対応させるためには、一定規模のシステム改修が必要であり、費用対効果の観点から、総務事務システムの他の機能拡充等と合わせた改修とすることが望ましいため、適切な機を捉えられるよう、早期に、必要性や改修内容についての検討を進めてまいりたい。</p>	<p>改善中</p>

(2) 意見

監査の結果	対応の内容
<p>1 有識者会議の積極的な利用 京都府 AI・IoT 等デジタル技術の活用に関する有識者会議について、第 1 回会議は令和元年 10 月 8 日に、有識者 7 名のうち 1 名欠席で開催された後、令和元年 11 月 5 日～15 日に第 2 回会議が、令和 2 年 2 月 5 日～3 月 6 日に第 3 回会議が、メールによる意見聴取の形で開催されているが、京都府の府民サービスの利便性の向上を検討する上では、計画策定に係る意見聴取を行うだけでなく、計画の進捗状況・効果や計画進行中発生する新規施策等についても有識者に報告し、指導・助言を仰ぐことで、京都府行政のデジタル技術活用が一層促進されると考えられることから、有識者会議を定期的かつ継続的に開催することが望ましい。 また、京都府の府民サービスの利便性の向上、職員の働き方改革や業務改善等の取組・施策については、人事部門や情報部門がそれぞれ単独で取り組むのではなく、関連する部門が一体となって検討することが効果的であることから、庁内においてそうした体制を設けるとともに、有識者会議に、人事や財政分野の有識者や民間事業者（コンサル等）も加えることについても検討していただきたい。 (報告書 27 ページ)</p>	<p>(デジタル政策推進課) AI・IoT 等デジタル技術の活用に関する有識者会議については、日進月歩で進化するデジタル技術のトレンドや社会情勢の変化を踏まえ、適切な時期に、情勢に即した適切な分野の有識者に、計画の進捗状況等の報告や意見聴取を行い、新規施策等も含めた計画改訂作業等にも反映してきたところ。 今後も、指導・助言を仰ぐ機会を時宜に応じて設け、デジタル技術の活用を一層促進してまいりたい。 また、府民サービスの向上や職員の働き方改革等に向けて、令和 6 年度に、人事・財政・情報政策部門等の関係課等に民間専門人材も加えて構成する「行財政改善プロジェクトチーム」を設置し、庁内の業務改善に向けた体制を整備したところ。</p>

<p>2 デジタル化推進に向けた組織構成の強化</p> <p>京都府は、令和3年4月以降、デジタル化に向けた執行体制として、デジタル政策推進課及び情報政策課の専門的部署を設置しているとともに、全庁体制でのデジタル化推進に向け、各部局主管課長と関係課職員をデジタル政策推進課の兼務職員として配置しており一定の体制が整備されている。広島県では、DX推進体制の強化に局長級の「DX審議官」を設置し、DX推進チームに8名と客員スタッフ2名を、県庁情報システム担当課に5名を登用している。全庁的なデジタル化を一層推進するためには、デジタル化推進部局が他部局に対し積極的に働きかけを行える体制づくりも必要であることから、広島県と同様に、部長級の専任職員の配置を検討するなど、体制の強化に向けた検討を引き続き行っていただきたい。</p> <p>(報告書 45 ページ)</p>	<p>(人事課)</p> <p>令和6年度に、「行財政改善プロジェクトチーム」を設置し、チームリーダーに副知事を配置して、デジタル技術等の活用による庁内の業務改善に向けた体制を整備したところ。</p>
<p>3 デジタル化推進体制の強化のための人事配置</p> <p>令和3年4月、京都府のデジタル化推進体制は見直され、企画理事をトップとした庁内におけるデジタル化推進を担当する情報政策課と社会におけるデジタル化推進を担当するデジタル政策推進課に分かれる構成となった。そこで、国の「自治体DX推進手順書」において示されている推進体制は一定整備された。しかし、各職員は、概ね3～5年程度を目途に異動する傾向にあり、経験を積み専門性を高めた職員が定着しにくいことから、総務省が示す、デジタル分野の専門性と行政職員としての専門性の両方を備えたDX推進リーダーとなる職員の育成及び適所への配置が実現しにくいものと推察される。職員による業務のデジタル化促進のために、ジョブローテーションに捉われない人事配置の実施についても検討していただきたい。</p> <p>(報告書 45 ページ)</p>	<p>(人事課)</p> <p>多様で複雑・高度化する課題に対応できる専門性と実践力を備える人材を育成するため、必要に応じて異動サイクルの長期化や関連業務・分野間での人事配置について実施してまいりたい。</p>
<p>4 行政手続オンライン化等の推進状況の開示(見える化)</p> <p>京都府では、各部局で行政手続のオンライン化に取り組まれているが、令和5年度に、庁内の行政手続の全容把握のための棚卸調査を実施しているところであり、現時点では、各部局のオンライン化の進捗状況等について、網羅的な情報発信がなされていない。これでは、府民が状況を把握することができないだけでなく、部局間での情報共有や、庁内でのDX推進全体の状況把握及び対応の検討にも支障が生じることが懸念されるため、今後、オンライン化推進の先進自治体等の発信方法を調査・研究した上で、京都府の状況に適した形で情報発信を行っていくことが望ましい。</p> <p>また、府民にとっては、市町村や国等の手続も含めて、行政手続のオンライン化の進捗状況やデジタル化された行政サービスの全容が網羅的に確認できることが望ましいため、その仕組みの実現に向け、国等への働きかけの実施についても検討していただきたい。</p> <p>(報告書 48 ページ)</p>	<p>(デジタル政策推進課)</p> <p>行政手続オンライン化の状況については、京都府・市町村共同電子申請システムにおいて分野別・組織別の手続を情報発信しているほか、国の「マイナポータル」との連携により、利用者の状況に即した手続の情報提供を行っている。</p> <p>また、国においても「自治体DXの取組に関するダッシュボード」により各自治体の行政手続のオンライン化の進捗状況等を可視化しているところ。</p> <p>令和7年度に予定している京都府・市町村共同電子申請システムの更新を契機として、今後も国等と連携しながら、よりわかりやすい情報発信に向けて取組を進めてまいりたい。</p>
<p>5 デジタル分野における外部人材の積極的な活用</p> <p>京都府は、デジタル政策推進課及び情報政策課の専</p>	<p>(人事課)</p> <p>府・市町村のDX推進やAI・RPA活用を含む業務改善</p>

<p>門的部署に一定数の人材が配属されている。しかし、デジタル分野における高度なスキルを有する専門的職員が十分に配属されているものではなく、より積極的にデジタル化を進めていくためには、現在の体制では、高度専門人材が不足していると推察される。他の先進的自治体の体制と十分に比較検討を行った上で、人材が不足しているようであれば、国の人材スキル標準を踏まえた外部人材を確保することも検討すべきである。ICT やデータ活用を通じた地域課題解決に精通した専門家を派遣してもらえる総務省の「地域情報化アドバイザー派遣制度」等の利用の拡大の検討や、外部専門家への協力依頼等を積極的に行うことについて検討していただきたい。</p> <p>(報告書 49～50 ページ)</p>	<p>に向け、高度な専門的知識を有する特定任期付職員を採用し、各種課題に対応しているところ。</p> <p>今後も対応すべき課題を踏まえ「地域情報化アドバイザー派遣制度」等の制度の利用を含め、必要な執行体制の構築を進めてまいりたい。</p>
<p>6 行政手続の棚卸調査結果を踏まえたオンライン化手続の選定</p> <p>「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」においては、DX 推進担当部門や情報政策担当部門、行政改革担当部門が中心となり、自治体内の手続を洗い出した上で、手続の処理件数、紙原本の提出の必要性、添付書類の性質等について検証を行い、オンライン化に適した手続を選定し、更に、業務効率化等の観点から、オンライン化すべき手続の優先順位を検討する手順が記載されている。</p> <p>京都府では、電子申請システムについて、多くの利用実績がある一方で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、オンライン化の推進による住民等の利便性向上や業務の効率化の効果が高い手続として挙げられている手続も含め、オンライン化されていない手続も多く残っていることから、令和5年度実施の行政手続の棚卸調査結果を踏まえ、年間申請件数が1,000件以上の手続などについて、優先的にオンライン化に向けた調整を進めるなど、ニーズや業務効率化等の観点から十分に検討を行った上で、オンライン化する手続を選定するようにしていただきたい。</p> <p>(報告書 66 ページ)</p>	<p>(デジタル政策推進課)</p> <p>オンライン化を行う手続については、令和5年度に実施した行政手続の棚卸調査の結果を踏まえ、令和6年度に、府民の利便性や費用対効果等の観点で庁内調整の上、申請件数が1,000件以上である161の手続のうち34手続のオンライン化を達成している。今後も、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」で示されている「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」も参考に、府民ニーズや業務効率化の観点からも十分検討し、オンライン化する手続を選定してまいりたい。</p>
<p>7 申請手続におけるマイナンバーカードの電子証明書機能の更なる活用</p> <p>京都府の電子申請システムにおいては、一部の手続が、マイナンバーカードに備わっている電子証明書を利用した本人確認(公的個人認証)に対応しているが、全国的にマイナンバーカードの普及が進み、デジタル社会を担う基盤としての活用が可能となっている状況を踏まえ、今後も、各手続において、必要性に応じてマイナンバーカードの電子証明書機能を積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(報告書 67 ページ)</p>	<p>(情報政策課)</p> <p>マイナンバーカードの電子証明書機能の活用については、令和7年度に予定している京都府・市町村共同電子申請システム等の更新に伴い、各手続における業務フローの見直しを進め、電子証明書機能に対応する手続の拡充に努めてまいりたい。</p>
<p>8 京都市以外の市町村連携のための調査</p> <p>いじめ防止・不登校支援等総合推進事業(SNS を活用した相談体制の構築)について、令和2年度までは京都府と京都市のそれぞれで実施され重複していたが、令和3年度からは生徒向けの相談窓口について、京都市教育委員会と協働で実施している。しかし、京都市を除く府内市町村における同種の取組について</p>	<p>(学校教育課)</p> <p>いじめ防止や不登校支援等に係る SNS を活用した相談窓口については、令和6年度から、従来の LINE による相談に加えて生徒が使用する学習用の端末からも相談が可能となるよう整備をしたところ。</p> <p>この間、児童生徒が利用する SNS が LINE から Instagram や TikTok に移行していることなども踏まえ、</p>

<p>は、現在のところ府では把握していない。デジタル技術を活用した取組の充実に向けて、府内市町村や他府県の取組について調査を行うことについて検討していただきたい。 (報告書 87～88 ページ)</p>	<p>今後のデジタル技術を活用した相談体制の見直しについては、府内市町村や他府県の取組状況を把握しながら進めてまいりたい。</p>
<p>9 マイナンバーカードの活用 京都府は、マイナンバーカードについて、府立図書館における図書館カードとしての利用や、ゴールド免許の更新時講習のオンライン受講に利用している。府民の利便性向上に資する取組であると思われるので、「マイナポータル」の活用も含め、更なるマイナンバーカード活用に向けた検討について、具体的手続の棚卸しを行うなど、積極的に取り組んでいただきたい。 (報告書 102 ページ)</p>	<p>(デジタル政策推進課) マイナンバーカードの利活用拡大については、令和5年3月から、全国に先駆け、旅券の新規申請等について「マイナポータル」からの受付を開始したほか、市町村と連携した福祉医療費受給者証とマイナンバーカードとの一体化に取り組むなど、活用範囲の拡大に努めているところ。 今後も令和5年度に実施した行政手続の棚卸調査の結果等も踏まえ、更なる活用に向けた検討を進めてまいりたい。</p>
<p>10 防災防犯メールの登録についての周知 令和3年4月に防災防犯メールシステムを更新しているが、防災防犯メール登録者数が更新前から大幅に減少している。システムの更新後、2年以上経過している現状において、登録者数は更新前の半分以下であり、せっかくのシステムが災害時において有効に活用されないおそれがある。よって、府内市町村へ周知協力を依頼するなど、あらゆる方法を模索して、防災防犯メールの登録について、周知徹底を図っていただきたい。 (報告書 109 ページ)</p>	<p>(災害対策課) 防災情報を届けられる方を増やすことは重要であると考えており、そのツールの一つである防災防犯メールについては、登録者の増加に向けて周知に取り組んでいるほか、市町村や企業等による防災防犯メールの情報を利用した情報発信などの二次利用の推進にも取り組んでいるところ。 より多くの方に防災情報を届けられるよう、きょうと危機管理 WEB や京都府公式 LINE、X の京都府防災情報など多様なツールも用いることにより、情報発信を強化してまいりたい。</p>
<p>11 森林経営管理制度運用に係る業務推進ツールの継続的活用 市町村において林業の専門職が不足するとともに、経験を蓄積した職員が定期的に異動することも踏まえ、市町村の担当者への操作研修は、每期行うことにより、業務推進ツールの継続的活用につなげていただきたい。 (報告書 118 ページ)</p>	<p>(林業振興課) 森林経営管理法に基づき市町村が行う森林の集約化などの取組を円滑に進めるため、一般財団法人森林経営管理サポートセンターに委託し実施している市町村職員研修業務において、令和6年度から業務推進ツールの操作研修を実施しているところであり、今後も引き続き実施してまいりたい。</p>
<p>12 ICT 活用指導力の改善 「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「令和4年度中に ICT 活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合」の結果について、全国平均が 73.0%であるのに対し京都府は、66.8%(全国 39 位)と下回っているほか、教員の ICT 活用指導力の状況に係る全項目において、全国平均を下回っている。今後の国や府の将来を担う子供たちにとって、DX や ICT への対応は不可避であり、学校におけるデジタル機器の利活用は、子供たちにとって大切な機会であることから、引き続き、教員に対する研修等を実施し、指導力全般の向上に取り組んでいただきたい。 (報告書 129～130 ページ)</p>	<p>(教育 DX 推進課) 「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の結果を受けて、教員のデジタル機器の利活用能力向上のため、令和5年度から、府立学校全教員対象の研修を実施しており、企業や大学など 11 団体と連携し、初級・中級・上級のコース別にのべ 162 の講座を用意したところ。 その結果、令和5年度と同調査においては、研修を受講した教員の割合が 71.6%と改善したものの、全国平均 72.1%を若干下回っているため、引き続き教員に対する研修等を実施し、指導力全般の向上に取り組んでまいりたい。</p>
<p>13 デジタル化推進のための部局横断的な連携の実施 デジタル化を推進するためには、各職員が施策に対する PDCA サイクルの回転数を上げ、結果に関する問題点と効果の検証を適時(短期間)に行い、課題解決</p>	<p>(人事課) 令和6年度に、人事・財政・情報政策部門等の関係課等で構成する「行財政改善プロジェクトチーム」を設置し、デジタル技術等の活用による庁内の業務改善に向け</p>

<p>に必要なデジタル技術の導入を検討することで、次の施策等につなげていくことが重要であると考え。一方で、監査対象として選定したデジタル化を推進している事業の取組状況についてヒアリングを重ねた結果、人員や予算、関係法令への対応など、事業担当職員個人では解決困難な課題が確認できた。デジタル化を力強く推進していくためには、担当部署が単独で推進するのではなく、行政改革、法令、財政担当部門、情報政策担当部門等とも連携し、部局横断的に取り組むべきであることから、デジタル化推進に際して関連部局が円滑に連携できる体制構築について検討していただきたい。</p> <p>(報告書 152 ページ)</p>	<p>た体制を整備したところ。</p> <p>引き続きデジタル化推進に際して関連部局が円滑に連携できる体制構築について検討してまいりたい。</p>
<p>14 地方自治体基幹業務システムの標準化・共通化に係る市町村との連携推進及びコスト検討</p> <p>京都府では、地方自治体基幹業務システムの標準化・共通化に向けて、市町村との定期的な意見交換が行われている。さらに推進力を高めるために、タイムスケジュールに従った円滑な移行の実現や、課題解決に向けた市町村との連携について、今後、より一層推進していただきたい。また、必要に応じ、同じような課題を抱えている富山県などの都道府県との情報共有や、国への働きかけを実施することも検討していただきたい。さらに、技術的な面での検討と合わせ、自治体側で対応可能な範囲におけるコスト面での検討も同時に進め、他の自治体と積極的に情報共有していただきたい。</p> <p>(報告書 158 ページ)</p>	<p>(情報政策課)</p> <p>地方自治体基幹業務システムの標準化・共通化については、円滑な移行や課題解決に向けた市町村向けのセミナーを開催し、先進事例の共有や意見交換を継続して実施しているところ。加えて、府と同様に市町村とのシステム共同化の取組を進める他都道府県との意見交換会の開催などによる情報共有も行っており、国に対しては政策提案を行ったほか、全国知事会や関西広域連合を通じて要望を行った。</p>
<p>15 府内自治体全体でのデジタル化推進に資する人事交流の実施</p> <p>京都府では、市町村からのデジタル分野に係る各種相談に対応する体制が整備されている。一方で、府内市町村には、デジタル人材の確保に苦慮している団体もあると推察される。今後、府内市町村が、地方自治体基幹業務システムの標準化・共通化や、行政サービスの向上や職員の働き方改革に資するデジタル技術の導入に取り組むことを踏まえると、京都府は、市町村からの各種相談に対応するだけでなく、府内自治体全体でのデジタル人材の確保・育成を見据える必要があると考えられる。府と市町村間で、デジタル人材の人事交流を実施することで、デジタル人材を確保できない市町村においてもデジタル化を推進することができ、また、デジタル人材とともにデジタル化に取り組むことで、市町村職員の育成が図られると考えられることから、デジタル人材の人事交流を積極的に行うことを検討していただきたい。</p> <p>(報告書 158～159 ページ)</p>	<p>(人事課)</p> <p>これまでから市町村の意向を踏まえた人事交流を行ってきているところであり、デジタル分野に係る人事交流についても、市町村からの意見も踏まえながら対応してまいりたい。</p>
<p>16 情報セキュリティ監査のあり方検討</p> <p>京都府における情報セキュリティ監査については、情報システムを対象に、想定される特定のリスクのみに関する狭い範囲での監査となっているという点で、少し疑問が残る。今後、職員の多様で柔軟な働き方の実現、業務効率化に向けたデジタル化の取組を一層進めていくことを踏まえると、京都府の情報セキュリテ</p>	<p>(情報政策課)</p> <p>令和7年度の情報セキュリティ外部監査については、新たな監査項目を追加して対応する予定であり、今後も、社会のセキュリティ情勢を踏まえ、引き続き最適な情報セキュリティ監査のあり方について検討してまいりたい。</p>

<p>イについて、より幅広い内容を対象とした監査を実施すべきであると考えられることから、予算及び人的資源の状況も十分に考慮した上で、最適な監査のあり方について、改めて検討していただきたい。 (報告書 165 ページ)</p>	
<p>17 既存設備を用いた業務のデジタル化の横展開 Web 申請システム、自動文字起こしシステム、ウェブアラブルカメラやマイナンバーカードの利用など、既に先行してデジタル環境が整備されている業務もあるが、その機器・基盤を利用又は応用して業務をデジタル化することが可能な他の業務を、全庁的な業務の棚卸しを行うことで選定するとともに、デジタル化が先行している部局からの情報共有を踏まえたデジタル設備の活用を行い、設備の利用部局の拡大を図る取組を積極的に進めていただきたい。 (報告書 170 ページ)</p>	<p>(情報政策課、デジタル政策推進課) 既存のデジタル関連資産を有効活用するため、庁内関係部局との様々な調整により、複数部局でサーバ等の機器やソフトウェアの共同利用を実現した例もあり、令和 6 年度は将来の効率的な共同利用や、トラブル時のリスク分散の観点等も考慮した最適なシステム構成に向けて全庁の業務システムの調査も実施した。今後も、保有しているソフトウェアライセンスの有効活用など積極的に検討してまいりたい。</p>
<p>18 柔軟な採用の実施によるデジタル人材の確保の推進 京都府は、令和 3 年度から毎年度、特定任期付職員として、社会全体のデジタル化の推進や AI・RPA 活用を含む業務改善等を職務内容とする専門職を 2 名配置している。しかし、社会全体の動向と京都府における AI などの ICT 等活用の取組状況を勘案すると、デジタル人材をより一層確保する必要があると考えられる。幅広い年代・職歴の即戦力人材を採用するためには、職員採用試験で情報専門職の採用枠を設けることや、特に高度なスキルを有する人材を非常勤職員や副業人材として採用すること、民間企業の採用活動に負けない待遇や労働環境を整備することなど様々な手法が考えられることから、多角的な視点で、人材確保について検討していただきたい。 また、デジタル人材確保を進める際には、京都府が抱える課題を解決できる人材を確保できるよう、求める人材像と担当する業務内容を明確にする必要がある。 (報告書 190 ページ)</p>	<p>(人事課) 令和 7 年度一類採用試験（行政 B）において、「求める人材像」として IT 等専門分野の深い知識を有している者の採用を実施しているところであり、特定任期付職員の採用を含め、引き続き多角的な視点からの人材確保に努めてまいりたい。</p>
<p>19 デジタル分野における人材育成のための研修プログラムの構築 京都府で実施している研修には、個々の職員の能力に応じたデジタル分野に係る研修が含まれておらず、デジタル分野に係る研修は、全職員を対象とした情報セキュリティ対策の基本的な内容の研修や、IT 推進員を対象とした IT 推進員の役割を示す研修、Office365 の利活用に係る研修などの、社会人経験者等にとっては基礎的な内容となっている。現行の研修も、職員のデジタルリテラシー向上等に資するものではあるが、府民サービスの高度化及び職員の業務効率向上を推進していくためには、個々の職員のデジタル技術に係る知識・能力に応じたデジタル分野の研修を実施していただきたい。 (報告書 194 ページ)</p>	<p>(人事課、デジタル政策推進課) 令和 5 年から、府民サービスの高度化及び職員の業務効率向上を目的とし、RPA 等の実践的なデジタルスキルの向上を図る研修を実施しているところ。 また、令和 7 年 4 月に見直した「京都府人材確保・育成指針」においても、DX 人材の確保・育成の項目を新たに加え、主な取り組みとして、DX リテラシーやデジタルツール等への理解を高める研修の実施を明記したところであり、個々の職員のデジタル技術に係る知識・能力に応じたデジタル分野の研修の実施についても検討してまいりたい。</p>

<p>20 デジタル技術に係るスキルの向上支援</p> <p>情報政策課及びデジタル政策推進課の所属職員等のデジタル化推進を担う職員を対象に、デジタル技術に係るスキル向上のために、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が実施する試験等の受験費用や、研修受講費用を支援する資格取得支援制度等の導入について検討を進め、スキルの向上を目指す環境整備・機運醸成を図っていただきたい。</p> <p>（報告書 195 ページ）</p>	<p>（人事課）</p> <p>デジタル技術に係るスキルの向上支援については、職員の福利厚生として、IT 関連の講座を費用負担なく受講できるサービスを提供している。</p> <p>デジタル技術に係るスキル向上支援の取組について、引き続き検討してまいりたい。</p>
<p>21 職員のデジタルに関連するスキルの見える化</p> <p>京都府庁内において一層の DX 推進を図るため、業務上職員に求められるデジタル技術に係る知識やスキルを設定した上で、職員のデジタル関連スキルを可視化する制度の導入を検討してはどうか。本制度の導入により、各職員のデジタル関連スキルの底上げを促進し、職員が、業務効率を向上させるため、システム導入や簡易なソフト開発ができるようになることが期待できるとともに、デジタル化推進が必要な所属に対し、十分なデジタル関連スキルを有した職員を配置することなどが可能になることから、DX 推進のため、導入について検討していただきたい。</p> <p>（報告書 196～197 ページ）</p>	<p>（人事課）</p> <p>各職員の資格、適性等については、自己申告制度により、職員本人からの申告により把握しているところ。</p> <p>職員のデジタル関連スキルを可視化する制度の導入については、引き続き検討してまいりたい。</p>
<p>22 デジタル人材育成コース制度の導入等によるデジタル人材育成手法の検討</p> <p>他団体におけるデジタル人材育成に係る先進的取組の一つとして、庁内公募制度への DX 人材育成コースの設置の取組が挙げられる。京都府に導入する場合、庁内のデジタル化推進に意欲的であり、かつ関連スキルを有したデジタル人材の育成に向け、デジタル化推進に係るスキルの習得に前向きな職員（特に入庁後 2～3 年目の人材）を対象に、IT 系民間企業経験者等の庁内の専門人材の指導の下でデジタル化関連スキルを習得させるとともに、業務のデジタル化を実施する所属とデジタル化推進所属を兼務させ、実務経験を蓄積させることで、デジタル化推進を担う職員へと育成する制度として導入することが考えられる。その他の育成手法も含め、幅広い検討を行い、京都府に適した人材育成の取組を実施することについて検討していただきたい。</p> <p>（報告書 197～198 ページ）</p>	<p>（人事課）</p> <p>令和 7 年 4 月に見直した「京都府人材確保・育成指針」において、役割に応じた DX 人材を 3 類系に分類し、類型ごとに必要な DX 人材の育成を組織的・計画的に推進することとしている。</p> <p>引き続き、京都府に適した人材育成の取組について検討してまいりたい。</p>
<p>23 デジタル化のための業務評価を実施する情報専門職の活用</p> <p>部局ごとに、毎年、働き方改革運動に取り組まれている。職場環境改善及び業務効率化の取組の対象業務等については、部局ごとに、実施難易度に差がある業務が設定されているとともに、毎年の取組内容が異なっている。また、取組内容を見ただけでは判断できないが、働き方改革運動の中で、デジタル化に取り組む姿勢には、部局ごとの差があると推察される。デジタル化推進のために働き方改革運動を実施しているものではないが、働き方改革を進める上では、デジタル技術をいかに利用するかは重要な観点であり、働き方改革運動は、庁内のデジタル化を進める上で良い機会であると考えられる。</p>	<p>（人事課）</p> <p>令和 6 年度に、「行財政改善プロジェクトチーム」を設置し、チームリーダーに副知事を配置して、デジタル技術等の活用による庁内の業務改善に向けた体制を整備したところ。</p> <p>働き方改革運動における取組についても、「行財政改善プロジェクトチーム」における今後の取組状況も踏まえ検討してまいりたい。</p>

<p>現在、各所属でのシステム導入やRPA等に関する検討内容については、情報政策課及びデジタル政策推進課が個別に対応しているが、職場環境改善や業務効率化といった働き方改革運動についても、各部署のみで取組状況の確認と成果の評価を行うだけでなく、デジタル化に係る専門的知識・技術を備えた推進部局が、各部署の取組に対し、指導、助言、評価等を行う体制に変更することも検討していただきたい。「全庁体制でのデジタル化の推進」に向け、各部署主管課長及び関係課長がデジタル政策推進課の理事又は参事を兼務していることを活かし、デジタル化推進部局が、他部署の働き方改革の取組に対し、積極的かつ能動的に関われる協力体制を構築することで、より一層のデジタル化による職場環境改善及び業務効率化の推進が図られるものと考えている。</p> <p>(報告書 200～201 ページ)</p>	
<p>24 在宅勤務（テレワーク）と時差出勤の利用のしやすさの機運醸成</p> <p>京都府の年齢別職員構成は、40歳から51歳の職員の割合が少なく、M字型の構成となっている。自治体運営の観点からは、適正な能力を持った人材が切れ間なく採用され、組織に定着することが望ましい。テレワーク・時差出勤・フレックス勤務に係るアンケート結果では、制度の必要性や利用に関して前向きな回答をした職員が80%を超えている。職員を定着させるためにも、今後は、職員のライフスタイルが変化するタイミングで、その変化に即応できる働き方を用意しておくことが必要と考える。また、制度の準備だけではなく、制度を利用しやすい環境を整備していることが重要である。テレワークや時差出勤を効率的に運用している民間企業や都道府県の事例について十分に調査・研究し、全職員の意識改革を進めていただきたい。</p> <p>(報告書 205 ページ)</p>	<p>(人事課)</p> <p>令和5年6月から、試行的に制度内容を一部拡充した在宅勤務（テレワーク）及び試行的に実施していた時差出勤について、令和5年冬に実施した柔軟な働き方に係る職員アンケートの結果等を踏まえ、これらの制度を令和6年6月から本格導入した。</p> <p>また、フレックスタイム制についても、同アンケートの結果等を踏まえ、他府県事例を調査の上、令和7年1月から試行実施した。</p> <p>今後も、利用状況の定期的な確認やアンケート調査等を実施するとともに、職員が利用したいときに利用できる制度・環境となるような取組を検討してまいりたい。</p>
<p>25 私有携帯電話への公用電話番号の付与</p> <p>広島県では、平成25年1月からテレワークを開始しており、新型コロナウイルスのまん延以降、テレワークの利用はより急増した。各職員は配備されたパソコンを自宅に持ち帰り、チャット機能等を効果的に用いて職員間での情報共有を円滑に行っている。また、全職員を対象に、職員の私有携帯電話から、公用の電話番号での発着信することが可能となっており、個人のプライバシーを守りながら、外部への音声連絡を可能にしている。</p> <p>京都府においても、テレワークの推進、現場業務及びコミュニケーションの円滑化を図るため、私有携帯電話から、公用電話番号で発着信する仕組みを導入することを検討していただきたい。</p> <p>(報告書 222 ページ)</p>	<p>(人事課)</p> <p>職員間の通話やチャット機能を有した「Teams」を整備し、在宅勤務時等における職員間での情報共有の円滑化に向けて取組を進めてきたところ。</p> <p>在宅勤務時等における外部への音声連絡手段の確保については、同制度の利用状況等を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。</p>
<p>26 時差出勤利用促進に向けた取組</p> <p>京都府の時差出勤の利用状況は、試行実施前のアンケート結果における利用したい又は制度が必要と考える職員の割合（約89%）と比較すると、利用が低調である。時差出勤制度は試行段階であり、制度が浸透</p>	<p>(人事課)</p> <p>令和5年6月から試行的に実施していた時差出勤について、同年冬に実施した柔軟な働き方に係る職員アンケートの結果等を踏まえ、令和6年6月から本格導入した。</p>

<p>するにはもうしばらく時間が必要な面もあるかと思われるが、時差出勤のより一層の活用に向け、今後の利用状況推移の定期的な確認やアンケート調査の原因分析を行うとともに、PDCA サイクルを継続し、柔軟な働き方改革実現に向けた模索を継続いただきたい。制度利用を強制する必要はないが、利用したい職員が、職場環境等により利用できていないということが生じないように、利用しやすい機運を醸成していく必要があると考える。</p> <p>(報告書 230～231 ページ)</p>	<p>今後も、利用状況の定期的な確認やアンケート調査等を実施するとともに、職員が利用したいときに利用できる制度、環境となるような取組を検討してまいりたい。</p>
<p>27 職員等の適正な勤務時間管理のためのツール導入</p> <p>テレワーク時における職員の長時間労働を防止する観点や、労働時間及び時間外勤務の適正な管理を行う観点から、職員の利用するモバイル端末のうち、時間外勤務の申請がない職員の端末に対し、勤務時間終了後一定の時間が経過したタイミングで、強制的にシャットダウンを行う「シャットダウンシステム」など、適正な勤務時間管理に資するツールの導入について検討していただきたい。勿論、ツールの導入に際しては、時差出勤やテレワークとの連携が行えるかどうかを確認の上、各種機能を比較検討することが必要である。</p> <p>(報告書 234～235 ページ)</p>	<p>(人事課)</p> <p>適正な勤務時間管理に係るツールとしては、所属職員の行政事務支援システムへのログイン・ログオフ情報の所属長への通知などを行っているところ。</p> <p>より一層の労働時間及び時間外勤務の適正管理の推進に向けては、手法の一つとして、モバイル端末を強制的にシャットダウンさせるシステムの導入も有効と考えており、情報収集等を行っているところ。</p> <p>今後も在宅勤務(テレワーク)や時差出勤との連携の可否も含めた適正な勤務時間管理に資するツールの導入について検討を続けてまいりたい。</p>
<p>28 議事録作成へのデジタル技術の活用</p> <p>議会事務局における議事録作成は、かなりの時間を要する作業であることから、業務の効率化に向け、デジタル技術を導入することが効果的であると考えられるため、今後の技術発展も見据え、導入に向けより積極的に検討していただきたい。</p> <p>(報告書 262 ページ)</p>	<p>(議事課、委員会課)</p> <p>本会議や委員会等の会議録の作成については、正確に議員や理事者の発言を反訳する必要があり、業務量が膨大で時間も要するため、これまでから反訳業務を業者に委託することで業務の効率化を図ってきた。</p> <p>さらなる業務の効率化に向け、デジタル技術の導入について検討したところ、現時点では反訳の精度が低く、AI 反訳が困難な専門用語等もあることから修正等に時間を要し、かえって非効率となることが考えられるため、令和6年度においては導入には至らなかった。</p> <p>今後、技術の発展によって正確な反訳が可能となり、より効率的に会議録を作成できるようになれば、改めてデジタル技術の導入を検討する。</p>
<p>29 チャットボット、リモート受付・接客システム等導入に向けた積極的な検討</p> <p>京都府では、本庁に「コールセンター」を含む「府民総合案内・相談センター」を、各総合庁舎に「総合案内・相談コーナー」を設置し、府民の相談に応じており、窓口業務へのチャットボットの導入については、導入後も一定のアナログ対応(デジタル技術に対応困難な高齢者等の対応等)を継続する必要があることから、導入により必ずしも業務時間の削減につながるものではないと考えており、今後、関係部局と必要な検討・調整を行いながら慎重に対応していくこととしている。</p> <p>しかし、窓口業務へのデジタル技術の活用は、業務時間削減のほか、府民サービス向上にも資するものであることから、今後の技術進歩も見据え、窓口業務のサービス向上と業務の効率化を図るため、他の自治体で導入実績があるチャットボットやリモート受付・接客システム等の導入について、「国・地方共通相談チ</p>	<p>(府民総合案内・相談センター)</p> <p>府民からの問合せや相談の内容は年齢層も含め多種多様で、チャットボットやリモート受付・接客システムの導入については、分野を絞るなど慎重に検討していくことが必要と考えている。</p> <p>国においては、住民からの問合せニーズが多い行政分野を中心に「国・地方共通相談チャットボット(Govbot)」の提供が令和6年3月26日から開始されたほか、府においても特定の事務では、「生成AIチャットボット」によるサービスの導入を行っている。</p> <p>引き続き、情報収集に努め、関係課とも必要な検討・調整を継続してまいりたい。</p>

<p>ャットボット」に係る国の検討状況も注視しながら、最適解を探る検討を継続していただきたい。 (報告書 270 ページ)</p>	
<p>30 サテライトオフィスの設置</p> <p>テレワークは、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用でき、子育てや介護等と仕事の両立を可能とする柔軟な働き方である。職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札でもある。京都府では、在宅勤務制度を導入するとともに、多くの職員に、在宅勤務に必要な各種機能が備わったモバイル端末が配備されているなど、テレワークを実施できる環境は一定整っている。しかしながら、令和5年11月現在、サテライトオフィス勤務の環境が整備されていない。京都府の地形は、南北に長く、府内の移動であっても長時間を要することもある。京都府では、総合庁舎を、宇治、乙訓、田辺、木津、亀岡、園部、舞鶴、綾部、福知山、峰山及び宮津の11箇所に設置している。そこで、職員の通勤を含めた移動時間縮減を図るため、総合庁舎等へのサテライトオフィス設置を検討してはどうか。自宅の環境により在宅勤務の実施が困難な職員に対し、働き方の選択肢を増やすことにもつながるものと考えます。 (報告書 279～280 ページ)</p>	<p>(人事課)</p> <p>令和5年冬に実施した柔軟な働き方に係る職員アンケートの結果から、在宅勤務を利用したいと思ったが利用できなかった理由として、自宅環境を挙げる回答は少なかったところ。</p> <p>サテライトオフィスにおいては、過去の試行においても、制度の利用が少なかったところではあるが、今後もアンケート調査を実施しながら、その必要性については、検討してまいりたい。</p>
<p>31 職員間でデジタル関連知識等のレクチャーを行う制度の導入</p> <p>今後、各業務へデジタル技術を活用していくことを想定すると、幅広い世代の職員が、最低限のデジタル技術に関する知識を有する必要がある。</p> <p>そのため、職員間でのデジタル関連知識の共有を推進するため、デジタル技術の扱いに精通している職員が、デジタル技術を題材に、一定の期間、不慣れな職員に対してマンツーマン等でレクチャーする制度を導入することを検討していただきたい。 (報告書 280 ページ)</p>	<p>(人事課)</p> <p>各所属における「情報セキュリティの確保」等については、IT推進員が一定の役割を担ってきたが、令和7年4月に見直した「京都府人材確保・育成指針」において、DX人材の確保・育成の中で、一般職員に対して社会のDX動向の情報提供や、デジタルツールの紹介等ができるDX推進リーダーを担う職員の育成を新たに明記したところ。今後も職員間でのデジタル関連知識の共有を推進するための制度について検討を行ってまいりたい。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
府税事務所等のあり方について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり
- (1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>3 徴税人件費の見直し</p> <p>京都府は他の都道府県と比較して徴税コストが高く、その中でも徴税に要する1人当たりの人件費が非常に高い。徴収関係職員1人当たり税収入額で見ると、京都府は政令指定都市を有する府県の中でも下位である。</p> <p>京都府の徴税人件費の削減及び効率化は、道半ばであると言わざるを得ない。府税事務所統合の議論も踏まえ、あらゆる面から改善の余地・可能性について検討していくべきである。</p> <p>(報告書 172～173 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>令和7年1月に3府税事務所と自動車税管理事務所を1組織へ統合し、体制の効率化を行った。また、自動車税納税確認システムの導入等電子化の取組を進め、業務の効率化も行った。</p>	措置済み
<p>7 定期的な内容が含まれる事項への対応</p> <p>平成24年度包括外部監査の指摘事項であった、情報セキュリティ訓練の実施、定期的なリストアテストの実施、委託事業者による京都府規程の確認及び外部委託事業者に対する監査については、定期的実施すべき項目であるにもかかわらず、措置済となって以降の再実施が確認できなかった。</p> <p>当該指摘事項については、措置を一度実施したのみで終了とするのではなく、定期的実施する項目は再実施する際に効率的に行えるよう、過去実施時の資料を少なくとも再実施までは保管すべきである。</p> <p>(報告書 193 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>情報セキュリティ訓練については、情報政策部門による研修・訓練に加え、税部門でもセキュリティ研修を実施し、今後も毎年度実施することとしたほか、リストアテストについては、令和6年度に実施したところであり、今後も機器更新時等の機会を捉え、システムの安定稼働を最優先としつつ定期的実施していく。</p> <p>また、委託事業者による京都府規程の確認や外部委託事業者に対する監査については、令和5年度に続き、令和6年度も継続して実施しており、今後も引継ぎを徹底して定期的な実施が図られるよう取り組んでいく。</p> <p>加えて、これらを実施した際の資料についても必要な期間保管していく。</p>	措置済み

令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
 勤労者福祉会館の現状と課題について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり
- (1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>4 施設の統廃合等の検討</p> <p>勤労者福祉会館における利用実態は、当初の設置目的である勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、勤労者福祉の増進に寄与するという役割から相当程度低下しているが、京都府内のスポーツの拠点としての利用や地域のサークル等に利用されている実態を肯定的に捉え、実態に即した目的の変更を考えていく必要がある。</p> <p>しかしながら、建物の老朽化が認められることから、勤労者福祉会館が保有する公共体育館及び公共会議室の果たすべき役割を再検討し、建物法定点検の結果も踏まえて会館を長寿命化すべきか、近隣類似施設との統廃合を行うべきか等、施設の存続是非について早期に検討を開始し、数年内に決断を下さなければならない。</p> <p>(あり方を再検討する観点)</p> <p>① 建物・設備の老朽化による維持管理コスト</p> <p>② 利用状況(利用率、利用収入)、職業訓練を含めた利用ニーズ</p> <p>③ 地元(所在地)市町の利用への偏在度(広域利用となっているか)</p> <p>④ 代替施設の有無</p> <p>(報告書 247 ページ)</p>	<p>(労働政策室)</p> <p>令和3年度に設置した府立勤労者福祉会館あり方検討委員会において、外部有識者による議論が重ねられ、令和6年8月に取りまとめられた「京都府立勤労者福祉会館のあり方について(最終報告書)」において、城南、中丹及び丹後の勤労者福祉会館については、勤労者福祉会館としての当初の目的である勤労者の福祉向上は達成したと結論付けられた。</p> <p>また、山城及び口丹波勤労者福祉会館については、体育振興により勤労を支える勤労者福祉のための体育館施設という側面が依然として認められることから、引き続き、府立勤労者福祉会館として位置付けることが適当と結論付けられた。</p> <p>これらを踏まえ、府として対応を検討し、城南、中丹及び丹後勤労者福祉会館は、指定管理期間が終了する令和7年3月31日をもって廃止することを決定し、令和7年2月府議会定例会において所要の条例の改正について議決いただき、廃止した。</p>	措置済み

平成 24 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第 1 包括外部監査テーマ
情報システムに係る財務事務の執行について

第 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

(1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>2 組織体制・規程等</p> <p>(3) 実務に即した管理規程の整備</p> <p>「京都府電子計算組織等運用管理規程」及び「電子計算機運用管理要領」はホストコンピュータを使用していたときの内容が含まれており、一部現状の実務に即していない内容となっている。現在の実務に適合するように規程の改廃も視野に入れて、内容を見直す必要がある。現在の実務に適合するように規程の内容を改廃も視野に入れて見直し、その上で適用すべき規程の位置づけを基本方針に沿って体系化・整理し、関連規程の一覧表を作成して、どのような規程が存在するか明らかにしておく必要がある。</p> <p>(報告書 92 ページ、公報 49～50 ページ)</p>	<p>(情報政策課)</p> <p>「京都府電子計算組織等運用管理規程」及び「電子計算機運用管理要領」については、複数の関係規程を「京都府情報セキュリティ基本方針」及び「京都府情報セキュリティ対策基準」に基づいて体系的に整理を進める中で、実務の実情に即した形で順次内容を反映させ、令和 6 年度に全ての関係規程の見直しと一覧表の作成が完了したため廃止した。</p>	措置済み
<p>3 情報システムの開発・変更管理</p> <p>(1) 具体的なシステム管理規程の整備</p> <p>対策基準に定めた事項が遵守されるための、具体的な管理事項を定めた規程がない（8 システム共通）。少なくとも、以下の事項を規程に定める必要がある。</p> <p>(規程化すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発・変更に関する依頼方法及び依頼内容の保存方法 ・開発・変更にかかる記録（テスト結果や承認記録）の結果の保存方法 ・検証環境と本番環境の分離 ・本番移行の管理方法（誰が本番移行作業を行い、誰が移行作業に立ち会うか等） ・開発・変更結果を承認するに当たり検討すべき事項 <p>(報告書 99～100 ページ、公報 53 ページ)</p>	<p>(情報政策課)</p> <p>「京都府情報セキュリティ対策基準」に基づき、システムの開発・変更に関する具体的な管理手順やルールについて、令和 6 年度に「情報システム導入の手引き」として定めた。</p>	措置済み
<p>5 情報システムのセキュリティ管理</p> <p>(1) 情報セキュリティルールの整備</p> <p>京都府職員に遵守事項を徹底させるためには、「セキュリティ対策の強化について」の内容を各規程に反映させ、「セキュリティ対策の強化について」及び各規程で遵守事項を一致させる必要がある。</p> <p>(報告書 133 ページ、公報 70 ページ)</p>	<p>(情報政策課)</p> <p>「セキュリティ対策の強化について」の内容に加え、通知後の国の制度改正や技術面を含む様々な最新のセキュリティ情勢への対応を反映し、「京都府情報セキュリティ基本方針」及び「京都府情報セキュリティ対策基準」を改定。同基本方針等に基づき、段階的に各関係規程を見直し、令和 6 年度に関係する全規程において遵守事項等を一致させた。</p>	措置済み

<p>(12) サーバ機器等の設置場所の見直し</p> <p>「京都府情報セキュリティ対策基準」によれば、情報システムの設置場所は、外部からの侵入が容易にできないように管理区域は可能な限り無窓の外壁等に囲まれた区画とすることとされる。しかし、実際には侵入が容易でない場所に設置されているが窓ガラスのある部屋であり、「京都府情報セキュリティ対策基準」を十分には満たしていない。</p> <p>(報告書 153 ページ、公報 81 ページ)</p>	<p>(災害対策課)</p> <p>令和 6 年 7 月から全面運用開始した危機管理センターにおいて、サーバ機器を無窓の防災機器室に整備した。</p>	<p>措置済み</p>
--	---	-------------

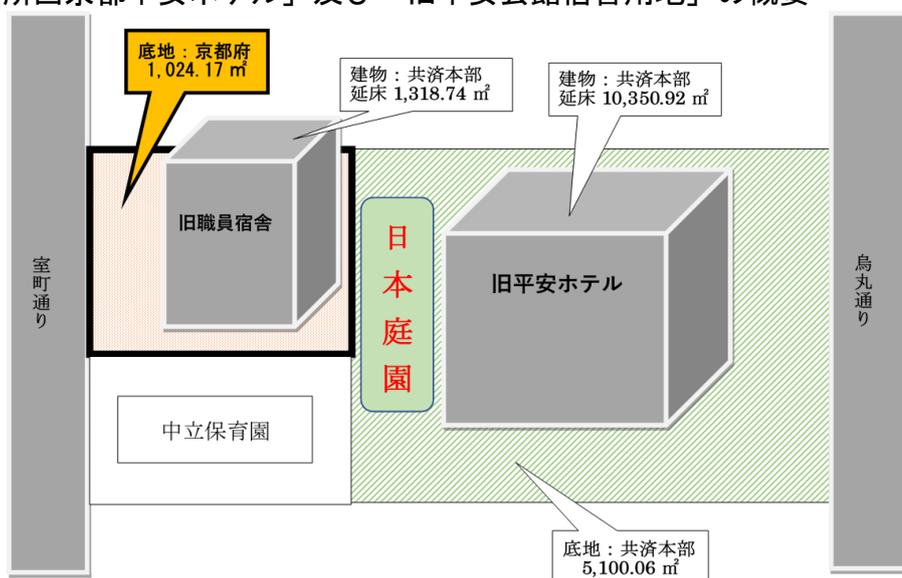
地方職員共済組合本部からの「旧御所西京都平安ホテル」に係る 土地・建物の取得意向照会について

令和 7 年 6 月
知事直轄組織(職員長)

令和 6 年度の京都府包括外部監査におきましては、「府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について」をテーマとして実施されたところですが、地方職員共済組合所有の「旧御所西京都平安ホテル（令和 5 年 3 月 31 日付け廃止）」と一体的に活用されてきた府有財産である「旧平安会館職員宿舎用地」につきましても監査対象とされ、監査報告において、地方職員共済組合との一体的な活用について言及されたところです。

これを受け、地方職員共済組合理事長から、京都府知事あてに「旧御所西京都平安ホテル」の土地・建物の取得の可否について照会がありましたので、御報告いたします。

1 「旧御所西京都平安ホテル」及び「旧平安会館宿舎用地」の概要



2 令和 6 年度京都府包括外部監査の指摘事項

- ▶ 文化的な面から見て、世界的に有名な日本庭園の存在を維持・存続することは大きな意味を持つものであり、経済的な価値と法的な制約^(※)から見ても、本件土地（京都府有地）と旧平安ホテルの土地の一体的な活用を考える方が有益であると考えます。

(※) 府有地単独で都市計画法上の開発行為の許可基準を満たすためには、烏丸通に至るまでの経路全ての幅員を 9 m 以上に拡幅することが必要（隣接する室町通の最大幅員は 5.8 m）であり、現実的に府有地単独での利活用は困難

- ▶ 京都府が地方職員共済組合の所有地を取得し、将来的な行政需要に備えることが重要と考えられることから、可能な限り早期に京都府が地方職員共済組合の所有地取得の可否を検討すべきである。

3 今後の対応

- ▶ 京都府としては、令和 6 年度京都府包括外部監査における指摘事項及び地方職員共済組合本部からの取得意向の照会を受け、「旧御所西京都平安ホテル」土地・建物の取得の可否について検討を進めてまいります。

府税の賦課徴収に関する事務における 特定個人情報保護評価の再実施について

令和7年6月
総務部税務課

府税務支援システムは、特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有しており、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、特定個人情報保護評価を実施し、評価書を個人情報保護委員会へ提出、公表しているところです。

特定個人情報保護評価に関する規則及び指針により、5年ごとに評価を再実施するよう努めるものとされていることから、前回の公表（令和2年10月）から5年を経過する前に、規則第7条に基づきパブリックコメントを行った上で、評価を再実施しますので御報告します。

1 評価書名

府税の賦課徴収に関する事務『特定個人情報保護評価書(全項目評価書)
(案)』

2 評価書の内容

特定個人情報ファイルの取扱い事務の内容等について明らかにし、リスク軽減のための対策等について記載するもの。

再評価については、情報技術の進歩や社会情勢の変化を考慮し、事務の内容や流れを再確認し、特定個人情報ファイルの取扱いに係る想定されるリスクを識別・分析し、現状のリスク対策が十分か検討。

※保有する特定個人情報ファイルの内容：マイナンバー、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、各税目情報等
全項目評価書：対象人数が30万人以上の場合に作成

3 今後のスケジュール

- (1) 令和7年7月～8月 パブリックコメント実施
- (2) 令和7年8月～9月 第三者点検(府情報公開・個人情報保護審議会へ諮問)
- (3) 令和7年9月～10月 パブリックコメント実施結果及び評価書最終案について議会へ報告
個人情報保護委員会へ評価書提出・公表

4 その他

前回（5年前）の評価書作成時のパブリックコメントでは、特に意見なし

『府税の賦課徴収に関する事務 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）』 概要

特定個人情報保護評価について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、平成27年10月から全国民に個人番号が通知され、社会保障・税・災害対策の各種行政手続で利用されております。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイル(※)を保有しようとする地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するため適切な措置を講ずる旨を宣言するものです。

京都府では、「特定個人情報保護評価に関する規則」（以下「規則」という。）及び指針により、5年ごとに評価を再実施するよう努めるものとされていることから、前回の公表（令和2年10月）から5年を経過する前に、規則第7条に基づきパブリックコメントを行った上で、評価を再実施するものです。

※ 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルのことです。

1 評価書名

府税の賦課徴収に関する事務 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）」

2 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、府税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

3 項目一覧

- I 基本情報（事務の内容等）
- II 特定個人情報ファイルの概要
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- IV その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- VI 評価実施手続

4 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び使用するシステム

(1) 事務の名称

府税賦課徴収事務

(2) 事務の内容

地方税法及び京都府府税条例等に基づき、府税の賦課決定から納税に至るまでの一連の事務を行う。

特定個人情報は、納税義務者から提出される申告書等や国税連携システム等から入手し、税務支援システムで管理する。

税務支援システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理

し、別途同システムで納税者一人一人に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能及び収納管理機能等と連携して活用する。

- (3) 対象人数
30万人以上
- (4) 使用するシステム
 - ・税務支援システム
 - ・住民基本台帳ネットワークシステム
 - ・国税連携システム
 - ・統合宛名システム
 - ・中間サーバシステム

5 特定個人情報ファイルの概要

- (1) 特定個人情報ファイル名
税務支援システムファイル
- (2) 対象となる本人の数
100万人以上1,000万人未満
- (3) 対象となる本人の範囲
府税の納税義務者及び課税調査対象者
- (4) 記録される項目
個人番号、基本4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、電話番号、地方税関係情報等
- (5) 保有開始日
平成28年1月

6 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

- (1) 特定個人情報の入手
地方税法及び京都府府税条例等に基づいて提出される申告書、申請書等又は地方税法に基づく他の機関からの情報提供に限定される。
- (2) 特定個人情報の使用
PCのログイン時にカード認証、ユーザID・パスワード入力に加え、税務支援システム使用時に各職員に設定されたID・パスワード入力をするようになっており、職員の職責に応じた利用機能の範囲等を確認の上、業務に必要な範囲でアクセス権限を付与することにより不正利用を防止する。また、税務権限で統合宛名システムへアクセスした場合、アクセス権限の範囲が定められているため、必要のない情報を入手することはない。
- (3) 特定個人情報ファイルの委託
契約書等により「個人情報に係る秘密の保持、目的外収集・利用の制限、第三者への提供の禁止、複写・複製の禁止等」を確約させ、作業場所も限定している。
なお、再委託は原則禁止としているが、再委託する必要がある場合には、事前に委託先から協議を受けて本府の同意が必要なこととし、委託先と同等の個人情報に係る秘密の保持等の条件を遵守させ、個人情報の適切な取扱いを図ることとしている。

- (4) 特定個人情報の提供・移転
番号法に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。
- (5) 特定個人情報の保管・消去
システムで使用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要な生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。
なお、当該サーバは、庁内ネットワーク又は総合行政ネットワーク(LGWAN)のみを使用しており、外部からの不正アクセスはできない仕組みとなっている。
また、構成している各サーバ等において、ウイルス対策ソフトを導入し、常にパターンファイルの更新を行うとともに、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

7 その他のリスク対策

- (1) 自己点検・監査
年に一回、担当部署内において、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。
また、自己点検の内容に基づき、必要に応じ監査を実施する。
- (2) 従業者に対する教育・啓発
税務支援システムを利用する職員を対象に、個人情報保護等の研修を実施するとともに、その記録を残す。

8 開示請求、問合せ

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部税務課

9 評価実施手続

しきい値判断の結果、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。
住民等からの意見の聴取については、令和7年7月7日(月)～8月6日(水)の間、京都府民意見提出手続要綱に基づき実施する。

10 今後のスケジュール

- 令和7年7月7日(月)～令和7年8月6日(水)
意見聴取(パブリックコメント)
- 令和7年8月～令和7年9月
第三者点検(京都府個人情報保護審議会諮問、答申)
- 令和7年9月～10月
パブリックコメント実施結果及び評価書最終案について議会へ報告
個人情報保護委員会へ評価書提出・公表

公契約大綱等の見直しについて

令和7年6月
総務部
建設交通部

1 見直しの趣旨

京都府では、公契約の基本理念と発注者として主体的に取り組む具体的な内容を、府民に分かりやすく示すものとして、「京都府入札制度等検討委員会」の意見を聴きながら、公契約大綱を策定し、公契約の適正化に取り組んでおります。

大綱は社会経済情勢に即応し見直していくこととしており、このほど、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、「第三次担い手3法(※)」が公布され、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化等の取組のうち、公契約における受発注者関係の更なる適正化へ向け、府として取組の拡充を行うものについて大綱に反映させるため、下記のとおり見直しを行うものです

※ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を一体的に改正したもの

2 公契約大綱の見直しの概要

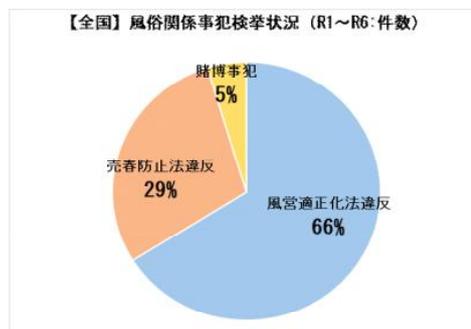
担い手確保	① 処遇改善・価格転嫁対策	
	反映内容	・見積書・入札金額内訳書における適切な労務費の確保
		・低入札価格調査制度の厳格化の試行
		・スライド条項に基づく適切な請負代金の変更
	② 働き方改革・環境整備の推進	
反映内容	・「工期に関する基準」に基づく適正な工期の確保	
	・週休2日制工事の実施	
生産性向上	③ 新技術の活用等による生産性の向上	
	反映内容	・「建設キャリアアップシステム」等の活用による施工体制の確認
・建設企業の格付けにおいて評価		
地域における対応力強化	④ 適切な入札条件等での発注の推進	
	反映内容	・応札可能者数等の見直し
	⑤ 災害対応力の強化	
反映内容	・工事中の第三者損害への保険加入の促進	

3 今後の進め方

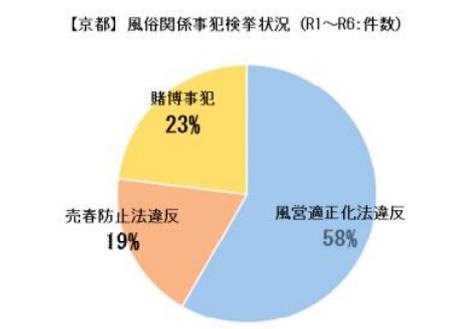
令和7年 5月～ 入札制度等検討委員会において意見聴取
6月定例会 概要報告
9月定例会 最終案報告

1 風俗関係事犯の現状について

(1) 全国の検挙状況（主要罪種）



(2) 京都府下の検挙状況（主要罪種）



2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正について

(1) 改正の背景

ホストクラブにおいて遊興又は飲食した女性客が、多額の債務を負担させられ、その支払いのために売春や性風俗店で稼働すること等を要求される事案が社会問題化したことを受け、接待飲食営業に係る遵守事項等が追加

(2) 施行年月日

令和7年6月28日（(3)のエは、令和7年11月28日）

(3) 改正の概要

- ア 接待飲食営業に係る遵守事項等の追加
- イ いわゆるスカウトバックに係る禁止規定の整備
- ウ 無許可営業等に対する罰則の強化
- エ 風俗営業の許可に係る不許可事由の追加

(4) 法改正を踏まえた今後の対策

- ア ホストクラブ等の風俗営業者等に対する法改正内容の周知
- イ ホストクラブ等に対する立入りによる実態把握活動の推進
- ウ 違法営業に対する徹底した取締り

総務・警察常任委員会議案付託表

議案番号	件名
2	職員の給与等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
4	京都府府税条例一部改正の件
8	警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例一部改正の件
10	損害賠償の額を定める件
11	財産取得の件

予算特別委員会総務・警察分科会
議案審査依頼表

議案番号	件名
1	令和7年度京都府一般会計補正予算（第1号）中 歳入全部 ただし、他の分科会に審査依頼する特定財源を除く。
13※	令和7年度京都府一般会計補正予算（第2号）
15※	選挙長等の報酬および費用弁償条例及び京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例一部改正の件

※ 第13号及び第15号議案については6月23日（月）に議決済

令和7年6月府議会定例会

付託議案・審査依頼議案

総務・警察常任委員会
予算特別委員会 総務・警察分科会

付託議案・審査依頼議案

(付託議案)

- 第2号議案 職員の給与等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 第4号議案 京都府府税条例一部改正の件
- 第8号議案 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例一部改正の件
- 第10号議案 損害賠償の額を定める件
- 第11号議案 財産取得の件

(審査依頼議案)

- 第1号議案 令和7年度京都府一般会計補正予算（第1号）中、所管事項

第2号議案

職員の給与等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

令和7年6月
知事直轄組織(職員長)

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）の一部改正

- ① 職員本人又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出た職員に対する仕事と育児の両立支援制度の周知、意向確認等を新たに任命権者に義務付ける。
- ② 3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児の両立支援制度の周知、意向確認等を新たに任命権者に義務付ける。

(2) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年京都府条例第4号）の一部改正

部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間(10日相当)を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。

【現行】

2 h
1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

2 h
① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

2 h以上（1日単位で取得することも可）

② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

3 施行期日

令和7年10月1日。ただし、2(1)②の意向確認等については、公布の日から行うことができる経過措置を設ける。

京都府府税条例一部改正の件 (令和7年6月定例会分)

令和7年6月
総務部

1 改正趣旨

令和7年度税制改正としての地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 主な改正内容

税目	改正事項	内容
法人府民税	規定の整備 (老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号)の施行の日)	マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、法人税法上公益法人等とみなすことが規定されることに伴う規定整備
個人府民税	所得控除の見直し (R8.1.1)	令和8年度以後の各年度分の所得割について、大学生年代の子等に関する特定親族特別控除を創設
府たばこ税	国たばこ税の見直しに伴う課税方式の見直し (R8.4.1)	加熱式たばこの課税方式について、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式を、重量のみで換算する方式に見直すこととするもの
軽油引取税	課税免除措置の共通規定化 (公布の日又は地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日)	国内に所在する円滑化協定締約国軍隊が公用に供する軽油の輸入をする場合等の課税免除措置について、その対象となる円滑化協定を政令で定めることとするもの

※ () は施行期日

第8号議案

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部改正に伴い、警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年京都府条例第18号）の一部を改正するもの

2 改正の内容

- (1) 警察官等に対し支給する支給品の品目から、夏服スカートを削ることとする（第2条第2項関係）
- (2) その他所要の規定整備を行うこととする。

現 行	改 正 案																																				
<p>第1条 略</p> <p>第2条 警察官等に対し支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、公安委員会規則（以下「規則」という。）の定めるところにより、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">員 数</th> <th style="text-align: center;">使用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冬ネクタイ</td> <td style="text-align: center;">1 個</td> <td>4 月</td> </tr> <tr> <td>合ネクタイ</td> <td style="text-align: center;">1 個</td> <td>4 月</td> </tr> <tr> <td>冬活動ネクタイ</td> <td style="text-align: center;">1 個</td> <td>4 月</td> </tr> <tr> <td>合活動ネクタイ</td> <td style="text-align: center;">1 個</td> <td>4 月</td> </tr> <tr> <td>ベ ル ト</td> <td style="text-align: center;">1 個</td> <td>36 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 警察官等に任命後初めて支給する<u>場合に</u> _____ は、前項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては<u>2個</u>とする。</p>	品 目	員 数	使用期間	冬ネクタイ	1 個	4 月	合ネクタイ	1 個	4 月	冬活動ネクタイ	1 個	4 月	合活動ネクタイ	1 個	4 月	ベ ル ト	1 個	36 月	<p>1条 略</p> <p>第2条 警察官等に対し支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、公安委員会規則（以下「規則」という。）の定めるところにより、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">員 数</th> <th style="text-align: center;">使用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冬ネクタイ</td> <td style="text-align: center;">1 本</td> <td>4 月</td> </tr> <tr> <td>合ネクタイ</td> <td style="text-align: center;">1 本</td> <td>4 月</td> </tr> <tr> <td>冬活動ネクタイ</td> <td style="text-align: center;">1 本</td> <td>4 月</td> </tr> <tr> <td>合活動ネクタイ</td> <td style="text-align: center;">1 本</td> <td>4 月</td> </tr> <tr> <td>ベ ル ト</td> <td style="text-align: center;">1 本</td> <td>36 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 警察官等に任命後初めて支給する<u>支給品の員数</u>は、前項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン _____ については2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては<u>2本</u>とする。</p>	品 目	員 数	使用期間	冬ネクタイ	1 本	4 月	合ネクタイ	1 本	4 月	冬活動ネクタイ	1 本	4 月	合活動ネクタイ	1 本	4 月	ベ ル ト	1 本	36 月
品 目	員 数	使用期間																																			
冬ネクタイ	1 個	4 月																																			
合ネクタイ	1 個	4 月																																			
冬活動ネクタイ	1 個	4 月																																			
合活動ネクタイ	1 個	4 月																																			
ベ ル ト	1 個	36 月																																			
品 目	員 数	使用期間																																			
冬ネクタイ	1 本	4 月																																			
合ネクタイ	1 本	4 月																																			
冬活動ネクタイ	1 本	4 月																																			
合活動ネクタイ	1 本	4 月																																			
ベ ル ト	1 本	36 月																																			

3 施行日
公布の日

常任委員会資料	「損害賠償の額を定める件」について	令和7年6月24日
---------	-------------------	-----------

1 概要

警察官が公務中に起こした交通事故につき損害賠償の額を定めるもの

2 事故の概要

令和4年10月29日午後6時34分ころ、京都市北区紫野下鳥田町地内において、北警察署の警察官が公用の普通自動二輪車を運転して交差点を右折したところ、対向車両の死角に入り見えなかった北進中の普通自動二輪車の直前を横切る形となり、相手方車両が驚愕して転倒し、相手方車両の運転者が両肺挫傷、右鎖骨骨折、右肩甲骨骨折、右多発肋骨骨折等の傷害を負うとともに、後遺障害第14級に認定された。

3 損害賠償額

1,395万5,760円

(内訳)

北山稔大（相手車両運転者）	461万5,479円
三井住友海上火災保険会社	850万7,178円
全国健康保険協会東京支部	83万3,103円

常任委員会資料	「財産取得の件」について	令和7年6月24日
---------	--------------	-----------

1 概要

京都府警察総合指揮システムを更新整備するもの。

2 総合指揮システムとは

大規模災害や立てこもり事件等、府警察の総力を挙げて対応を要する事案等に際し、各現場から警察本部内の各対策室に映像を伝送して映像情報等を集約する「現場映像伝送システム」、現場指揮に必要な情報等を表示する「映像表示システム」及び庁舎間の映像出入力を長距離配信する「庁舎間映像配信システム」の3つのシステムの総称。

3 取得の方法

一般競争入札

4 売渡人

パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー西日本社
プレジデント 武部 恭士

5 取得価格

291,720,000円

6 更新時期

令和8年3月予定

令和7年度6月補正予算財源別概要

(一般会計)

(単位 百万円)

区 分	現計予算額	6月補正予算額				合計	摘 要
		(その1)	(その2)	(その3)	計		
歳 出	1,029,881	4,967	43	480	5,490	1,035,371	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	73,274	3,248	—	480	3,728	77,002
	使 用 料 ・ 手 数 料	11,157	—	—	—	—	11,157
	分 担 金 ・ 負 担 金	1,779	2	—	—	2	1,781
	特 定 財 源						
	財 産 収 入	1,955	—	—	—	—	1,955
	寄 附 金	605	—	—	—	—	605
	繰 入 金	29,911	47	—	—	47	29,958
	諸 収 入	161,972	—	—	—	—	161,972
	府 債	60,956	1,664	—	—	1,664	62,620
	計	341,609	4,961	—	480	5,441	347,050
	一 般 財 源						
	府 税	297,000	—	—	—	—	297,000
	地 方 消 費 税 清 算 金	128,700	—	—	—	—	128,700
	地 方 譲 与 税	54,276	—	—	—	—	54,276
地 方 特 例 交 付 金	1,077	—	—	—	—	1,077	
地 方 交 付 税	188,000	—	—	—	—	188,000	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	400	—	—	—	—	400	
基 金 繰 入 金	—	6	43	—	49	49	
収 益 事 業 収 入	2,900	—	—	—	—	2,900	
繰 越 金	500	—	—	—	—	500	
そ の 他 収 入	9,419	—	—	—	—	9,419	
府 債 (減 収 補 填 債)	6,000	—	—	—	—	6,000	
計	688,272	6	43	—	49	688,321	

京都府議会

総務・警察常任委員会

活動報告書



令和7年5月21日

委員長	田島祥充
副委員長	中村正孝
副委員長	近藤永太郎
委員	石田宗久
委員	秋田公司
委員	古林良崇
委員	酒井常雄
委員	楠岡誠広
委員	成宮真理子
委員	馬場紘平
委員	田中美貴子
委員	池田輝彦



目次 京都府議会 総務・警察常任委員会 活動報告書

1	委員会の審議等の状況（概要）	1
2	委員会活動状況	2
3	重要課題調査のための委員会	8
4	付託議案及び審査依頼議案審査結果	13
5	付託請願審査結果	14
6	管内外調査.....	15
7	委員会活動のまとめ	31

1 委員会の審議等の状況（概要）

本委員会は、総務部の所管及びそれに関連する事項、知事直轄組織の所管及びそれに関連する事項、府公安委員会の所管及びそれに関連する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項を所管している。

各部局の主な所管事項は、下表のとおりである。

部局名		主な所管事項
総務部		条例立案等法務、議会、府予算・税・財産等財務、市町村振興等自治振興
知事直轄組織	知事室長	広報、広聴、国際化
	職員長	職員
	会計管理者	会計
府公安委員会		京都府警察

京都府議会の各常任委員会では、年4回の定例会において、条例案などの審査を行うほか、議会の閉会中に委員会を開催して、府政の重要課題について、テーマを設けて集中的に審議したり、京都府内や他府県に赴いて調査を実施している。

今期の総務・警察常任委員会の閉会中の常任委員会においては、所管事項に関するテーマについての議論を深めるため、参考人制度を活用して、専門的知見を有する方の意見を聴取し、テーマに関する議論を掘り下げた。

また、管内調査では、京都府内の施策や先進的な取組が実施されている現場等を訪問し、府の事業担当者や関連事業者の説明を聴取するとともに、現地視察を行った。

管外調査では、先進事例や京都府と共通する課題に対して、他の自治体や関係団体がどのような取組を実施しているのか、もしくはどのように対応しようとしているのかを調査した。

2 委員会活動状況

時期	活動	議題・テーマ
5 月		
R6. 5.24	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■委員長の選任 ■副委員長の選任 ■副委員長の順位
6 月		
R6. 6. 6	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■出席要求理事者 ■確認事項 ■本日の委員会運営
R6. 6. 6	委員会 (初回)	<ul style="list-style-type: none"> ■出席要求理事者 ■確認事項 ■所管部局の事務事業概要 ■今後の委員会運営
R6. 6.18	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
R6. 6.21	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告事項の聴取 (知事直轄組織(知事室長)) <ul style="list-style-type: none"> ・地域における日本語教育推進プランの改定について (知事直轄組織(職員長)) <ul style="list-style-type: none"> ・包括外部監査結果に基づく措置状況について (総務部) ・刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理について (警察本部) ・サイバー犯罪・サイバー攻撃に対する官民連携による被害防止対策について ■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)
R6. 6.24	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■付託議案(討論・採決) ■審査依頼議案(適否確認) ■所管事項の質問(知事直轄組織、総務部)
R6. 6.25	委員会 (6定3日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の質問(監査委員事務局、人事委員会事務局、公安委員会) ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営
7 月		
R6. 7.12	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■本日の委員会運営

R6. 7.12	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ・「地域における日本語教育の推進について」 参考人：公益財団法人京都府国際センター 事業課長 近藤 徳明 氏
R6. 7.19	管内調査	○令和6年夏の交通事故防止府民運動スタート式 (行催事等委員会調査)
R6. 7.25 ～ R6. 7.26	管外調査	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ○浜松市役所〔於：浜松市外国人学習支援センター〕 <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市における外国人支援の取組について ・施設視察 ○埼玉県警察本部〔於：岩槻高齢者講習センター〕 <ul style="list-style-type: none"> ・岩槻高齢者講習センターの開所による高齢者講習の受入体制の拡充について ・施設視察 ○警視庁 <ul style="list-style-type: none"> ・メタバースを活用したサイバー防犯等について
8 月		
R6. 8.20	正副委員長会	■本日の委員会運営
R6. 8.20	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ・「匿名・流動型犯罪グループ対策について」
9 月		
R6. 9.24	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
R6. 9.26	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告事項の聴取 (知事直轄組織 (知事室長)) <ul style="list-style-type: none"> ・地域における日本語教育推進プラン (第2次) の中間案について (知事直轄組織 (職員長)) <ul style="list-style-type: none"> ・京都府人材確保・育成指針の見直しについて (総務部) ・刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に係る骨子案について ・市町の境界変更について ・府民利用施設のあり方検証結果報告について (警察本部) ・左京警察署の再編について ・「警戒の空白」を生じさせないための地域警察運営について ・京都府警察手数料徴収条例の一部改正について ・経済安全保障に関する取組について ■審査依頼議案 (質疑終結まで)

R6. 9.27	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■審査依頼議案(適否確認) ■所管事項の質問(監査委員事務局、人事委員会事務局、公安委員会)
R6. 9.30	委員会 (9定3日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の質問(知事直轄組織、総務部) ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営
11 月		
R6.11. 6	管内調査	○令和6年京都府警察職員殉職者慰霊祭 (行催事等委員会調査)
R6.11.11	正副委員長会	■委員会運営
R6.11.11	委員会 (9定4日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告事項の聴取 (人事委員会) ・職員の給与等に関する報告及び勧告について
R6.11.17	管内調査	○京都府警察音楽隊第35回定期演奏会 (行催事等委員会調査)
R6.11.18 ～ R6.11.20	管外調査	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ○岐阜県警察本部〔於：こどもサポート総合センター〕 <ul style="list-style-type: none"> ・警察と児童相談所が連携した児童虐待対策について ・施設視察 ○岐阜県議会 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県庁舎の再整備と活用について ・施設視察 ○豊田市役所、公益財団法人豊田市国際交流協会、特定非営利活動法人トルシーダ 〔於：豊田産業文化センター〕 <ul style="list-style-type: none"> ・豊田市の多文化共生施策について ・施設視察 ○富山県議会 <ul style="list-style-type: none"> ・富山県庁オープン化戦略の推進について ○富山県警察本部〔於：富山県警察機動センター〕 <ul style="list-style-type: none"> ・富山県警察機動センターの整備とドローンパトロール隊の活動について ・施設視察
R6.11.25	正副委員長会	■本日の委員会運営
R6.11.25	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ・「多様な人材の活躍を可能にする職場環境の整備について」 参考人：京都府立大学公共政策学部公共政策学科 准教授 河野 尚子 氏

R6.11.29	管内調査	○令和6年年末の交通事故防止府民運動スタート式 (行催事等委員会調査)
12 月		
R6.12.10	正副委員長会	■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
R6.12.12	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定1日目)	■報告事項の聴取 (知事直轄組織(知事室長)) ・地域における日本語教育推進プラン(第2次)の最終案について (知事直轄組織(職員長)) ・京都府人材確保・育成指針の中間案について ・京都府旅費条例等の一部改正について ・職員の給与等に関する条例等の一部改正について (警察本部) ・「全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画」の取組状況について ・30周年を迎えた平安騎馬隊について ・匿名・流動型犯罪グループに対する総合的な対策の推進について ・道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に対する取組について ■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)
R6.12.13	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定2日目)	■付託議案(討論・採決) ■審査依頼議案(適否確認) ■所管事項の質問(知事直轄組織、総務部)
R6.12.16	委員会 (12定3日目)	■所管事項の質問(監査委員事務局、人事委員会事務局、公安委員会) ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営
1 月		
R7.1.15	管内調査	■所管事項の調査 ○舞鶴警察署 ・水上警察の活動について ・現地視察(警察用船舶ゆら) ○福知山市役所〔於:S-LAB〕 ・廃校 Re 活用プロジェクトの推進について ・施設視察
R7.1.18	管内調査	○令和7年京都府警察年頭視閲式 (行催事等委員会調査)
2 月		

R7. 2. 5	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■確認事項 ■本日の委員会運営
R7. 2. 5	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> ■確認事項 ■所管事項の調査 <ul style="list-style-type: none"> ・「経済安全保障の観点からの技術流出対策について」 参考人: 経済産業省貿易経済安全保障局技術調査室 室長補佐(総括) 清水 太一 氏
R7. 2. 12	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■先行審議に係る分科会運営
R7. 2. 12	予算特別委員会 分科会 (2定先行審議)	<ul style="list-style-type: none"> ■審査依頼議案(質疑終結まで)
R7. 2. 19	予算特別委員会 分科会 (2定先行審議)	<ul style="list-style-type: none"> ■審査依頼議案(適否確認)
3 月		
R7. 3. 5	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
R7. 3. 6	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (2定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで) ■付託議案(討論・採決) ■審査依頼議案(適否確認)
R7. 3. 13	委員会 (2定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告事項の聴取 (知事直轄組織(職員長)) <ul style="list-style-type: none"> ・京都府人材確保・育成指針の最終案について (警察本部) ・宇治警察署新庁舎建設工事の工期見直しについて ・令和6年中の犯罪情勢について ・「交番・駐在所等の機能充実・強化プラン」の改定について ・令和6年中の交通事故の発生状況について ■付託議案(討論・採決) ■付託請願の審査 ■所管事項の質問(監査委員事務局、人事委員会事務局、公安委員会)
R7. 3. 14	委員会 (2定3日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の質問(知事直轄組織、総務部) ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営
4 月		
R7. 4. 4	管内調査	○令和7年春の全国交通安全運動スタート式 (行催事等委員会調査)

R7. 4.18	正副委員長会	■本日の委員会運営
R7. 4.18	委員会 (閉会中)	■所管事項の調査 ・「市町村振興及び市町村との連携・協調について」 参考人：東京大学 先端科学技術研究センター 教授 牧原 出 氏
5 月		
R7. 5.20	正副委員長会	■臨時会中の委員会運営
R7. 5.21	委員会 (5 臨)	■報告事項の聴取 (警察本部) ・警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正について ■付託議案(説明聴取、質疑、討論・採決) ■委員会活動のまとめ

3 重要課題調査のための委員会

(1) 地域における日本語教育の推進について

(令和6年7月12日(金)開催)

■開催概要

府内の外国人住民の数は、新型コロナウイルス感染拡大による入国制限等が緩和されたことにより、令和5年末には過去最大となり、外国人住民に対する日本語教育の充実や、多文化共生社会の実現に向けた意識醸成等が必要となっている。

京都府では、地域における日本語教育推進プランを策定し、国、市町村、企業、関係団体等と連携し、地域における日本語教育の体制整備を図り、取組を進めているところである。

今回の委員会では、地域における日本語教育の推進について、参考人及び理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望した。

■参考人

公益財団法人京都府国際センター 事業課長 近藤 徳明 氏

■出席理事者

【知事直轄組織・知事室長】

知事室長

国際課長

国際課参事

■主な質問事項

- ・日本語教育の担い手について
- ・外国人が直面する3つの壁について
- ・企業内における日本語教育について
- ・学校現場での日本語教育について
- ・多文化共生について
- ・日本語教育を必要とする方の状況把握について など

(2) 匿名・流動型犯罪グループ対策について

(令和6年8月20日(火)開催)

■開催概要

匿名・流動型犯罪グループは、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなど、治安対策上の重大な脅威となっている。

京都府警察では、令和6年春の組織改編において、組織犯罪に係る情報部門と捜査部門を集約するなど、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りを進めているところである。

今回の委員会では、匿名・流動型犯罪グループ対策について、理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望した。

■参考人

なし

■出席理事者

【公安委員会】

刑事部次長（刑事企画課長事務取扱）

刑事部参事官

捜査第四課企画指導担当補佐、

捜査第四課特殊詐欺対策室予防担当補佐

■主な質問事項

- ・他の都道府県警との連携について
- ・匿名・流動型犯罪グループ対策の体制について
- ・匿名・流動型犯罪グループへの加担防止について
- ・闇バイトの取締りにについて
- ・スマホを利用した犯罪の状況について など

(3) 多様な人材の活躍を可能にする職場環境の整備について

(令和6年11月25日(月)開催)

■開催概要

仕事や生活の在り方に関する価値観が多様化し、地方公務員においても、ワーク・ライフ・バランスの視点を重視する職員が増加するなど、性別や年代を問わず、育児や介護など様々な事情を抱える職員が継続して勤務できる環境の整備が必要となっている。

そのため、フレックスタイム制やテレワークの活用等による柔軟な働き方の実現のほか、ハラスメント・メンタルヘルス対策など安心して職務に専念でき、働きやすい職場環境整備の更なる推進が求められている。

今回の委員会では、多様な人材の活躍を可能にする職場環境の整備を更に進めるため、参考人及び理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望した。

■参考人

京都府立大学公共政策学部公共政策学科 准教授 河野 尚子 氏

■出席理事者

【知事直轄組織・職員長】

職員長

職員長付理事（職員総務課長事務取扱）

人事課長

■主な質問事項

- ・働きやすい職場づくりについて
- ・人材確保と業務改革について
- ・働き方における行政の役割について
- ・介護離職について
- ・複業のメリットとデメリットについて
- ・長時間労働や非正規労働について など

(4) 経済安全保障の観点からの技術流出対策について

(令和7年2月5日(水)開催)

■開催概要

近年、技術流出の防止は経済安全保障上の課題となっており、企業やアカデミアにおける技術流出の防止対策を支援するため、具体的な手口やその対策などの情報提供を行うアウトリーチ活動の推進が求められている。

京都府警では、令和6年春の組織改編において、経済安全保障対策室を設置するとともに、企業等の技術流出防止意識の向上やデータセンターに対する警戒力強化等のため、府南部に経済安全保障センターを設置したところである。

今回の委員会では、経済安全保障の観点からの技術流出対策について、参考人及び理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望した。

■参考人

経済産業省貿易経済安全保障局技術調査室 室長補佐(総括) 清水 太一 氏

■出席理事者

【公安委員会】

警備部次長(警備第一課長事務取扱)

警備部外事課長

警備部外事課経済安全保障対策室長

サイバー対策本部副本部長(サイバー企画課長事務取扱)

サイバー対策本部サイバー攻撃対策課長

サイバー対策本部サイバー攻撃対策課課長補佐

■主な質問事項

- ・技術情報管理認証制度について
- ・技術流出による経済損失と対策の実施による効果について
- ・国際的な連携について
- ・京都府警に求められる取組について
- ・けいはんな経済安全保障センターにおける取組について など

(5) 市町村振興及び市町村との連携・協調について

(令和7年4月18日(金)開催)

■開催概要

2040年頃には急速な人口減少・高齢化等により、地域社会における様々な課題が顕在化する将来に備えて、長期的な視点で連携・協調していく視点が一層重要となってきている。

京都府では、府・市町村の行財政連携や行政改革の取組に対する支援等、市町村の業務の支援を行っているほか、府と市町村、市町村相互の連携を強め、一体となった地域づくりを推進しており、地域課題の解決に取り組む市町村事業を支援している。

今回の委員会では、市町村振興及び市町村との連携・協調について、参考人及び理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望した。

■参考人

東京大学 先端科学技術研究センター 教授 牧原 出 氏

■出席理事者

【総務部】

総務部副部長

総務部理事（自治振興課長事務取扱）

■主な質問事項

- ・国が取り組む自治体システムの標準化について
- ・未来に向けた必要な観点や備えについて
- ・地方分権の流れにおける基礎自治体の負担について
- ・社会情勢が複雑化・不安定化する中で行政が果たす役割について
- ・ファシリテーターとしての議会の役割について など

4 付託議案及び審査依頼議案審査結果

「◎」は全会一致、「○」は賛成多数、「×」は否決、「会派名＝少」は少数意見留保、「＊」は修正案提出

(委員会)

	議案番号	件名	審査結果	備考
6月定例会	4	京都府府税条例等一部改正の件	○ 共＝少	
	5	住民基本台帳法施行条例一部改正の件	◎	
12月定例会	2	刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例制定の件	◎	
	55	当せん金付証券発売の件	◎	
	57	市町の境界変更の件	◎	
2月定例会	21	職員の退職手当に関する条例一部改正の件	◎	
	36	包括外部監査契約締結の件	◎	
	67	職員の給与等に関する条例一部改正の件	◎	
5月臨時会	1	京都府府税条例等の一部改正の専決処分について承認を求める件	○ 共＝少	

(分科会)

	議案番号	件名	詳細審査結果
6月定例会	1	令和6年度京都府一般会計補正予算(第1号)中、所管事項	適当
9月定例会	1	令和6年度京都府一般会計補正予算(第2号)中、所管事項	適当
12月定例会	7	京都府手数料徴収条例等一部改正の件	適当
	8	京都府府税条例一部改正の件	適当
	49	京都府警察手数料徴収条例一部改正の件	適当
	58	令和6年度京都府一般会計補正予算(第5号)	適当
	59	令和6年度京都府収益事業特別会計補正予算(第1号)	適当
	60	令和6年度京都府地域開発事業特別会計補正予算(第1号)	適当
	61	令和6年度京都府港湾事業特別会計補正予算(第2号)	適当
	62	令和6年度京都府電気事業会計補正予算(第1号)	適当
	63	令和6年度京都府水道事業会計補正予算(第1号)	適当
	64	令和6年度京都府病院事業会計補正予算(第1号)	適当
	65	令和6年度京都府工業用水道事業会計補正予算(第1号)	適当
	66	令和6年度京都府流域下水道事業会計補正予算(第1号)	適当
67	職員の給与等に関する条例等一部改正の件	適当	
2月定例会	47	令和6年度京都府一般会計補正予算(第6号)中、所管事項	適当
	51	令和6年度京都府一般会計補正予算(第8号)中、所管事項	適当
	56	令和6年度京都府収益事業特別会計補正予算(第2号)	適当
	58	令和6年度京都府公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	適当
	60	令和6年度京都府公債費特別会計補正予算(第1号)	適当

5 付託請願審査結果

定例会	受理番号	受理年月日	件名	審査結果
2月定例会	461	令和7年2月28日	投票率の向上に関する請願	不採択
	499 ～689	〃	「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の廃止を求める意見書」を政府に送付することに関する請願	不採択

6 管内外調査

① 管外調査

(令和6年7月25日(木)～26日(金))

1 浜松市役所〔於：浜松市外国人学習支援センター〕(静岡県浜松市)

【調査事項】

浜松市における外国人支援の取組について

【調査目的】

京都府における外国人支援の取組の参考とするため、浜松市における外国人支援の取組について調査する。

【説明】

浜松市役所企画調整部国際課

【調査内容】

浜松市の在留外国人数は、令和6年4月1日現在、29,028人と総人口786,792人の3.7%を占めており、国籍別ではブラジルが最も多く、在留ブラジル人数は全国の都市の中でも最多となっている。また、近年では、ベトナム、フィリピン、インドネシアなどのアジア地域の外国人が増加し、多国籍化が進んでいる。

浜松市では、総合的・体系的な日本語教育を推進するとともに、日常生活やライフステージに応じた支援体制の構築、危機管理体制の強化などを重点的に取り組んでおり、浜松市外国人学習支援センターと浜松市多文化共生センターはその拠点施設となっている。

浜松市外国人学習支援センターでは、総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターを配置し、受講者のニーズやレベル等に合わせた日本語教室を開催するほか、NPO等支援団体と連携し、時間帯や会場等の選択肢を増やすなど、居住地にかかわらず日本語の学習機会が得られる環境を整備している。

浜松市多文化共生センターでは、多文化共生コーディネーターなどの専門スタッフを配置し、相談・支援業務や外国人市民のニーズに合った情報提供、自治会などを対象とした共生に関する支援などを行っている。また、災害発生時には、日本人への情報と同じ情報を同時に正確に発信できるよう、RPA(Robotic Process Automation)を活用した多言語による緊急情報提供システムの運用を開始するなどの取組を行っているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・支援を行うに当たり留意していることについて
- ・定住者に対する支援について
- ・多文化共生に係る浜松市の予算規模について など



調査事項を聴取



日本語教室を視察

2 埼玉県警察本部〔於：岩槻高齢者講習センター〕（埼玉県さいたま市）

【調査事項】

岩槻高齢者講習センターの開所による高齢者講習の受入体制の拡充について

【調査目的】

京都府における高齢運転者講習の参考とするため、岩槻高齢者講習センターの開所による高齢者講習の受入体制の拡充について調査する。

【説明】

埼玉県警察本部運転免許課

【調査内容】

埼玉県警では、高齢者人口、高齢免許保有者人口、県内免許保有者に占める高齢免許保有者の割合の全てが右肩上がりに増加し、高齢者講習の受講待ち日数が全国平均と比較して長期化していることが課題となっていた。その対策として、平成29年から岩槻高齢者講習センターの建設構想を策定するとともに、公安委員会による高齢者講習等の直接実施の開始・拡大、運転免許センターへ的高齢者講習棟の設置、電話相談体制の強化に取り組んできた。

岩槻高齢者講習センターは、運転免許課内のプロジェクトチームなどで検討・整備を進め、職員数約60名の運用体制を確保し、令和6年5月27日に開所した。特に、認知機能検査については、タブレット式認知機能検査システムを導入することで検査時間が約30分短縮され、より多くの受講者を受け入れることが可能となっている。また、知事部局と連携し交通安全啓発、福祉、医療及び介護等をテーマとした付帯機能を整備するなど、高齢者に対するサービス強化も図っている。

開所後しばらくの間は受講者の数を抑制しつつ、課題を整理しながら運用しており、自家用車ででの来所のほかにタクシーを利用して来所する利用者が多いことから、今後は、交通アクセス手段の拡大を図るとともに、高齢者講習や認知機能検査等の実施方法を随時見直すなど、総合的な運用の検討に取り組むとのことであった。

【主な質問事項】

- ・岩槻高齢者講習センターの開設に至った転換点等について
- ・高齢者の負担軽減について など



調査事項を聴取



安全運転相談室を視察

3 警視庁（東京都千代田区）

【調査事項】

メタバースを活用したサイバー防犯等について

【調査目的】

京都府におけるサイバー犯罪に対する取組の参考とするため、メタバースを活用したサイバー防犯等について調査する。

【説明】

警視庁サイバーセキュリティ対策本部

【調査内容】

警視庁は、令和5年9月、サイバーセキュリティの知識を見て、聞いて、学べる空間「警視庁サイバーセキュリティセンター」をバーチャル秋葉原内に開所した。同センターはバーチャル空間内で大きく3つのエリアに分けられ、1階の公開エリアでは、サイバーセキュリティに関する啓発動画をはじめ、特殊詐欺等の防犯動画や産学官連携協定で大学生が作成したSNSに関する啓発動画などが視聴できる。2階の公開エリアでは、サイバーセキュリティに関する動画が視聴でき、1階よりも高度な内容で利用者を飽きさせない工夫がされている。

2階の一般非公開エリアには、実践的なサイバーインシデント対応能力の向上を目的に、メタバースで訓練を行うことができる研修ルームが整備されており、警視庁職員と産学官連携団体のみ入室可能となっている。役職に応じた対応が求められることから、訓練では、役職により得られる情報が異なり、また、プレイヤー間での議論が重要となっている。そして、設問を解くと、その回答に対する評価とフィードバックが得られ、振り返り学習が可能となっている。

また、警視庁では、令和4年からサイバーセキュリティの知識・技能を持つ人材の育成、学生等に対するサイバーセキュリティの意識の醸成などを目的に、大学や企業と産学官連携協定を締結している。大学や企業の有識者が警視庁職員に対する講演を行うほか、大学生によるサイバーセキュリティワークショップの実施、メタバースインシデント対応訓練の合同演習などに取り組んでおり、今後も産学官連携を強め、職員をはじめとした人材育成に尽力するとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ 警視庁サイバーセキュリティセンター内のインシデント対応訓練の今後の展開について
- ・ 警視庁サイバーセキュリティセンターの維持管理について など



総務・警察常任委員会 管外調査日程

令和6年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
7月25日 (木)	京都駅2階新幹線中央口 9:50 集合、10:08 出発			
	京都駅	10:08	11:13	【ひかり502号】
	浜松駅	11:30		【ジャンボタクシー】 (静岡県浜松市内)
	(昼食)	(12:05~13:00)		【徒歩】
浜松市役所 〔於：浜松市外国人学習支援センター〕 (静岡県浜松市)	14:30	13:10	●浜松市における外国人支援の取組について ①概要説明 ②施設視察	
浜松駅	15:17	15:00	【ジャンボタクシー】	
品川駅	16:45	16:35	【ひかり510号】	
宿舎		18:00	【借上バス】 (埼玉県さいたま市内)	
7月26日 (金)	宿舎	8:40		【借上バス】
	埼玉県警察本部 〔於：岩槻高齢者講習センター〕 (埼玉県さいたま市)	10:50	9:20	●岩槻高齢者講習センターの開所による高齢者講習の受入体制の拡充について ①概要説明 ②施設視察
	(昼食)	(12:00~12:50)		(東京都千代田区内)
	警視庁 (東京都千代田区)	14:10	13:10	●メタバースを活用したサイバー防犯等について
	東京駅	14:48	14:25	【のぞみ75号】
京都駅		17:00	【解散】	

② 管外調査

(令和6年11月18日(月)～20日(水))

1 岐阜県警察本部〔於：こどもサポート総合センター〕(岐阜県岐阜市)

【調査事項】

警察と児童相談所が連携した児童虐待対策について

【調査目的】

京都府警における児童虐待対策の参考とするため、警察と児童相談所が連携した児童虐待対策について調査する。

【説明】

岐阜県警察本部生活安全部少年課
岐阜県中央子ども相談センター
岐阜市子ども・若者総合支援センター

【調査内容】

岐阜県では、令和4年4月、こどもサポート総合センターを設置し、県警、岐阜県、岐阜市、岐阜市教育委員会が同一施設内に拠点を置き、児童虐待事案等に対する業務を行っている。また、センター立ち上げ前から4者協定を締結している。情報共有は児童の安全確保を図るために必要な範囲とし、最善とされる方策等のために利用することとしている。

センター設置により組織的な連携ができたことで、相互の連絡がより容易になり、物理的距離の近接性と互いの強みや利点を生かし、各事案に対応している。児童虐待事案を認知した際に各機関での初動対応を決定する合同緊急受理会議や、過去に取り扱った案件について、その後の危険性の有無など経過を確認する合同アセスメント会議を行うことなどにより、適時に4者で情報共有を行い、即時に行動・連携できることが強みとなっている。

職員は、人事交流ではなく、各機関の指揮系統で配属されていることから、それぞれの立場で意見を出し合っただけで対応することができ、適切なリスク評価につながっている。加えて、4者で連携することにより、対応困難なケースにも多角的な視野から対応し、他機関の業務についても学べることから、職員のスキルアップにもつながっている。

一方で、判断が難しい事案についても、まずは合同緊急受理会議で対応を検討していることから、全体の対応件数自体が増加し、職員の負担も増加している面があるため、事務負担の軽減についても模索しているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ 児童保護施設の状況について
- ・ 4者連携の構築について など



調査事項を聴取

2 岐阜県議会（岐阜県岐阜市）

【調査事項】

岐阜県庁舎の再整備と活用について

【調査目的】

京都府における庁舎管理・活用の参考とするため、岐阜県庁舎の再整備と活用について調査する。

【説明】

岐阜県総務部管財課

【調査内容】

岐阜県では、県庁舎が築50年を経過し老朽化による耐震性の課題や、社会情勢の変化による行政事務の増大やニーズの多様化による業務や組織の拡大に伴い、県庁舎の狭隘化が進んでいた。そのため、平成26年3月から県有施設整備基金の積立てを始めるとともに、同年7月から県庁舎再整備研究会を設置し、県庁舎の再整備について検討を進め、令和5年1月4日に新庁舎を開庁した。

再整備に当たっては、県庁内での検討組織の設置や各界の代表者、学識経験者などへの意見聴取、平成27年5月には県議会で特別委員会を設置するなど、様々な面で議論を重ねた。また、県政モニターへのアンケート調査やパブリックコメント、各地域で説明会を行うなど、県民からも広く意見を聴取した。

新庁舎は、改めて「行政サービスを着実に担う県政の拠点」となるよう、また、「清流の国ぎふ」の象徴としての「豊かな自然と伝統文化に彩られた県の魅力発信」をコンセプトに整備された。県民の暮らしを守るため、通常建築物の1.5倍の耐震性を確保するとともに、主要設備を2階以上に配置するなど、災害時に庁舎機能を維持できるようになっている。また、地域の魅力を発信するため、ヒノキやタイル、和紙などの県産材・県産品をふんだんに活用するとともに、20階に展望ロビー、1階には地域資源を紹介するギャラリーを設置している。加えて、断熱・遮蔽性能の高い窓ガラスの設置や屋内外の温度差を利用した室内換気の採用、再生可能エネルギーの活用などにより、ライフサイクルコストにも配慮しているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ 県庁舎整備予算と庁舎機能のバランスについて
- ・ 県政モニターやパブリックコメントの実施状況について
- ・ 基金の積立状況について
- ・ コロナ禍や物価高騰などの情勢に対する配慮について など



調査事項を聴取



施設視察

3 豊田市役所、公益財団法人豊田市国際交流協会、特定非営利活動法人トルシーダ 〔於：豊田産業文化センター〕（愛知県豊田市）

【調査事項】

豊田市の多文化共生施策について

【調査目的】

京都府における多文化共生施策の参考とするため、豊田市の多文化共生の取組について調査する。

【説明】

豊田市役所国際まちづくり推進課
公益財団法人豊田市国際交流協会
特定非営利活動法人トルシーダ

【調査内容】

豊田市の外国人人口は、令和5年から毎月過去最多を更新しており、令和6年11月1日現在、21,795人と総人口の約5.25%を占め、長期滞在や定住が可能な在留資格を持つ方が全体の約61%を占めている。国籍としてはブラジルが多い中、ベトナムやフィリピンなども増加しており、多国籍化が進んでいる。

豊田市では、大人を対象に地域生活に必要な日本語の学習機会を保障し、日本語学習や日本語教室の運営をトータルでサポートする「とよた日本語学習支援システム」や、キャリアアップや日本語力を生かした就職を目指す外国人を対象とした、「はたらくた

めの日本語教室」など、様々な日本語の学習機会を提供している。また、多言語環境で育つ子どもが増加し、幼児期から日本語教育を含めた言葉の力を育む支援が求められている。そこで、乳幼児期からのライフサイクルに応じた継続的かつ個別性に配慮した支援と将来の自己実現に向けたキャリア形成のための支援として、多文化子育てサロンや幼児向け日本語教育などの事業を行っている。

公益財団法人豊田市国際交流協会では、①国際交流、②国際理解、③多文化共生と、それらを支える④人材育成の取組を柱に、多文化共生のまちづくりを推進している。若者の国際フォーラムやキッズフェスティバルを開催するほか、国際化を担う市民の育成に向けて、諸外国の文化や慣習を学び、国際的な課題について考える活動などを行っている。また、豊田市から委託を受け、「とよた日本語学習支援システム」に基づく日本語教室の運営を行うだけでなく、それらの企画・運営を行う人材育成などにも取り組んでいる。

特定非営利活動法人トルシーダでは、外国につながる子ども・若者が当たり前で学び、活躍できる社会を実現するため、居場所としての日本語教室や進路支援等に取り組んでいる。特に、子どもの生活が安定するためには保護者の働く環境の安定が必要であることから、働くための日本語教室や、15歳を超えて来日し中学校に入学できない学齢超過の子どもの高校進学を支援する教室などを開設しているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ 支援員の育成、モチベーションの維持について
- ・ 外国につながるのある支援者について など



調査事項を聴取



とよたグローバルスクエアを視察（豊田産業文化センター内）

4 富山県議会（富山県富山市）

【調査事項】

富山県庁オープン化戦略の推進について

【調査目的】

京都府における職員の人材育成・確保等の参考とするため、富山県庁オープン化戦略の推進について調査する。

【説明】

富山県人事課

富山県行政運営課

【調査内容】

富山県では、県のさらなる発展に向け、富山県成長戦略を策定しており、その柱の一つである「県庁オープン化戦略」として、チャレンジする人材の育成や職員の意識改革など、県庁組織の活性化を進めている。

社会情勢の変化に対応し、持続可能な行政サービス体制を構築するため、令和6年2月に「富山県職員人材育成・確保基本方針」を策定した。職員キャリア開発支援センターを新たに設置し、体系化されたキャリア開発研修やキャリアコンサルタントなどによるキャリア相談を実施している。

併せて、社会情勢の変化や働き手の意識変化などに対応するため、職員のあるべき行動や考え方の指針となる「職員行動指針」を策定した。策定した指針を多くの職員が受け入れ、実践していくことが重要であることから、指針の策定に当たっては、庁内公募で集まった多様な年齢・職種の職員で議論を深めるとともに、議論の過程を共有し、ワークショップ参加職員以外の意見も取り入れるため、職員アンケートを実施した。

また、県庁におけるウェルビーイング経営の推進として、職員へのエンゲージメント調査を実施し、施策の実施効果や課題抽出に活用するなど、職員が働きがいをもって業務ができる環境の実現に向けた取組も進めている。

今後は、職員の意識改革をさらに進め、人材育成や組織力の向上に向けた取組を推進し、職員一人一人が自ら考えて始動する富山県の実現を目指したいとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ 女性幹部の登用及び育成について
- ・ 行動指針の日常業務への反映について
- ・ 県内保育所の利用率について
- ・ 外部副業人材の活用について など



調査事項を聴取

5 富山県警察本部〔於：富山県警察機動センター〕（富山県富山市）

【調査事項】

富山県警察機動センターの整備とドローンパトロール隊の活動について

【調査目的】

京都府警におけるドローンの活用等の参考とするため、富山県警察機動センターの整備とドローンパトロール隊の活動について調査する。

【説明】

富山県警察本部交通部交通機動隊
富山県警察本部地域部地域企画課

【調査内容】

富山県警は、令和5年7月8日、別々の建物で活動していた交通機動隊と機動警ら隊の活動拠点となる富山県警察機動センターを整備し、本部執行隊を集約化することで、初動対応力・機動力を強化した。治安・災害拠点として警察活動を維持するため、非常用発電機や断水時の井戸水への切替えなどの設備を整備したほか、武道場はサテライトオフィスとしても使用可能となっている。また、センターは維持管理が行いやすいシンプルな形状に、さらにバルコニーがひさしの役割を果たすことで夏場は直射日光が当たりにくい設計になっているなど、環境に優しい建物となっている。

令和6年4月1日には、初動対応のさらなる強化と警察官の安全を確保するため、初動警察活動用としては全国初の取組として機動警ら隊にドローンを配備し、ドローンパトロール隊の運用を始めた。操縦士9名全員が国土交通省の二等無人航空機操縦士の資格を取得している。導入したドローン3機は、パトカーに積載してパトロール活動を行っており、行方不明者の捜索や水難、熊出没への対応、犯罪捜査などに活用している。着実に飛行実績を積み重ねており、今後も積極的な活動を推進し隊員の操縦技術の向上を図るとともに、多角的な活用により、県民の安全・安心につながる効果的な運用を図っていきたいとのことであった。

【主な質問事項】

- ・センター整備による具体的な効果について
- ・ドローンを活用した初動対応後の活動や連携について
- ・センター整備時の立地の検討について

など



調査事項を聴取



施設視察

総務・警察常任委員会 管外調査日程

令和6年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
11月18日(月)	京都駅2階新幹線中央口 8:55 集合、9:10 出発			
	京都駅	9:10		【こだま712号】
	岐阜羽島駅	9:55	9:46	【借上バス】
	岐阜県警察本部 〔於：こどもサポート総合センター〕 (岐阜県岐阜市)	12:00	10:30	●警察と児童相談所が連携した児童虐待対策について ①概要説明 ②施設視察
	(昼 食)	(12:10~13:10)		(岐阜県岐阜市内)
11月19日(火)	岐阜県議会 (岐阜県岐阜市)	15:00	13:30	●岐阜県庁舎の再整備と活用について ①概要説明 ②施設視察
	宿 舎		16:30	(愛知県豊田市内)
	宿 舎	9:30		【タクシー】
	豊田市役所、 公益財団法人豊田市国際交流協会、 特定非営利活動法人トルシーダ 〔於：豊田産業文化センター〕 (愛知県豊田市)	11:20	9:40	●豊田市の多文化共生施策について ①概要説明 ②施設視察
	名古屋駅		12:15	【ジャンボタクシー】
11月20日(水)	(昼 食)	(12:20~13:20)		(名古屋駅構内 自由昼食)
	敦賀駅	15:41	15:26	【しらすぎ9号】
	富山駅	17:15	17:03	【つるぎ28号】
	宿 舎		17:30	【タクシー】 (富山県富山市内)
	宿 舎	8:50		【借上バス】
11月20日(水)	富山県議会 (富山県富山市)	10:00	9:00	●富山県庁オープン化戦略の推進について
	富山県警察本部 〔於：富山県警察機動センター〕 (富山県富山市)	12:00	10:30	●富山県警察機動センターの整備とドローンパトロール隊の活動について ①概要説明 ②施設視察
	(昼 食)	(12:20~13:10)		(富山県富山市内)
	富山駅	13:40	13:15	【つるぎ25号】
	敦賀駅	15:14	15:02	【サンダーバード26号】
京都駅		16:09	【解 散】	

③ 管内調査

(令和7年1月15日(水))

1 舞鶴警察署〔現地視察：警察用船舶ゆら〕(舞鶴市)

【調査事項】

水上警察の活動について

【調査目的】

警察用船舶による不審船等に対する警戒や水上レジャーの安全指導、水難救助、拳銃・覚醒剤などの密輸事犯の取締り等、水上警察の活動について調査する。

【説明者】

舞鶴警察署

【調査内容】

京都府警察では、警察用船舶2隻を配備し、水上交通の要となる舞鶴港及び宮津港を中心に、京都府内の沿岸水域において、船舶警らや訪船連絡などの活動を行っている。また、海における事故防止等のため、条例に基づく危険・迷惑な操縦を行う船舶等の指導・警告及び遊泳者等に危険を及ぼす船舶等の取締りにより、遊泳者等の安全と快適な海の環境確保に努めている。

舞鶴警察署には平成26年に新造された警察用船舶「ゆら」が配備され、操舵室には、GPSやレーダー、警察用無線、海上無線などが整備されている。また、「ゆら」には、水上オートバイ「おおうら」が積載されており、状況に応じて水上オートバイによる活動も行っている。

船舶勤務員として、現在は船長及び機関長は一般職員が、甲板員は警察業務執行のため警察官がそれぞれ1名配置されており、3名以上の体制で日々のパトロールや訓練を行っている。

昨年7月には、炎上中の遊漁船から乗員・乗客5名を救助する事例もあり、水上レジャーの安全指導や水難救助、不審船等に対する警戒、密輸事犯の取締り等の活動をより一層推進するとともに、乗組員の後進育成を進めたいとのことであった。

【主な質問事項】

- ・警察用船舶の維持管理について
- ・海上保安庁との連携について
- ・警察用船舶による警らについて
- ・船舶勤務員の訓練や後進育成について など



調査事項を聴取



警察用船舶「ゆら」を視察

2 福知山市役所〔於：S-LAB〕（福知山市）

【調査事項】

廃校 Re 活用プロジェクトの推進について

【調査目的】

公有財産の活用の参考とするため、福知山市の廃校Re活用プロジェクトについて調査する。

【説明者】

福知山市役所財務部資産活用課

【調査内容】

福知山市では、平成24年度に27校あった小学校のうち、令和2年までの9年間で16校が廃校になったことから、持続可能で発展性のある廃校活用を進めており、現在は行政利用2校と民間利用8校の合計10校の活用を実現している。これにより、約1億5千万円の歳入増と年間約1千万円の維持管理費等の歳出減に加え、新たな雇用や売却による固定資産税収入増につながっている。

廃校活用に当たっては、公募要領に地域住民の意向を反映させるほか、プロポーザルの外部有識者に地域の代表として区長や自治会長にお願いするなど、地域の同意とその意見を十分反映した上で活用事業の実現を進めている。また、金融機関と「公民連携促進に関する連携協定」を締結しており、多くの廃校活用が進められるよう、活用を検討する企業と市のマッチングを図るため、実際に民間活用が行われている廃校や活用の受入可能な施設を見学するツアーを実施するなど、戦略的な取組を推進している。

全国的にも大きな課題となっている廃校活用に取り組むことで、関西圏を中心とした多くのマスメディアが注目し、廃校を切り口とした市のプロモーションにもつながっているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ 民間事業者の廃校活用に対するモチベーションについて
 - ・ 活用が決まっていない廃校の今後について
 - ・ 地域住民の意向の反映について
 - ・ 賃料収入の活用について
 - ・ プロジェクトを進める上での課題等について
- など



調査事項を聴取



施設視察

総務・警察常任委員会 管内調査日程

令和7年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
1 月 15 日 (水)	議会棟 8:35 集合、8:40 出発			
	議会棟	8:40		【借上バス】
	舞鶴警察署 (舞鶴市)	12:00	10:30	<ul style="list-style-type: none"> ●水上警察の活動について ①概要説明 ②バス移動 (10分) ③現地視察 (警察用船舶ゆら)
	(昼食)	(12:10~13:00)		(舞鶴市内)
	福知山市役所 〔於：S-LAB〕 (福知山市)	15:10	13:40	<ul style="list-style-type: none"> ●廃校Re活用プロジェクトの推進について ①概要説明 ②施設視察
	議会棟		17:15	【解散】

テレビ取材

7 委員会活動のまとめ

5月臨時会の委員会（令和7年5月21日開催）において、各委員から、1年間の「委員会活動のまとめ」として、本委員会の所管事項に関する総括的な所感や、意見・要望等の発言があった。

以下、その内容を発言順に記載した。

○楠岡誠広委員

まずは、本委員会運営を様々に御尽力いただきました田島委員長、中村副委員長、近藤副委員長をはじめ、一緒に活発な議論をさせていただきました委員の先生方、理事者の皆様、そして御協力をいただいた全ての方々に大変お世話になりました。初めてこの総務・警察常任委員会に所属をいたしまして大変緊張のさなかであったこの1年間、様々な場面において温かく接していただきましたこと感謝申し上げます。



振り返りますと、最初の6月定例会に総務分野の所管事項におきまして本府職員の人材確保、特に技術職の方の人材確保について新卒、また中途採用、離職防止、そして会計年度任用職員の兼職の可能性などを質問させていただき、現場の担い手不足が厳しくなる昨今、この現状の中、本府における働きやすい職場環境に関して議論をさせていただきました。

7月閉会中常任におきましては、京都府国際センターからの御説明にて京都府内の国際化の現状や多文化共生について学び、受け入れる側の日本語学習の充実など様々な議論をいたしました。

その後の11月の管外調査におきましては、豊田市の多文化共生施策を視察し、NPO法人トルシーダ様の現場での取組と、また、その苦勞をお聞きいたしました。外国につながる子ども・若者の教育につきまして、また彼らにとって必ずしも義務ではない日本の義務教育への関わり方も含め、日本で働くことだけでなく、同じ日本で生活を共にする日本社会、地域社会の一員として共生していくために様々な課題が山積している現状を肌で強く感じました。

警察分野におきましても、この多文化共生が進む社会におきまして、どのように取り組まれているか、12月定例会におきましては職務質問の際の多言語対応などに関して質問させていただきました。地域警察官の装備の中にポリストリプルアイと呼ばれるスマートフォン型の情報端末で高度警察情報通信基盤システムの翻訳機能を活用していると、その辺

の議論も一緒にさせていただき、急速に進む多国籍化に対応するために人材育成はもちろんのことですが、こういったDXや最新技術の活用なども積極的に取り入れていくことの大切さを再認識いたしました。

また、同じく最新技術の活用という視点では、富山県警察本部での管外調査においてドローンパトロール隊の活動について視察し、上空より現場の様子を把握することで危険を回避しながら事件現場の容疑者追跡に当たる取組のデモンストレーションも拝見させていただきまして、災害時の行方不明者の捜索なども含めた多面的な活用を学びました。

そのほかにも、サイバー対策本部における体制やIT人材の育成、民間専門人材の任期付採用、そして経済安全保障に関わる取組なども議論させていただきました。

私自身、議員となる前から、もちろん当然ですが個人として一府民、生活者として所得税、府民税、その他固定資産税、納税者として税を身近に接してまいりまして、また事業者としても法人税や事業税、また従業員の住民税を特別徴収して納めるという立場も経験しながら生きてまいりました。本委員会におきまして改めてこの税を所管する総務分野、例えばキャッシュレス納税や徴収率などを含め様々議論できたことは非常に貴重な経験となりました。また、補助金施策に加えた減免施策、その両面に関して議論もさせていただきまして、現状や可能性など今後も積極的に学びを進めてまいりたいと思っております。

この1年間の総務・警察常任委員会での議論、経験を通じた知見を基に、特にこの税、職場づくり、多言語化、DXに関して今後の代表質問や一般質問も含めて様々日々の活動に生かしてまいりたいと思います。

最後に、改めて本委員会委員の皆様、並びに理事者の皆様の御活躍、そして本府のますますの発展を祈念申し上げて、私の1年間のまとめとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○池田輝彦委員

この1年間、田島委員長、中村、近藤両副委員長をはじめ委員の皆様、理事者並びに事務局の皆様、大変お世話になりありがとうございました。

本委員会に所属していたこの1年では、多くの課題について様々な視点からの議論をすることができ、大変多くのことを学ばせていただきました、感謝を申し上げます。

本委員会では、外国人の日本語教育についての議論もありました。少子高齢化が進む日本において労働力の不足は深刻であります。そのため京都府においても多くの外国人労働者が働いております。府内産業を支える力となっており、今後さらに増えていくことが予想されます。本人も、またその家族も職場や生活する地域で日本の習慣やルールを学び、地域住民と良きコミュニケーションを取っていくことは、受け入れる住民等との無理解の摩擦をなくすためにも重要



です。そのためには日本語の習得が必要で、そのための支援が必要であります。日本語教室への支援やオンラインでの講習のための支援など、今後さらに充実されることを要望いたします。

また、特殊詐欺についての議論もございました。近年は犯罪の形が大きく変わっていることを感じております。これまでの現金を奪うような犯罪から、振り込め詐欺やSNS型投資詐欺、ロマンス詐欺など犯罪者の姿が見えない犯罪が増えております。以前は自宅にしっかりと鍵をかけることを心がけていたように、私たちの心の隙間に油断が入らないよう予備知識と防犯の呼びかけが大いに必要です。高齢者の大切な老後の資金など、府民の財産を守るためにも、特殊詐欺被害を防止する取組の強化をお願いいたします。

本委員会の管外調査では、多くの先進事例を学ぶことができました。岐阜県では、こどもサポート総合センターを視察させていただきました。岐阜県警と岐阜県、岐阜市、岐阜市教育委員会が同一施設内に拠点を置いて児童虐待事案について協議し、連携不足を解消して迅速な対応が取れる体制を取っていました。児童虐待については、不幸な事件も起きております。京都府におきましても、関係機関がさらに連携を密にし、困難な事案に対しても確実な対応ができるよう努めていただきたいと思います。

富山県では、チャレンジする人材の育成や職員の意識改革など、県庁組織の活性化についての取組を聴取させていただきました。各職員が前向きに職場の改革に取り組んでいる様子が印象深く残っております。

京都府におきましても、様々な職場環境の改善の取組が進められております。京都府庁が学生から選ばれる職場となり、全ての職員が生き生きと働くことができる府庁となるよう、さらなる取組を進めていただきたく要望いたしまして、委員会活動のまとめとさせていただきます。

最後に、日夜、京都府民の皆様のために奮闘していただいている職員の皆様に敬意を表しますとともに心から感謝を申し上げます。

1年間大変お世話になり、ありがとうございました。

○古林良崇委員

この1年間、田島委員長、中村副委員長、近藤副委員長をはじめ委員の皆様方には1年間大変お世話になりました。誠にありがとうございました。また、理事者の皆様方におかれましても、真摯に職務に当たっていただきまして、この委員会におきましても丁寧に的確に御答弁をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。そして、事務局の皆様方におかれましても、私たちの委員会活動をお支えいただきまして心より感謝申し上げます。



この1年間、総務・警察常任委員会では様々な観点から府民の安心・安全、そして地域

社会の持続可能性に深く関わる課題に真摯に向き合っていました。

中でも、まず日本語教育の推進についてであります。外国人住民の増加によりまして、地域の中で文化や言語の違いがより身近なものになりつつあります。言葉の壁を放置すれば、意思疎通のそごや地域とのあつれきが生じ、やがては偏見や差別、ひいては社会的孤立や治安の問題にまで発展しかねません。

私は、日本語教育とは単なる語学支援ではなくて、地域の安全保障に関わる地域社会の土台であると認識しております。そうした認識の下で日本語教師等の担い手不足、処遇の課題などの解決に向けて、現場のお声を丁寧にお聞きしながら持続可能な仕組みの構築に引き続き取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、市町村との関係について申し上げます。近年、自治体の役割は、制度を作ることにとどまらず、いかに制度を実際に生かすかという視点がますます重要になっております。つまり、制度や予算を用意することが目的なのではなく、それを現場が本当に使いこなせるように情報を丁寧に届けることや、申請のハードルを下げる、地域の事情に即した制度の選択肢を提示するといったきめ細やかな行政の実行支援が、これまで以上に求められております。例えば、補助金制度一つ取っても、税金を使う以上、審査や事業後の検証や報告が必要なのは当然でありますけれども、業務の多様化や人手不足が深刻化する中で補助金等の支援制度があることは本当にありがたいのですが、現場の負担を軽減する、使いやすい制度づくりへの創意工夫も引き続きお願いいたします。

また、近年は「連携」や「寄り添う支援」という言葉が多く使われるようになっております。私はこうした言葉を抽象的に使うだけではなくて、現実を前に進めるために具体化することが必要だと考えます。実際に自治体間の格差や行政能力のばらつきも存在していますし、予算や人員に限られる中で連携するには行政同士、あるいは行政と民間の間で役割分担を明確にするなど、事業推進のための交通整理が重要だと強く感じております。ぜひ、連携するとは一体どうすることなのか、数多くあるそれぞれの事業ごとに具体的に話を詰めて、交通整理を徹底していただくことをお願いいたします。その積み重ねこそが、京都府全体の底上げにつながると思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、警察本部への要望でございます。

今、申し上げました「連携」というキーワードに関連いたしまして、警察本部におかれましても、他の行政機関や民間事業者、民間団体、地域住民等との具体的な連携をより一層進めていただきたく存じます。

例えば、昨年11月の管外調査で岐阜県警察本部と児童相談所が連携した児童虐待対策について学びました。そこでは、警察、県、岐阜市、市教育委員会が同じ建物で密接に連携をして、全国的にも先進的な児童虐待対策の取組が行われていました。特に印象的だったのは、そのような体制が整った背景には、岐阜県警察本部が主導的な役割を果たしていたという点でした。

また、この常任委員会の所管外ではありますけれども、バス等の自動運転の普及につき

ましても、交通安全を所管する警察本部と市町村や交通会社、住民等との連携が欠かせません。デジタル化が進む中でも、地域の公共交通の充実をなくして健全で均衡あるまちづくり、住み続けられる地域づくりは実現しません。運転士不足が深刻化する中で自動運転技術の普及は待ったなしの状況です。

京都府の均衡ある発展、府民福祉向上のためには、交通安全の確保と新技術の実装という2つの課題を同時に乗り越える必要があります。この挑戦は、警察本部のお力なしには決して成し得ません。どうか、京都府警察本部におかれましては、これまで以上に多様な主体との具体的な連携を、より一層推進していただきますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私の1年間のまとめ発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○成宮真理子委員

田島委員長、中村副委員長、近藤副委員長、そして委員の皆さん、さらに理事者と事務局の皆さん、1年間大変お世話になりました。こちらがいろいろ至らない面があって一から教えていただいたり、的外れな質問をしたりする場合も本当に丁寧に真摯に対応いただき、教えていただき、本当に勉強になりました。ありがとうございました。



そして、この1年間はコロナ禍に続く物価高騰など、暮らしやなりわいの深刻さが増す中、府民を支える公、府の役割発揮をと繰り返し求めてまいりました。4点発言させていただきます。

1つ目に、府有施設、公共施設の在り方についてです。

城南・中丹・丹後の3勤労者福祉会館の廃止をめぐることは、職業訓練や文化活動などの場がなくなって困ると、様々な個人・団体から府議会に請願が寄せられました。府民の活動を支えるために施設を維持・存続させるのが府の本来の役割であり、この役割放棄は問題だと考えます。府民の声に耳を傾けるべきです。

府の施設の在り方について、府有財産、不動産の有効活用、官民連携などの名の下に公共の役割を歪め、民間売却を進めるなどの方向は問題があると考えます。京都アリーナ（仮称）の問題では、国のスタジアム・アリーナ構想の下で官民連携DBFOという新方式が取られています。民間事業者が施設の企画、設計、建設から維持管理、運営資金調達までを担う方式ということですが、この新方式を口実にして昨年の住民説明会では、詳しい説明は何もなく民間事業者の提案に委ねるとか、府の公共事業事前評価もしないとか、住民の一番の不安がある交通道路問題でも、さきの説明会でも交通誘導など事業者任せの姿勢が明らかになっています。高額な契約の上、今後の府民負担が膨張する可能性もはらんでいます。府として府民の願いに沿った、身の丈に合ったスポーツ施設をつくるのが本来の仕事だし、交通まちづくり計画など住民説明と合意こそ出発点のはずなのに、その

役割からかけ離れているということを指摘しなければならないと考えます。

2つ目に、府職員の働き方、会計年度任用職員、ジェンダー平等についてです。

府民を支える府職員の皆さんの日々の奮闘に、この場をお借りして改めて心から感謝を申し上げたいというふうに思います。職員の処遇改善、賃上げや体制強化などを求めてきましたし、今日も含めて他会派からも専門職、技術職をはじめとして必要な人材確保などの発言もあったところです。若手からベテラン職員までの賃上げ、超勤をなくす、そのための抜本的な職員定数増こそ必要であります。

非正規の会計年度任用職員の処遇改善と、特に雇用の継続、正規職員への登用を繰り返して求めてきました。この間、国が任用期限の撤廃を通知するなど、何より職員団体や当事者の皆さんが声を上げ続けてきたことが運動というのを広げ、政府も動かしています。府として、この流れに遅れてはいけないと考えます。会計年度任用職員の6割以上が女性であり、正職員との給与格差が大きい問題についても、国連女性差別撤廃委員会からも日本のジェンダーギャップとして厳しく指摘されてきた課題です。府としてきちんと受け止め、是正を図る先頭に立つべきと考えます。

3つ目に、安保3文書により府域で進む大軍拡、敵基地攻撃能力保有などの軍事拠点化についてです。

今年度の防衛予算では、イージスシステム搭載艦の舞鶴入港を可能とする港湾しゅんせつや、祝園の分屯地では火薬庫14トンもの増設計画などが盛り込まれ、全国と比べても京都府を軍事拠点化する動きが突出しています。祝園でも舞鶴市でも、そして私の地元西京区には自衛隊桂駐屯地がありますけれども、敵基地攻撃能力の拠点化をやめようと住民の世論と運動が広がっています。

今、アメリカのトランプ政権は関税問題と国際社会から孤立化し、日本に軍拡や思いやり予算の増額などを押しつける姿勢ですけれども、国民の世論調査では「日本外交はなるべく自立したほうが良い」が今や7割になっています。京都府には京丹後市に米軍のレーダー基地が置かれていますけれども、米国と一体になって中国と事を構えるというのではなくて、憲法9条を生かした外交と対話こそアジアとの共存共栄の道です。中国などとの経済的な密接な関係を持つ京都府こそ、軍事強化ではなく対話と外交の立場に立つべきと考えます。

最後に、警察本部に関わり今後とも交通安全対策予算の十分な確保をお願いしたいと考えております。

地元洛西ニュータウンの境谷大橋東詰交差点へ地元から歩車分離信号を要望してありましたところ、設置するとの回答を先日いただきました。近くに視覚障害者施設洛西寮がありまして、数十人の入所者がおられて、通所の方もたくさん利用されている交差点で、この実情も伝えてお願いしていたところ、京都市内北区のライトハウスの近隣に続いて、この歩車分離信号を設置するという判断ということで、感謝と喜びの声が寄せられているところです。

今、交通安全をめぐってはいろいろな事故も起こっている中で、引き続き障害者、子どもたちや高齢者などの交通安全対策で府民要望がたくさん寄せられているところですから、信号設置などを含めて、これに応えられるようにしっかり予算を確保いただけますように、改めて求めさせていただきたいと思います。

1年間どうもありがとうございました。

○田中美貴子委員

田島委員長、中村副委員長、近藤副委員長におかれましては、委員会運営に関しまして様々に御準備いただき大変お世話になりました。委員の皆様にも御一緒させていただきまして多くを学ばせていただきましたし、理事者の皆様、議会事務局の担当の方にも大変お世話になりました。感謝を申し上げますとともに、ありがとうございます。



総務・警察常任委員会に久しぶりに入らせていただきまして、時流の中での大きな課題に向き合うことになった1年だと思っております。この1年の取組を私なりに振り返らせていただきますと、特に感じさせていただいたことは、外国人労働者並びに定住・移住をされている方々に対する支援の在り方や、特殊詐欺やトクリュウ犯罪に関する課題であります。

まず、共生社会の実現に向けて外国人の方への支援では、管外視察で浜松市に行かせていただき、外国人支援の取組が地域特性とはいえ先進的にお取組いただいていることをつぶさに視察できましたことは大変良い学びとなりましたし、本府においても取り入れるべき施策もあるのではないかと考えております。この課題に関しましては、国のほうでいろいろと進めていただかなければならないことだと思っておりますけれども、京都府におきましてもいろんな意味で過渡期にあるのではないかと考えておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思っております。

一方で、警察本部に関することにつきましては、詐欺やSNSを使った犯罪が急増しており、高齢者のみならず若い世代の人が犯罪の意識なく巻き込まれることも大変大きな課題だと思っております。ギャンブル依存症の方や家族の方のお話を伺う機会があったのですが、そもそも依存症の問題のみならず、それが犯罪に結びついてしまうことが何より課題と強く感じたところです。例えば、オンラインカジノが不法だとは知らずに課金がスマホで簡単にできることから借金が膨らみ闇バイトに手を染めてしまったり、知らず知らずのうちに犯罪に加担するようなこともある。本当に闇が深い犯罪が身近に起こっていることに危機感を感じております。なかなか取締りが難しいことも承知をいたしておりますけれども、こういったことも国と府、警察の方々としっかり連携する中で進めていかねばならないことではないかと考えております。

いずれにしましても、時宜に合った参考人の方の招致であったり、管内外調査であった

り、委員長、副委員長におかれましては、私たちの意見を十分に踏まえた運営をしていただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

また、理事者の皆様におかれましても、これからも府民の皆様の安心・安全のために御尽力いただきますことをお願いいたしまして、私のまとめとさせていただきます。

ありがとうございました。

○馬場紘平委員

正副委員長、委員の皆さん、お世話になりました。また、理事者の皆さんには、やりとりの中では不勉強なところもあったかなというふうに思いますが、真摯に御対応いただきましてありがとうございました。併せて、担当の議会事務局の皆さんにも、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います、ありがとうございます。



さて、1年を振り返って幾つかの点についてお話しさせていただきますと思います。

まずは、現在、コロナ禍に続いて異常な物価高騰が府民生活や地域経済を直撃しています。ぜいたくではなくて普通の生活ができないといった声や、人手不足や原材料の高騰、さらには賃上げなど、本当に事業継続が見通せないといった話はたくさんところで聞かれるような状況になっています。まさに目の前で府民生活や地域経済が壊れていく、こういった深刻な事態だと認識をします。

そんな中で公の役割は、これまで以上に鋭く問われています。そうした思いの中で各議会の中では、予算についてもやりとりをさせていただいてきました。特に、国の対策が大きく遅れておりまして、府民の命や暮らしを守り、地域経済を支えるための役割が本府には問われています。必要な対策を府としても実態をよくつかんでいただいて予算化を急いで進めていただくと、まず最初に、この点をお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、委員会でもやりとりをさせていただきました行財政運営方針についても触れておきたいと思います。

今年度予算では、水道事業会計からの20億円の借入れが予定をされていますが、その背景には、府債の発行にも相当慎重さが求められる状況があるということをお聞きしました。運営方針では、適切な府債管理や財源確保などについても触れられておりますが、京都アリーナ(仮称)の建設に348億円など大型の開発の計画もあり、現状でも予算審議の中では、府立両大学学長からは必要な整備が大きく遅れているという発言がありました。本来、必要なことができなくなる危険性を大きくはらんでいるということ、財政部局としてもしっかりと見ていただいて、対応を求めておきたいというふうに思います。

また、財源確保として方針にも明記されておりました手数料、使用料の一斉値上げが昨年行われまして、値上げ部分について知事からは、施設の維持管理に回っているというよ

うな発言もありました。受益者負担を持ち込むものです。

さらに、運営方針には民間資金の活用なども書かれておりますが、こういった受益者負担であったり民間頼みというやり方は、本来府がやらなければいけない、必要な人に必要な行政サービスを届けると、こういったものとはかけ離れたものだというふうに私は考えておりました、この場を借りて改めて到底認められないということは申し上げておきたいというふうに思います。

また、技術者の退職が90名を超え、メンタルヘルスなどによる長期休職者も100名を超えるというような事態が常態化してしまっていて、職員体制の確保や処遇、働き方の改革が急務になっています。その点では、運営方針では、現場任せになっているのではないかなという印象を私は感じています。

対策の柱は、やっぱり職員定数の引上げや技術職員の能力を生かした仕事の在り方、こういったものがあるべきで、府としても、その点での責任をしっかりと果たして取り組んでいただきたいというふうにご願いをしておきたいと思っております。

冒頭にも申し上げましたが、物価高騰の影響が深刻になっています。府民の中でも、消費税の緊急減税とインボイスの廃止を求める声がこれまで以上に大きく広がっています。知事は、全世代型社会保障の重要な財源と消費税を位置づけておられますが、こういった深刻な状況の中で、国の対策が大きく遅れていると、こういった中ですので、ぜひとも国に対してもしっかりとこの府民の声を上げていただきたい、この点は要望しておきます。

最後に、警察本部についてですが、本当に犯罪が多様化をし、複雑化をしている。さらには災害の対応など、これまで以上に府警本部に課せられている役割は大きくなっているなというふうに思っています。同時に、そういった中で奮闘いただいているということに改めて敬意を表したいと思っております。

ただ、その役割が大きくなっているということに応じた体制の確保については、この点は国によるところが大きいですけれども、国にもしっかりとまとめていただきながら取り組んでいただきたいというふうに思っています。

これに関わって、交番・駐在所等の機能充実強化プランが新しくなりました。交番・駐在所についてブロック運用や日勤化などを行いながら体制を必要なところに周知をしていくということも含まれております。

ただ、こうした運用は特に中山間地域では、集落にとって大切な人がいなくなっていくということにも直結する、重要な影響があるものだというふうに考えなければいけないというふうに思っています、その点では地域住民の合意を大前提としていただいて、決して強行することがない、この点は、強く求めておきたいというふうに思っています。

改めて1年間本当にありがとうございました。

○酒井常雄委員

委員長、副委員長をはじめ、委員の皆様、そして理事者の皆様、大変学ばせていただきました1年ありがとうございました。ありがとうございました。

私からは、まとめとして数点要望させていただきたいと思います。

まず、改定された交番・駐在所の機能充実強化プランについてです。



京都府警は今週この改定をされて、19年ぶりの改定だというふうに伺っております。これまでの方針を見直すのは、その必要性があったり社会的要請があったりして、とはいえもう大変な御努力があったかなというふうに推察いたしております。御苦労さまでございました。確実な効果が上がるように期待しているところでございます。

その中身についてですが、2024年の刑法犯認知件数が2002年に比べて2割弱まで減ってきていると。人口減と社会情勢の変化を踏まえて、交番・駐在所をどう整備するのかについて、旧プランにあった個別の新設・統合案を見直したもので、府内の刑法犯認知件数がピークだった頃から比べて犯罪情勢が変わってきたと、それを受けた策定であるかなというふうに思っております。

その後、事件発生が減少傾向にある中で、新たな手口の犯罪に対応するため組織を柔軟に運用する方針としたと御説明をいただいたかと記憶しております。新プランについては、交流サイト、SNSを使った犯行、トクリュウと言われる犯罪組織の変化にも対応することを目的にしたもので見直されているかと思えます。旧プランに盛り込んでいた章ごとの具体的な交番や駐在所の新設・統合案を削除して、総数を維持するとの方針へ見直したということで理解をしております。新プランでは、様々な情勢の変化から地域に応じた、事件事故の増加に応じた新設ということになっておりますが、現段階ではまだ具体案が示されていないのではないかと感じておまして、できるだけ早く具体案を示して府民理解を進めていただくことをお願いします。

また、この間、新設や統廃合は情勢の変化に応じて個別に検討していくとされていますが、その情勢の変化については、今朝もニュースになっていましたけれども外免切替えの問題であるとかトクリュウ、新たな組織犯罪であるとか、空き家の増加であるとか、高齢者等の万引きが急増しているとか、被災地域、また過疎地域の防犯など、幅広い治安課題を落とし込んだ検討になろうかと思っておりますので、その点もお願いいたします。

人工知能や情報通信技術の活用など先端技術の導入も進めるということなので、新技術への期待もあります。一方、交番や駐在所は府民に最も近い警察施設であることから、声なき府民の大きな期待を踏まえたアナログ的な部分の機能強化も同時にお願いしたいと思います。

次に、地域における日本語教育についてです。

このことについて私も本会議のほうで質問をさせていただきましたけれども、外国籍の方の日本での暮らし、教育、労働環境については、人手不足の中だけで語られることが増えてきているように思いますが、本来は多文化共生の環境として充実を図る課題として議論すべきだというふうに思っています。よって部局を横断した課題、人が生きていくことに直結した課題であるというふうに捉えています。確かに人手不足は深刻な問題ですが、その観点だけで地域における日本語教育を議論するのではなく、幅広く経済、教育、福祉など様々な観点から議論を進めていただきたいと思います。

外国人支援については、今は知事直轄組織が所管しますが、幅広い課題にどう対応していくのか、現状の体制で対応可能なのか、早急に検討と対応を求めておきます。

最後に、気になるニュースがありました。信号機の老朽化についてです。

先月、全国の信号機の約24%が更新基準を超えている、いわゆる老朽化しているということが報道されました。警察庁は信号機の赤、青、黄色などの表示を切り替える信号制御機の更新基準を19年として、それを超えた場合は老朽化というふうに判断しているようです。老朽化率は、2020年度に過去最悪を更新して以降4年連続で24%で高止まりしています。今は、交通安全施設は大量更新時期にあるというふうに思っています。全国の信号機24%が老朽化とされる中で、2023年度の統計では京都府はワースト、43%と、現状は深刻な状態、実態にあるかと思えます。

実態に適合しなくなった信号機の標識・標示など、交通安全施設の設置見直し、効率的な維持管理等、更新を計画立てて推進していくことが今まさに求められているのではないかと思います。信号制御機は、設置後17年ごろから20年にかけて故障率が上がり、赤と青の同時点滅とか、信号機が消える滅灯が起きる危険が生じているようです。2023年に発生した信号機障害は838件で、うち473件は要するに19年を超えた老朽化した信号機だというデータがあります。

警察庁によると、信号灯が消える滅灯や点滅する閃光など、信号機障害の発生はここ5年間で年間800から900件で推移しており、うち老朽化19年超えの制御機による発生は300から500件とされています。この老朽化した信号機自体が倒壊するというような件数も増えてきているとされています。

信号機の老朽化率が全国ワーストであった京都府では、約200基が設置から30年を超えているそうで、京都市内はもともと碁盤状であって道路に交差点が多く、道路の総延長や面積の割に信号機が多いと、そのような状況から老朽化にも大きく影響されているという指摘もあります。

現在は、老朽化率を全国平均まで下げるため年間に約140基ずつ更新すると京都府でも計画されておるようですが、この計画を確実に実行していただくことをお願いして、私のまよめの挨拶、御要望とさせていただきます。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○石田宗久委員

田島委員長、中村、近藤両副委員長をはじめ、委員の皆様には1年間大変お世話になりました。また、理事者の皆様、そして事務局の皆様にも1年間大変お世話になりました。



総務・警察常任委員会でもこの1年間、管外調査とか管内調査に何回か行っておりますけれども、私も公務で全ては行けなかったのですが、その中で非常に印象に残った取組がありましたので、少し紹介させていただきたいなと思っております。

それは、富山県警のドローンの取組です。これは今年の4月1日に始まったと聞いておりますが、初動対応、これは非常に大事ですので、そのさらなる強化と、警察官の安全確保のために初動警察活動用としては、全国初めての取組ということで、機動警ら隊にドローンを配備されまして、ドローンパトロール隊の運用を始めたというものを調査しに行きました。

もともとドローンは3機あるらしいんですけれども、パトカーに搭載しながらふだんのパトロール活動にも使ったり、行方不明者の捜索とか、熊出没に使うことが富山県のほうでは結構あると聞いています。あるいは、犯罪捜査なんかにも活用しているということで、実際に犯人役になっている警察官が隠れているところを、かなり上空からドローンを飛ばして、カメラでそれを捉えて、近くのモニターで見せていただいたんですけれども、犯人に気づかれないようなかなり高いところから撮っているにもかかわらず、モニターにすごくはっきりと犯人の姿が映し出されていて、これはうまく使えば非常に有効な、捜査上すごく役に立つものだなというふうに思いまして、ぜひ京都府警でもそういう事例を参考にいただきながら何かそういうドローンなんかの活用もさらに進めていただきたいなというふうに思いました。

それと、もう一つは、最近車の事故のニュースをたくさん見るんですけれども、この間は新名神でも逆走があったとか、あるいは埼玉県で小学生に当たってそのまま現場を立ち去って、この間、逮捕されたというニュースもありましたし、大阪市ではレンタカーを借りて下校中の小学生の列に突っ込むという非常に悪質な事故もありました。そして、京都市でもたしか市バスと正面衝突するような事故もありました。最近こういう事故のニュースをやたらと見ますし、自分自身も10日ぐらい前、府庁の正門を出たところの釜座通の西側の薬局の前で、車のフロントガラスが割れてぼこっとへこんでいて、その横に自転車が倒れていて、そして救急車で担架に乗せられて運ばれた様子も見たので、多分事故の直後やったと思うんですが、そういうのを見たりとかして、最近車の事故がすごく気になっています。

一番決め手となったのは、うちの地元の通学路なんですけれども、幼稚園と中学校と小学校がずっと並んでいまして、その道が20キロ制限になっています。その一番始まりのと

ころが北大路通の交差点になっているんですけども、そこにアコムのATMの機械が設置してあるビルがあるんです。歩道と車道を分けるところの境界ブロックって言うんですかね、結構高い縁石ですけども、それを乗り越えてATMの機械の中に車が半分突っ込んで、そして半分は歩道に残っているというような状況で、それもちょうど下校時の夕方の時間で、もしそこに小学生とか幼稚園の子がいたら非常に危険だなということで、その辺りの保護者の方も非常に神経質になっておられまして、下校・登校時には皆さん出てこられて、ずっと子どもを見守っているということになっています。

すごくあり得ない方向から突っ込んでいる感じなので、何でそうなったのかなということが分からないと非常に気持ち悪くて、皆さんもそうおっしゃっていらして、交差点の形状が何かおかしくて錯覚したのか、ただの操作ミスなのかよく分かりませんが、ああいうことがまたあるんじゃないかというふうに皆さんちょっと怖がっております。特に通学路でもありますので、どうやってそういう事故が起こったのかというのもしっかり検証していただいて、そういった事故が起こらないような何か再発防止対策を、ぜひ早急に行っていただきたいなというふうに思っています。

今回の事故と関係あるかどうか分からないんですけども、以前、その交差点というのは、角にビルがぎりぎりまで建っていらして、車が停止信号で止まっても、左側はビルしか見えなくて、そこに歩行者がいるのか、自転車があるのかも分からない状態で、みんな青信号になったらどんどん行っているんですね。もしそこで何か、ちょっとでも信号を無視するような歩行者や自転車がいたら、もう完全にドンと当たります。せめてミラーでもあったらまだましかなと思って要望したことがあるんですけども、違反を前提とした交通安全対策はできないと言われて、今何にもない状況でそのままになっております。

そういう危険なところへの対策というのが何かできないかなと思っていらして、そういうことも地元の警察にも要望はしないといけないとは思っていますが、ぜひ一度対策のほうを考えていただければなと思っております。

要望ばかりになりましたけれども、これで1年間の私のまとめとさせていただきたいと思います。1年間どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願ひします。

○秋田公司委員

1年間、田島委員長、中村副委員長、近藤副委員長をはじめ委員の皆様、どうもありがとうございました。そして、理事者の皆様、大変お世話になりました。また、事務局の皆さんもありがとうございました。

もうほとんど委員の皆様から、この中でやってきたことの整理を聞かしていただいて、私のほうからは警察・総務と一点ずつ、要望等感じたことをお話しさせていただけたらと思います。



まず、警察についてですけれども、私は議員生活をしている中で警察へ年間何度か足を運びます。一番多いのが交通課、そして生活安全課。刑事課とかそういうところはほとんど用事がありません。南署に行って感じますのは、本当に明るい警察署で、親切に対応していただける。こちらが場所を特定して、そして要望事項をお伝えいたしますと、本当にすぐその場所に迅速に行っていて、そして地域の方も一緒になって声を聞いていただいて、適切で安心・安全な対応をしていただけるのは本当に喜んでおります。

もう一つ、私は少年柔剣道の会長をやっております、私も子どものときに剣道を習っておりました。これは九条署のときから少年柔剣道愛好会として続いております。その関係で会長をしておりますけれども、年少から中学生まで多くの少年・少女の剣士がおります。そこでコロナ禍のときも大変でしたけれども、お忙しいけれども警察官の先生に自分たちの職務の後、子どもたちに自分の時間を割いて指導していただいております。本当に剣士たちも喜んでおりますし、その中でやっぱり正義を貫いて、警察署でやることの意義というのを子どもたちは理解しております。大変忙しいと思っておりますけれども、ぜひこれからも地域の子どものために御指導いただけたらと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

そして、総務のほうですけれども、トランプ関税をはじめ、それから物価高、人手不足、かつてないほど大変厳しい社会環境、そして、また生活をしていく上で大変生きにくい時代になっていると思っております。

それは、中小企業、建設業、サービス業、医療、社会福祉協議会、社会福祉法人、それから教育に至るまで人手不足や、また経費が出てこないとか、あらゆる分野で問題がたくさんあって大変難しい時代になってきております。それぞれの経営体自分たちは何のために存在するのかということ絶えず問い続けて、そして、そのことを行っていく意味、お金のためにやるのか、社会のためにやるのか、自分のためにやるのか、何かその辺を問い続けることによって新しい答えを見つけていかなければならないと考えております。

そんな中、生きる目的とかというものを、そういう経営体はどう認識していくのか、ほんまにこれは難しい話です。それを理解していく一つの目安が生産性向上の取組なんですね。本府ではいち早くこの生産性向上の取組を人材育成の基にしていく指標として、補助金をたくさん積んでいただいております。ぜひ、中小企業なり企業体がこれを活用しながら自分たちが社会に貢献して生き残っていくために、生産性を上げるためにしっかりと取り組んでまいります。

そのときに、ぜひ職員の方々も一緒になって、その現場を知っていただいて、そして現場とともに成長していく、そういう職員の経験する場、職員も現場に行けるだけの事務的経費、これもやっぱり計上しながら、京都府ではこの生産性向上の取組を草の根的に人をつくるために、自分たちが成長していく仕組みをつくるための何か物差しがそこにある。それを提供していただければ、ちょっと気が付けば、それが成功事例を生んでくると、今度はまた違う目的が見えてくると思っておりますので、その辺のところをしっかりと職員の方々、

共に歩んでいけるような、そういう仕組みづくりをお願いしたいと思います。

京都府から日本に向かって、世界に向かって、生産性向上で指示待ち人間じゃなくて、自ら問題意識を持って絶えず考え続けることができる、そういう人間をつくるような取組をしていただけたらと思います。

以上をもって私のまとめとさせていただきます。ありがとうございました。

○中村正孝副委員長

昨年の5月から本日に至るまで田島委員長、また近藤副委員長、委員の皆さん、そして、また理事者をはじめ議会事務局の皆さんには、本当にこの1年間、大変お世話になりました。

私のほうからは、警察、また総務の関係で考えをお伝えしたいなと思っております。

警察のほうについては、まさに最近、詐欺事件、特に振り込め詐欺の関係が昨年以上にピッチが速く大きな被害になっている記事も確認させていただいております。私も先日携帯に電話がかかりまして、+何かいう番号がありました。これは意味が分からないし、多分海外の電話かなと思って出ませんでした。先日、警察の方から最近外国からかかる電話の詐欺事件も非常に多いというようなお話を聞いて「ああ、良かったな」というようなことを感じた次第です。

このような状況が続いておりますので、そこは日々本当に神経を削りながら様々な分野でお取組をいただいておりますし、まさにこの被害はできるだけ早いうちに手を打って対策を講じていただくために日々御努力をいただいておりますということは、十分に私自身も認識をしておりますので、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

そして、もう一つは、府民公募型の警察の安全対策ということで、以前は、京都府は年2回の受付ということで、土木関係については今も年2回となっておりますけれども、警察さんのほうは年1回となっております。それは、6月末で受付が締切りになっており、その後現地確認等を実施検討され、その回答が翌年度の1月ぐらいにそれぞれの提案者に回答されています。これはあくまでも府民の皆さん方の日々の生活の気づきの中で感じておられ、特に危険であるとか、そういったところに対する思いというものを込めて提案をされているものであります。もう少しその辺りを御理解いただいて、スピード感をもって回答する対応ができないものかと思っております。申請はそれぞれの署の方から本署のほうに申請されているように伺っておりますけれども、亀岡署のほうには全く回答がないと伺います。そして回答は申請者のほうに直接回答があるような話を聞きます。

やはり申請された人は亀岡署に聞けば分かると思い聞かれたら「いや、うちのほうは分かりません」というような感じの回答があるとお聞きしました。僕も実態は詳しくは分かり



ません。そういったところをもう一度、内々のことをございますから少し連携を密にしてください、どこにかけても分かるような体制ができるのであれば、そのように取り組んでいただければ申請者も非常にありがたいと話しておられます。これは市民の皆さん方のお声でありますので、少し代弁させていただいて、御検討願えたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、総務のほうに関しては、特に人事の関係ですけれども、京都府も今、若い方々が年間100人ぐらい退職されているというようなお話を聞きます。隣の兵庫県では、知事選挙の関係もあって、もっと多くの方々が退職されるというニュースをお聞きします。せっかく京都府職員といったレベルの高いところに、頑張って勉強をして、ここに思いを持ってこられた方々が1年、2年で退職するということは、非常に私は残念な思いもします。

しかし、今の社会情勢は、どの企業もそういった若い方々が退職をするということで、福利厚生も含めて会社としていろんな取組が民間のほうでも行われています。朝、テレビで日本生命の取組を見ていたら、そこはもう1年間100%退職がないというような報道がありました。それは、もう良いところだけを映しているということも当然あると思いますが、やはりどこかに就職すれば私の時代は終身雇用ということで、定年退職まで基本は勤めるというのが当たりまえでありました。しかし、今の若い子は本当にこんないい会社に入っても5年とか6年ですぐ転職するというような傾向は止められない現実なのも分かりません。しかし、現在の社会では努力したり、我慢したりしているところに上司が一つ声をかけることによって、そういうことは回避できるということはたくさんあると思いますので引き続きご指導よろしくお願ひいたします。

それと、一方では民間から公務員になれる方も最近は多いようにも聞いておりますので、転職の方と退職される方々のバランスでプラス・マイナス・ゼロなんていうこともあるのかも分かりませんが、そういったところも今後も十分注意をいただきながら、公務員愛で入ってこられた方々を、できるだけうまく育てていただけるような環境をつくっていただければありがたいということを思わせていただいておりますので、よろしくお願ひをしておきたいと思います。

それから、先ほどからも外国人の関係で、これも本当に私も今回いろいろ勉強させていただいて、外国の方々がこの地に来て、やはりそういう様々な教育を受けながら、この地で生活ができる環境があるということは、来られる方々にとってもどれだけ心強いことかと考えております。

先ほども田中委員のほうからもありましたように、浜松市のほうに行かせていただいたときには、ここは本当に特殊なところなのも分かりませんが、非常に外国人が多いということで、様々な取組をされている環境も見させていただきました。先進的な地域のいろんな事例もあるかと思ひますし、いいものは取り入れていただきながら、この地域でやはり外国人の方々が来て、京都府はやっぱり住み良いし、あらゆる面で整った地域だなど言ってもらえるような環境を構築できればありがたいと、このように思ひますので、

引き続きよろしくお願いを申し上げます。

本当にこの1年間、理事者の皆様方には真摯に御答弁をいただきながら、この議会の総務・警察常任委員会の運営いただいたことに心から感謝を申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○田島祥充委員長

それでは、閉会に当たり私からも一言御挨拶を申し上げます。

昨年5月から本日に至るまでの間、中村副委員長、近藤副委員長をはじめ委員の皆様方には、委員会審査や管内外調査、閉会中の常任委員会の実施など、円滑な運営に格別の御協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

また、理事者の皆様方におかれましては、この間、各般行政に大変な御尽力をいただき誠にありがとうございました。

おかげをもちまして委員長の責務を果たせましたことを、この場をお借りして委員並びに理事者、事務局の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

さて、本委員会は総務部や知事直轄組織、公安委員会等を所管とし、活発に議論・調査を行ってまいりました。この1年間を振り返ってみますと、21回のこの場にての委員会の開催、2回の管外調査、1回の管内調査、その他数次の行催事等委員会調査などを通じて様々な取組を学ばせていただきました。これら学んだことを私の今後の活動に生かしてまいりたいというふうに思っております。

詳細につきましては、先ほど委員の皆様から御発言がございましたので私からは申し上げませんが、人口減少、少子高齢化が進み、収支のバランスが崩れ始めている中で、いかに限られた予算で最大の効果を引き出していくのか、人材不足が叫ばれている中でどうやって優秀な職員を確保していくのか、また外国人材の活用に伴う多文化共生の取組体制の課題、複雑化・巧妙化する特殊詐欺からどうやって被害者を守り、加害者を検挙していくのか、このほかも含めてやらなければいけないことは山積をしております。

理事者の皆様方におかれましては、今申し上げましたものを含め、本委員会での活動において、各委員から出されました御意見・御要望について、今後の府政運営に向け積極的に御検討いただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

最後になりましたが、委員並びに理事者の皆様方におかれましては御健康に留意され、今後ますます御活躍されることを祈念いたしまして、簡単ではありますが私の御挨拶にさせていただきますというふうに思います。

1年間お世話になり、本当にありがとうございました。

